

第一次	第一編 総則（第一条）	
	第一章	裁判所の管轄（第二条—第十九条）
	第二章	裁判所職員の除斥及び忌避（第二十一条—第二十六条）
第三次	第三章 訴訟能力（第二十七条—第二十九条）	
	第四章	弁護及び補佐（第三十条—第四十二条）
	第五章	裁判（第四十三条—第四十六条）
	第六章	書類及び送達（第四十七条—第五十四条）
第四次	第七章 期間（第五十五条・第五十六条）	
	第八章	被告人の召喚・勾引及び勾留（第五十七条—第九十八条の二十四）
	第九章	押収及び捜索（第九十九条—第一百一十七条）
第五次	第十章 檢証（第二百二十八条—第二百四十二条）	
	第十一章	証人尋問（第二百四十三条—第二百六十二条）
	第十二章	鑑定（第二百六十五条—第二百七十四条）
第六次	第十三章 通訳及び翻訳（第二百七十五条—第二百七十八条）	
	第十四章	証拠保全（第二百七十九条・第二百八十条）
	第十五章	訴訟費用（第二百八十二条—第二百八十八条）
第七次	第十六章 費用の補償（第二百八十八条の二—第二百八十九条の七）	
第二次	第二編 第一審	
	第一章	捜査（第二百八十九条—第二百四十六条）
	第二章	公訴（第二百四十七条—第二百七十七条）
第三次	第三章 公判	
	第一節	公判準備及び公判手続（第二百七十七条—第三百十六条）
	第二節	争点及び証拠の整理手続
第四次	第一款 公判前整理手続	
	第一目	通則（第三百十六条の二—第三百十六条の十二）

第二款 期日間整理手続（第三百六条の二十九—第三百三十六条の二十八）

第三款 公判手続の特例（第三百六条の二十九—第三百三十六条の三十—第三百三十六条の三十一）

第三節 被害者参加（第三百三十六条の三十—第三百三十六条の三十九）

第四節 証拠（第三百三十七条—第三百二十八条）

第五節 公判の裁判（第三百二十九条—第三百五十条）

第四章 証拠収集等への協力及び訴追に関する合意

第一節 合意及び協議の手続（第三百五十二条の二—第三百五十条の六）

第二節 公判手続の特例（第三百五十条の七—第三百五十条の九）

第三節 合意の終了（第三百五十条の十—第三百五十条の十二）

第四節 合意の履行の確保（第三百五十条の十三—第三百五十条の十五）

第五章 即決裁判手続

第一節 即決裁判手続の申立て（第三百五十条の十六・第三百五十条の十七）

第二節 公判準備及び公判手続の特例（第三百五十条の十八—第三百五十条の二十六）

第三節 証拠の特例（第三百五十条の二十七）

第四節 公判の裁判の特例（第三百五十条の二十八・第三百五十条の二十九）

第三編 上訴

第一章 通則（第三百五十一条—第三百七十七条）

第二章 控訴（第三百七十二条—第四百四一条）

第三章 上告（第四百五十五条—第四百八十八条）

第四編 第五編 第六編 第七編 附則	抗告 （第四百十九条——第四百三十四 再審 （第四百三十五条——第四百五十三 非常上告 （第四百五十四条——第四百六 略式手続 （第四百六十二条——第四百六 裁判の執行 裁判の執行の手続 （第四百七十二条—— 第五百六条） 裁判の執行に関する調査 （第五百七 正且つ迅速に適用実現することを目的とする。 第一章 裁判所の管轄 第一編 総則 第二条 第一条 この法律は、刑事事件につき、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現することを目的とする。 第二条 裁判所の土地管轄は、犯罪地又は被告人の住所、居所若しくは現在地による。 第三条 国外に在る日本船舶内で犯した罪については、前項に規定する地の外、その船舶の船籍の所在地又は犯罪後その船舶の寄泊した地によること。 第四条 国外に在る日本航空機内で犯した罪については、第一項に規定する地の外、犯罪後その航空機の着陸（着水を含む。）した地による。 第五条 高等裁判所の特別権限に属する事件と他の事件とが関連するときは、高等裁判所は、併せてこれを管轄することができる。 第四条 事物管轄を異にする数個の関連事件が上級の裁判所に属する場合において、併せて審判することを必要としないものがあるときは、上級の裁判所は、決定で管轄権を有する下級の裁判所にこれを移送することができる。 第五条 数個の関連事件が各別に上級の裁判所及び下級の裁判所に属する場合において、併せて審判することを必要としないものがあるときは、上級の裁判所は、決定で下級の裁判所に管轄に属する事件を併せて審判することができる。
---	---

第六条 土地管轄を異にする数個の事件が関連するときは、一個の事件につき管轄権を有する裁判所は、併せて他の事件を管轄することができる。但し、他の法律の規定により特定の裁判所の管轄に属する事件は、これを管轄することができない。

第七条 土地管轄を異にする数個の関連事件が同一裁判所に係属する場合において、併せて審判することを必要としないものがあるときは、その裁判所は、決定で管轄権を有する他の裁判所にこれを移送することができる。

第八条 数個の関連事件が各別に事物管轄を同じくする数個の裁判所に係属するときは、各裁判所は、検察官又は被告人の請求により、決定でこれを一の裁判所に併合することができる。

第九条 前項の場合において各裁判所の決定が一致しないときは、各裁判所に共通する直近上級の裁判所は、検察官又は被告人の請求により、決定で事件を一の裁判所に併合することができる。

第一項の場合は、左の場合に関連するものとする。

- 一 一人が数罪を犯したとき。
- 二 数人が共に同一又は別個の罪を犯したとき。
 - 三 数人が通謀して各別に罪を犯したとき。

前項の規定は、受命裁判官にこれを準用する。

第十三条 訴訟手続は、管轄違の理由によつては、その効力を失わない。

第十四条 裁判所は、管轄権を有しないときでも、急速を要する場合には、事実発見のため必要な処分をすることができる。

前項の規定は、受命裁判官にこれを準用する。

第十五条 檢察官は、左の場合には、関係のある第一審裁判所に共通する直近上級の裁判所に管轄指定の請求をしなければならない。

一 裁判所の管轄区域が明らかでないため管轄裁判所が定まらないとき。

二 管轄違を言い渡した裁判が確定した事件について他に管轄裁判所がないとき。

三 法律による管轄裁判所がないとき、又はこれを知ることができないときは、検事総長は、最高裁判所に管轄指定の請求をしなければならない。

四 裁判官が事件について証人又は鑑定人となつたとき。

五 裁判官が事件について被告人の代理人、弁護人又は補佐人となつたとき。

六 裁判官が事件について検察官又は司法警察員の職務を行つたとき。

七 裁判官が事件について第二百六十六条第二号の決定、略式命令、前審の裁判第三百九十八条乃至第四百条、第四百十二条若しくは第四百十三条の規定により差し戻し、若しくは移送された場合における原判決又はこれらの裁判の基礎となつた取調べに関与したとき。

八 受託裁判官として関与した場合は、この限りでない。

九 裁判所に管轄移転の請求を行ふことができないとき。

一〇 地方の民心、訴訟の状況その他の事情により裁判の公平を維持することができない虞があるとき。

一一 裁判所に管轄移転の請求をしなければならない。

一二 管轄裁判所が法律上の理由又は特別の事情により裁判権を行ふことができないとき。

一三 前項各号の場合には、被告人も管轄移転の請求を求めることができる。

一四 第十八条 犯罪の性質、地方の民心その他の事情により管轄裁判所が審判をするときは公安を害する虞があると認める場合には、検事総長は、最高裁判所に管轄移転の請求をしなければならない。

一五 第十九条 裁判所は、適當と認めるときは、検察官若しくは被告人の請求により又は職権で、決定を以て、その管轄に属する事件を事物管轄をきる。

一六 移送の決定は、被告事件につき証拠調を開始した後は、これをすることができない。移送の決定又は移送の請求を却下する決定に対するは、その決定により著しく利益を害される場合に限り、その事由を疎明して、即時抗告をることができる。

第二章 裁判官の除斥及び忌避

第二十条 裁判官は、次に掲げる場合には、職務の執行から除斥される。

一 裁判官が被害者であるとき。

二 裁判官が被告人又は被害者の親族であるとき、又はあつたとき。

三 裁判官が被告人又は被害者の法定代理人、補助人又は補助監督人であるとき。

四 裁判官が事件について証人又は鑑定人となつたとき。

五 裁判官が事件について被告人の代理人、弁護人又は補佐人となつたとき。

六 裁判官が事件について検察官又は司法警察員の職務を行つたとき。

七 裁判官が事件について第二百六十六条第二号の決定、略式命令、前審の裁判第三百九十八条乃至第四百条、第四百十二条若しくは第四百十三条の規定により差し戻し、若しくは移送された場合における原判決又はこれらの裁判の基礎となつた取調べに関与したとき。

八 受託裁判官として関与した場合は、この限りでない。

九 裁判所に管轄移転の請求を行ふことができないとき。

一〇 地方の民心、訴訟の状況その他の事情により裁判の公平を維持することができない虞があるとき。

一一 裁判所に管轄移転の請求をしなければならない。

一二 管轄裁判所が法律上の理由又は特別の事情により裁判権を行ふことができないとき。

一三 前項各号の場合には、被告人も管轄移転の請求を求めることができる。

一四 第二十二条 事件について請求又は陳述をした後には、不公平な裁判をする虞があることを理由として裁判官を忌避することはできない。但し、被告人の明示した意思に反することはできない。

一五 第二十三条 合議体の構成員である裁判官が忌避されたときは、その裁判官所属の裁判所が、決して、忌避の原因があることを知らなかつたとき、又は忌避の原因がその後に生じたときは、この限りでない。

一六 第二十七条 被告人又は被疑者が法人であるときは、その代表者が、訴訟行為についてこれを代表する。

一七 第二十八条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十九条又は第四十一条の規定を適用しない罪に当たる事件について、被告人又は被疑者が意思能力を有しないときは、その法定代理人（二人以上あるときは、各自。以下同じ。）が、訴訟行為についてこれを代理する。

一八 第二十九条 前二条の規定により被告人を代表し、又は代理する者がないときは、検察官の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

一九 第三十条 前二条の規定により被疑者を代表する者がない場合において、検察官、司法警察員又は利害関係人の請求があつたときも、前項と同様である。

二十 第四十一条 特別代理人は、被告人又は被疑者を代理して訴訟行為をする事ができるまで、その任務を行う。

二十一 第四章 弁護及び補佐

二十二 第三十一条 被告人又は被疑者は、何時でも弁護人の申立てを理由があるものとするときは、その決定があつたものとみなす。

二十三 第三十二条 弁護された裁判官は、前二項の決定に關与することができない。

裁判所が忌避された裁判官の退去により決定をすることができないときは、直近上級の裁判所が、決定をしなければならない。

第二十四条 訴訟を遅延させる目的のみでされたことの明らかな忌避の申立は、決定でこれを却下しなければならない。この場合には、前条第三項の規定を適用しない。第二十二条の規定に違反し、又は裁判所の規則で定める手続に違反してされた忌避の申立を却下する場合も、同様である。

前項の場合には、忌避された受命裁判官、地方法院の一人の裁判官又は家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官は、忌避の申立てを却下は簡易裁判所又は地方裁判所においては、裁判所の許可を得たときは、弁護士でない者を弁護員の職務を行つたとき。

第二十五条 忌避の申立てを却下する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第二十六条 この章の規定は、第二十条第七号の規定を除いて、裁判所書記にこれを準用する。

決定は、裁判所書記所属の裁判所がこれをしないなければならない。但し、第二十四条第一項の場合には、裁判所書記の附属する受命裁判官が、忌避の申立てを却下する裁判をすることができる。

第二十七条 被告人又は被疑者が法人であるときは、その代表者が、訴訟行為についてこれを代表する。

数人が共同して法人を代表する場合にも、訴訟行為については、各自が、これを代表する。

第二十八条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十九条又は第四十一条の規定を適用しない罪に当たる事件について、被告人又は被疑者が意思能力を有しないときは、その法定代理人（二人以上あるときは、各自。以下同じ。）が、訴訟行為についてこれを代理する。

前二条の規定により被告人を代表し、又は代理する者がないときは、検察官の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

第二十九条 前二条の規定により被疑者を代表する者がない場合において、検察官、司法警察員又は利害関係人の請求があつたときも、前項と同様である。

第三十条 被告人又は被疑者が法人であるときは、その法定代理人（二人以上あるときは、各自。以下同じ。）が、訴訟行為についてこれを代理する。

第三十一条 被告人に数人の弁護人があるときは、裁判所の規則で、主任弁護人を定めなければならない。

第三十二条 公訴の提起前にした弁護人の選任は、第一審においてもその効力を有する。

公訴の提起後における弁護人の選任は、審級ごとにこれをしなければならない。

第三十三条 被告人に数人の弁護人があるときは、裁判所の規則で、主任弁護人を定めなければならない。

公訴の提起後における弁護人の選任は、審級ごとにこれをしなければならない。

第三十四条 前条の規定による主任弁護人の権限については、裁判所の規則の定めるところによる。

第三十五条 裁判所は、裁判所の規則の定めるところにより、被告人又は被疑者の弁護人の数を制限することができる。但し、被告人の弁護人については、特別の事情のあるとき限り。

第三十六条 被告人が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判所は、その請求により、被告人のため弁護人を附選任した弁護人がある場合は、この限りでなければならない。但し、被告人以外の者が選任した弁護人がある場合は、この限りでない。

第三十七条 この法律により弁護人を要する場合を除いて、被告人が前条の請求をするには、資力申告書（その者に属する現金、預金その他政令で定めるこれらに準ずる資産の合計額（以下「資力」という。）及びその内訳を申告す

被告人又は被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、独立して弁護人を選任することができる。

第三十八条 弁護人は、弁護士の中からこれを選任しなければならない。

簡易裁判所又は地方裁判所においては、裁判所の許可を得たときは、弁護士でない者を弁護人を選任することができる。ただし、地方裁判所においては、他に弁護士の中から選任された弁護人がある場合に限る。

第三十九条 弁護人を選任しようとする被告又は家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官は、弁護士会に對し、弁護人の選任の申出をすることができる。

第四十条 弁護士会は、前項の申出を受けた場合は、速やかに、所属する弁護士の中から弁護士となるとする者を紹介しなければならない。

第四十一条 この旨を通知しなければならない。同項の規定により紹介した弁護士が被告人又は被疑者がした弁護人の選任の申込みを拒んだときも、同様とする。

弁護士会は、前項の弁護人となろうとする者がないときは、当該申出をした者に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

この章の規定は、第二十条第七号の規定を除いて、裁判所書記にこれを準用する。

決定は、裁判所書記所属の裁判所がこれをしないなければならない。但し、第二十四条第一項の場合には、裁判所書記の附属する受命裁判官が、忌避の申立てを却下する裁判をすることができる。

第四十二条 この章の規定は、第二十条第七号の規定を除いて、裁判所書記にこれを準用する。

決定は、裁判所書記所属の裁判所がこれをしないなければならない。但し、第二十四条第一項の場合には、裁判所書記の附属する受命裁判官が、忌避の申立てを却下する裁判をすることができる。

第四十三条 この章の規定は、第二十条第七号の規定を除いて、裁判所書記にこれを準用する。

決定は、裁判所書記所属の裁判所がこれをしないなければならない。但し、第二十四条第一項の場合には、裁判所書記の附属する受命裁判官が、忌避の申立てを却下する裁判をすることができる。

第四十四条 この章の規定は、第二十条第七号の規定を除いて、裁判所書記にこれを準用する。

決定は、裁判所書記所属の裁判所がこれをしないなければならない。但し、第二十四条第一項の場合には、裁判所書記の附属する受命裁判官が、忌避の申立てを却下する裁判をすることができる。

第四十五条 この章の規定は、第二十条第七号の規定を除いて、裁判所書記にこれを準用する。

決定は、裁判所書記所属の裁判所がこれをしないなければならない。但し、第二十四条第一項の場合には、裁判所書記の附属する受命裁判官が、忌避の申立てを却下する裁判をすることができる。

第四十六条 この章の規定は、第二十条第七号の規定を除いて、裁判所書記にこれを準用する。

決定は、裁判所書記所属の裁判所がこれをしないなければならない。但し、第二十四条第一項の場合には、裁判所書記の附属する受命裁判官が、忌避の申立てを却下する裁判をすることができる。

第四十七条 この章の規定は、第二十条第七号の規定を除いて、裁判所書記にこれを準用する。

決定は、裁判所書記所属の裁判所がこれをしないなければならない。但し、第二十四条第一項の場合には、裁判所書記の附属する受命裁判官が、忌避の申立てを却下する裁判をすることができる。

第四十八条 この章の規定は、第二十条第七号の規定を除いて、裁判所書記にこれを準用する。

決定は、裁判所書記所属の裁判所がこれをしないなければならない。但し、第二十四条第一項の場合には、裁判所書記の附属する受命裁判官が、忌避の申立てを却下する裁判をすることができる。

第四十九条 この章の規定は、第二十条第七号の規定を除いて、裁判所書記にこれを準用する。

決定は、裁判所書記所属の裁判所がこれをしないなければならない。但し、第二十四条第一項の場合には、裁判所書記の附属する受命裁判官が、忌避の申立てを却下する裁判をすることができる。

第五十条 この章の規定は、第二十条第七号の規定を除いて、裁判所書記にこれを準用する。

決定は、裁判所書記所属の裁判所がこれをしないなければならない。但し、第二十四条第一項の場合には、裁判所書記の附属する受命裁判官が、忌避の申立てを却下する裁判をすることができる。

第五十一条 この章の規定は、第二十条第七号の規定を除いて、裁判所書記にこれを準用する。

決定は、裁判所書記所属の裁判所がこれをしないなければならない。但し、第二十四条第一項の場合には、裁判所書記の附属する受命裁判官が、忌避の申立てを却下する裁判をすることができる。

第五十二条 この章の規定は、第二十条第七号の規定を除いて、裁判所書記にこれを準用する。

決定は、裁判所書記所属の裁判所がこれをしないなければならない。但し、第二十四条第一項の場合には、裁判所書記の附属する受命裁判官が、忌避の申立てを却下する裁判をすることができる。

第五十三条 この章の規定は、第二十条第七号の規定を除いて、裁判所書記にこれを準用する。

決定は、裁判所書記所属の裁判所がこれをしないなければならない。但し、第二十四条第一項の場合には、裁判所書記の附属する受命裁判官が、忌避の申立てを却下する裁判をすることができる。

る書面をいう。以下同じ。)を提出しなければならない。

第三十六条の三

この法律により弁護人を要する場合を除いて、その資力が基準額(標準的な必要生計費を勘案して一般に弁護人の報酬及び費用を賄うに足りる額として政令で定める額をいう。以下同じ。)以上である被告人が第三十六条の請求をするには、あらかじめ、その請求をする裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士会に第三十一条の二第一項の申出をしていなければならない。

前項の規定により第三十一条の二第一項の申出を受けた弁護士会は、同条第三項の規定による通知をしたときは、前項の地方裁判所又は当該被告事件が係属する裁判所に対し、その旨を通知しなければならない。

第三十七条

左の場合に被告人に弁護人がないとときは、裁判所は、職権で弁護人を附することができる。

- 一 被告人が未成年者であるとき。
- 二 被告人が年齢七十年以上の者であるとき。
- 三 被告人が耳の聞えない者又は口のきけない者であるとき。
- 四 被告人が心神喪失者又は心神耗弱者である疑があるとき。
- 五 その他必要と認めるとき。

第三十七条の二

被疑者に対し勾留状が発せられた場合において、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないとときは、裁判官は、被疑者のため弁護人を付さなければならない。ただし、被疑者以外の者が選任した弁護人がある場合又は被疑者が釈放された場合は、この限りでない。前項の請求は、勾留を請求された被疑者も、これをすることができる。

第三十七条の三

前条第一項の請求をするには、資力申告書を提出しなければならない。

その資力が基準額以上である被疑者が前条第一項の請求をするには、あらかじめ、その勾留の請求を受けた裁判官の所属する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士会に第三十一条の二第一項の申出をしていなければならない。

前項の規定により第三十一条の二第一項の申出を受けた弁護士会は、同条第三項の規定による通知をしたときは、前項の地方裁判所に対し、その旨を通知しなければならない。

第三十七条の四

裁判官は、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる事件について第三十七条の二第一項又は前条の規定により弁護人を付す場合又は付した場合において、特に必要があると認めるときは、職権で更に弁護人一人を付することができる。ただし、被疑者が釈放された場合は、この限りでない。

第三十七条の五

裁判官は、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる事件について第三十七条の二第一項又は前条の規定により弁護人を付す場合又は付した場合において、特に必要があると認めるときは、職権で更に弁護人一人を付することができる。ただし、被疑者が釈放された場合は、この限りでない。

第三十七条の六

裁判官は、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる事件について第三十七条の二第一項又は前条の規定により弁護人を付す場合又は付した場合において、特に必要があると認めるときは、職権で更に弁護人一人を付すことができる。ただし、被疑者が釈放された場合は、この限りでない。

第三十七条の七

裁判官は、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる事件について第三十七条の二第一項又は前条の規定により弁護人を付す場合又は付した場合において、特に必要があると認めるときは、職権で更に弁護人一人を付すことができる。ただし、被疑者が釈放された場合は、この限りでない。

弁護人を解任するに当たつては、被告人の権利を不当に制限するがないようにしなければならない。

第三十九条

公訴の提起前は、裁判官が付した弁護人の解任は、前三項の規定を準用する。

第四十条

裁判所又は裁判官が付した弁護人又は被疑者は、弁護人又は弁護人を選任することができる者(弁護士でない者にあっては、第三十一条の第二項の許可があつた後に限る。)と立会人なくして接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる。

第四十一条

前項の接見又は授受については、法令(裁判所の規則を含む。以下同じ。)で、被告人又は被疑者の逃亡、罪証の隠滅又は戒護に支障のある物の授受を防ぐため必要な措置を規定することができる。

第四十二条

前項の接見又は授受に関しては、その日限り、第一項の接見又は授受に関する限り、第一項の接見又は授受に關し、その日限り、場所及び時間を指定することができる。

第四十三条

裁判所は、公訴の提起後は、裁判所において、訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧し、且つ謄写することができる。但し、証拠物を謄写するについては、裁判長の許可を受けなければならない。

第四十四条

前項の規定にかかわらず、第一百五十七条の六第四項に規定する記録媒体は、謄写することができない。

第四十五条

上訴を許さない決定又は命令には、理由を附すことを行なうことができる。

第四十六条

上訴を許さない決定又は命令には、理由を附すことを行なうことができる。

ある場合に、この限りでない。

第五章

裁判

場合を除いては、口頭弁論に基いてこれをしなければならない。

第四十七条

決定又は命令は、口頭弁論に基いてこれをすればならない。

第四十八条

決定又は命令は、口頭弁論に基いてこれをすればならない。

第四十九条

決定又は命令は、口頭弁論に基いてこれをすればならない。

第五十条

決定又は命令は、口頭弁論に基いてこれをすればならない。

第五十一条

決定又は命令は、口頭弁論に基いてこれをすればならない。

第五十二条

決定又は命令は、口頭弁論に基いてこれをすればならない。

第五十三条

決定又は命令は、口頭弁論に基いてこれをすればならない。

第五十四条

決定又は命令は、口頭弁論に基いてこれをすればならない。

第五十五条

決定又は命令は、口頭弁論に基いてこれをすればならない。

人は、読むことができないとき、又は目の見えないときは、公判調書の朗読を求めることができる。

第五十条 公判調書が次回の公判期日までに整理されたなかたときは、裁判所書記は、検察官、被告人又は弁護人の請求により、次回の公判期日において又はその期日までに、前回の公判期における証人の供述の要旨を告げなければならない。この場合において、請求をした検察官、被告人又は弁護人が証人の供述の要旨の正確性につき異議を申し立てたときは、その旨を調書に記載しなければならない。

被告人及び弁護人の出頭なくして開廷した公判期日の公判調書が、次回の公判期日までに整理されなかたときは、裁判所書記は、次回の公判期において又はその期日までに、出頭した被告人又は弁護人に前回の公判期日における審理に関する重要な事項を告げなければならぬ。

第五十一条 檢察官、被告人又は弁護人は、公判調書の記載の正確性につき異議を申し立てることができる。異議の申立があつたときは、その旨を調書に記載しなければならない。

前項の異議の申立ては、遅くとも当該審級における最終の公判期日後十四日以内にこれをしなければならない。ただし、第四十八条第三項の規定により判決を宣告する公判期日後に整理された調書については、整理ができた日から十四日以内にこれをることができる。

第五十二条 公判期日における訴訟手続で公判調書に記載されたものは、公判調書のみによつてこれを証明することができる。

第五十三条 何人も、被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧することができる。但し、訴訟記録の保存又は裁判所若しくは検察庁の事務に支障のあるときは、この限りでない。

訴訟関係又は閲覧につき正當な理由があつて訴論の公開を禁止した事件の訴訟記録又は一般の閲覧に適しないものとしてその閲覧が禁止された訴訟記録は、前項の規定にかかわらず、訴訟関係又は閲覧につき正當な理由があつて特に訴訟記録の保管者の許可を受けた者でなければ、これを閲覧することができない。

日本憲法第八十二条第二項但書に掲げる事件については、閲覧を禁止することはできない。

訴訟記録の保管及びその閲覧の手数料については、別に法律でこれを定める。

第五十三条の二 訴訟に関する書類及び押収物については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の規定は、適用しない。

訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第五章第四節の規定は、適用しない。

訴訟に関する書類については、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二章の規定は、適用しない。この場合において、訴訟に関する書類についての同法第四章の規定については、同法第十四条第一項中「国の機関（行政機関を除く。以下この条において同じ。）」とあり、及び同法第十六条第一項第三号中「国の機関（行政機関を除く。）」とあるのは、「国の機関」とする。

押収物については、公文書等の管理に関する法律の規定は、適用しない。

第五十四条 書類の送達については、裁判所の規則に特別の定めのある場合を除いては、民事訴訟に関する法令の規定（公示送達に関する規定を除く。）を準用する。

第七章 期間

第五十五条 期間の計算については、時で計算するものは、即時からこれを起算し、日、月又は年で計算するものは、初日を算入しない。但し、時効期間の初日は、時間を論じないで一日としてこれを計算する。

月及び年は、暦に従つてこれを計算する。

期間の末日が日曜日、土曜日、国民の祝日に關する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日、一月一日、一月三日又は十二月二十九日から十一月三十一日までの日に当るときは、これを期間に算入しない。ただし、時効期間についても、この限りでない。

第五十六条 法定の期間は、裁判所の規則の定めるところにより、訴訟行為をすべき者の住居又は事務所の所在地と裁判所又は検察庁の所在地との距離及び交通通信の便否に従い、これを延長することができる。

前項の規定は、宣告した裁判に対する上訴の提起期間には、これを適用しない。

第五十七条 裁判所は、裁判所の規則で定める相手の猶予期間を置いて、被告人を召喚することができる。

第五十八条 裁判所は、次の場合には、被告人を勾引することができる。

一　被告人が定まつた住居を有しないとき。

二　被告人が、正当な理由がなく、召喚に応じた時から二十四時間以内にこれを釈放しなければならない。但し、その時間内に勾留状が発せられたときは、この限りでない。

第五十九条 勾引した被告人は、裁判所に引致した時から二十四時間以内にこれを釈放しなければならない。但し、その時間内に勾留状が発せられたときは、この限りでない。

第六十条 裁判所は、被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合で、左の各号の一にあたるとときは、これを勾留することができます。

一　被告人が定まつた住居を有しないとき。

二　被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

三　被告人が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

勾留の期間は、公訴の提起があつた日から二箇月とする。特に継続の必要がある場合においては、具体的にその理由を附した決定で、一箇月ごとにこれを更新することができる。但し、第八十九条第一号、第三号、第四号又は第六号にあたる場合を除いては、更新は、一回に限りるものとする。

三十万円（刑法、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）及び経済関係罰則の整備に関する法律（昭和十九年法律第四号）の罪以外の罪については、当分の間、二万円）以下の罰金・拘留又は科料に当たる事件については、被告人が定まつた住居を有しない場合に限り、第一項の規定を適用する。

第六十一条 被告人の勾留は、被告人に対し被告事件を告げこれに関する陳述を聽いた後でなければ、これをすることができない。但し、被告人が逃亡した場合は、この限りでない。

第六十二条 被告人の召喚、勾引又は勾留は、召喚状、勾引状又は勾留状を發してこれをしなければならない。

第六十三条 召喚状には、被告人の氏名及び住居、罪名、出頭すべき年月日時及び場所並びに正当な理由がなく出頭しないときは勾引状を發すことがある旨その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければならない。

第六十四条 勾引状又は勾留状には、被告人の氏名及び住居、罪名、公訴事実の要旨、引致すべ

き場所又は勾留すべき刑事施設、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができる。令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければならない。

被告人の氏名が明らかでないときは、人相、体格その他被告人を特定するに足りる事項で被告人を指示することができる。

被告人の住居が明らかでないときは、これを記載することを要しない。

第六十五条 召喚状は、これを送達する。

被告人から期日に出頭する旨を記載した書面を差し出し、又は出頭した被告人に対し口頭で次回の出頭を命じたときは、召喚状を送達した場合と同一の効力を有する。口頭で出頭を命じた場合には、その旨を調書に記載しなければならない。

裁判所に近接する刑事施設にいる被告人に対しては、刑事施設職員（刑事施設の長又はその指名する刑事施設の職員をいう。以下同じ。）に通知してこれを召喚することができる。この場合には、被告人が刑事施設職員から通知を受けた時に召喚状の送達があつたものとみなす。

裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に被告人の勾引を嘱託することができる。

受託裁判官は、受託の権限を有する他の地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に轉属することができる。

受託裁判官は、受託事項について権限を有しないときは、受託の権限を有する他の地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に嘱託を移送することができる。

嘱託又は移送を受けた裁判官は、勾引状を發しなければならない。

第六十六条 裁判所は、被告人の現在地の地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に被告人の勾引を嘱託することができる。

受託裁判官は、受託の権限を有する他の地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に轉属することができる。

受託裁判官は、受託事項について権限を有しないときは、受託の権限を有する他の地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に嘱託を移送することができる。

第六十七条 前条の場合には、嘱託によつて勾引状を発した裁判官は、被告人を引致した時からこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第六十八条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第六十九条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第七十条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第七十一条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第七十二条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第七十三条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第七十四条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第七十五条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第七十六条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第七十七条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第七十八条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第七十九条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第八十条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第八十一条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第八十二条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第八十三条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第八十四条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第八十五条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第八十六条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第八十七条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第八十八条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第八十九条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第九十条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第九十一条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第九十二条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第九十三条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第九十四条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第九十五条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第九十六条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第九十七条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第九十八条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第九十九条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第一百条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第一百零一条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第一百零二条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第一百零三条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第一百零四条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第一百零五条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第一百零六条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第一百零七条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第一百零八条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第一百零九条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第一百一十条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第一百一十一条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第一百一十二条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第一百一十三条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第一百一十四条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第一百一十五条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第一百一十六条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第一百一十七条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第一百一十八条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第一百一十九条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第一百二十条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第一百二十一条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第一百二十二条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第一百二十三条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第一百二十四条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第一百二十五条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第一百二十六条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第一百二十七条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第一百二十八条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第一百二十九条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第一百三十条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第一百三十一条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第一百三十二条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第一百三十三条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第一百三十四条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第一百三十五条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第一百三十六条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第一百三十七条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第一百三十八条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第一百三十九条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第一百四十条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第一百四十一条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第一百四十二条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第一百四十三条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第一百四十四条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第一百四十五条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第一百四十六条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第一百四十七条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第一百四十八条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第一百四十九条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第一百五十条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第一百五十一条 前条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第一百五十ニ ハイドロカルバート

三 被告人が常習として長期三年以上の懲役又は禁錮に当たる罪を犯したものであるとき。

四 被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

五 被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの方を畏怖させる行為をすると疑うに足りる相当な理由があるとき。

六 被告人の氏名又は住居が分からぬとき。

第九十条 裁判所は、保釈された場合に被告人が逃亡し又は罪証を隠滅するおそれの程度のほか、身体の拘束の継続により被告人が受けける健 康上、経済上、社会生活上又は防御の準備上の不利益の程度その他の事情を考慮し、適当と認めるときは、職権で保釈を許すことができる。

第八十二条第三項 の規定は、前項の請求についてこれを準用する。

第九十二条 裁判所は、保釈を許す決定又は保釈の請求を却下する決定をするには、検察官の意見を聴かなければならない。

第九十三条 保釈を許す場合には、保証金額を定めなければならない。

裁判所は、前項の規定により被告人の住居を制限する場合において必要と認めるときは、裁判所の許可を受けないでその指定する期間を超えて当該住居を離れてはならない旨の条件を付することができる。

前項の期間は、被告人の生活の状況その他の事情を考慮して指定する。

第四項の許可をする場合には、同項の住居を離れることを必要とする理由その他の事情を考慮して、当該住居を離れることができる期間を指定しなければならない。

第九十四条 保釈を許す決定は、保証金の納付があつた後でなければ、これを執行することができない。

裁判所は、保釈請求者でない者に保証金を納めることを許すことができる。

裁判所は、有価証券又は裁判所の適當と認めることを許すことができる。

裁判所は、保釈請求者でない者に保証書を以て保証金に代えることを許すことができる。

裁判所は、適当と認めるときは、決定で、勾留による拘禁が不当に長くなつたときは、裁判所は、第八十八条に規定する者の請求により、又は職権で、決定を以て勾留を取り消し、又は保釈を許さなければならない。

第九十五条 裁判所は、停止をする期間と前項の期間を指定するに当たつては、その終期を日時をもつて指定するとともに、当該日時に出頭すべき場所を指定しなければならない。

裁判所は、必要と認めるときは、第二項の期間を延長することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

裁判所は、期間を指定されて勾留の執行停止をされた被告人について、当該期間の終期として指定された日時まで勾留の執行停止を継続する必要がなくなつたと認めるときは、当該期間を短縮することができます。(この場合においては、第三項の規定を準用する。

第九十五条の二 期間を指定されて勾留の執行停止をされた被告人が、正当な理由がなく出頭しないとき

裁判所は、前項の規定により保釈を取り消す場合には、前項の規定による報告には、前項の規定による刑に処する判決(拘禁刑の全部の執行猶予の言渡しをしないものに限る)の執行猶予の言渡しを受けた後、保釈又は勾留の執行停止をされている被告人が逃亡したときは、裁判所は、検察官の請求により、又は職権で、当該事項について報告をすること。

二 当該事項に変更が生じたときは、速やかに、その変更の内容について報告をすること。

裁判所は、前項の場合において、必要と認めることは、同項の被告人に対し、同項の規定による報告を裁判所の指定する日時及び場所に出頭してすることを命ずることができる。

裁判所は、第一項の規定による報告があつたときは、その旨及びその報告の内容を、同項(第一号に係る部分に限る)の規定による報告がなかつたときは又は同項(第二号に係る部分に限る)の規定による報告がなかつたことを知つたときはその旨及びその状況を、それぞれ速やかに検察官に通知しなければならない。

第九十六条 裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、検察官の請求により、又は職権で、決定で、保釈又は勾留の執行停止を取り消すことができる。

一 被告人が、召喚を受け正当な理由がなく出頭しないとき。

二 被告人が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

三 被告人が罪証を隠滅し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

四 被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え若しくは

三 被告人が常習として長期三年以上の懲役又は禁錮に当たる罪を犯したものであるとき。

四 被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

五 被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え若しくは離れることを必要とする理由その他の事情を考慮して、当該住居を離れることができる期間を指定しなければならない。

第四項の許可をする場合には、同項の住居を離れることを必要とする理由その他の事情を考慮して、当該住居を離れることができる期間を更新されることは、二年以下の拘禁刑に処する。

第九十五条の三 裁判所の許可を受けないで指定された期間を超えて制限された住居を離れてはならない旨の条件を付されて保釈又は勾留の執行停止をされた被告人が、当該条件に係る住居を

裁判所は、必要と認めるときは、前項の期間を延長することができる。

裁判所は、第四項の許可を受けた被告人について、同項の住居を離れることができる期間として指定された期間の終期まで当該住居を離れることができるときは、当該期間を短縮することができる。

第九十四条 保釈を許す決定は、保証金の納付があつた後でなければ、これを執行することができない。

裁判所は、保釈請求者でない者に保証書を以て保証金に代えることを許すことができる。

裁判所は、有価証券又は裁判所の適當と認めることを許すことができる。

裁判所は、保釈請求者でない者に保証書を以て保証金に代えることを許すことができる。

裁判所は、適当と認めるときは、決定で、勾留による拘禁が不当に長くなつたときは、裁判所は、第八十八条に規定する者の請求により、又は職権で、決定を以て勾留を取り消すことができる。

裁判所は、停止をする期間と前項の期間を指定するに当たつては、その終期を日時をもつて指定するとともに、当該日時に出頭すべき場所を指定しなければならない。

裁判所は、必要と認めるときは、第二項の期間を延長することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

裁判所は、期間を指定されて勾留の執行停止をされた被告人について、当該期間の終期として指定された日時まで勾留の執行停止を継続する必要がなくなつたと認めるときは、当該期間を短縮することができます。(この場合においては、第三項の規定を準用する。

第九十五条の二 期間を指定されて勾留の執行停止をされた被告人が、正当な理由がなく出頭しないとき

裁判所は、前項の規定により保釈を取り消す場合には、前項の規定による報告には、前項の規定による刑に処する判決(拘禁刑の全部の執行猶予の言渡しをしないものに限る)の執行猶予の言渡しを受けた後、保釈又は勾留の執行停止をされている被告人が逃亡したときは、裁判所は、検察官の請求により、又は職権で、当該事項について報告をすること。

二 被告人が、召喚を受け正当な理由がなく出頭しないとき。

三 被告人が罪証を隠滅し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

四 被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え若しくは

離れ、当該許可を受けないで、正当な理由がない、当該期間を超えて当該住居に帰着しないときは、二年以下の拘禁刑に処する。

前項の被告人が、裁判所の許可を受けて同項の住居を離れ、正当な理由がなく、当該住居を離れることができる期間として指定された期間を超過して当該住居に帰着しないときも、同項と同様とする。

第九十五条の四 裁判所は、被告人の逃亡を防止し、又は公判期日の出頭を確保するため必要があると認めるときは、保釈を許す決定又は第九十五条第一項前段の決定を受けた被告人に対し、その住居、労働又は通学の状況、身分関係その他のその変更が被告人が逃亡すると疑うに足りる相当な理由の有無の判断に影響を及ぼすものについて、次に掲げるところに従つて報告をすることを命ずることができる。

裁判所の指定する時期に、当該時期における当該事項について報告をすること。

二 当該事項に変更が生じたときは、速やかに、その変更の内容について報告をすること。

裁判所は、前項の場合において、必要と認めることは、同項の被告人に対し、同項の規定によるとときは、同項の被被告人に対し、同項の規定による報告を裁判所の指定する日時及び場所に出頭してすることを命ずることができる。

裁判所は、第一項の規定による報告があつたときは、その旨及びその報告の内容を、同項(第一号に係る部分に限る)の規定による報告がなかつたときは又は同項(第二号に係る部分に限る)の規定による報告がなかつたことを知つたときは、その旨及びその状況を、それぞれ速やかに検察官に通知しなければならない。

裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、検察官の請求により、又は職権で、保釈又は勾留の執行停止を取り消さなければならない。

一 保釈を取り消された者が、第九十八条の二の規定による命令を受け正当な理由がなく出頭しない場合又は逃亡した場合において、その者が拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告を受けた者であるときは、裁判所は、決定で、保証金の全部又は一部を没収しなければならない。

二 保釈を取り消された者が、拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告を受けた後、第三百四十三条の二(第四百四条(第四百四十七条第一項第二号及び第四号において同じ)に規定する場合を含む。第九十八条の十七第一項第二号及び第四号において同じ)に規定する場合を含む。)の規定による命令を受け正当な理由がなく出頭しないときは、逃亡したとき(保釈されている場合及び保釈を取り消された後、逃亡した場合を除く。)は検察官の請求により又は職権で、刑の執行のため呼出しを受け正当な理由がなく出頭しないときは逃亡したとき(保釈されている場合及び保釈を取り消された後、逃亡した場合を除く。)は検察官の請求により又は職権で、刑の執行のため呼出しを受け正当な理由がなく出頭しないときは逃亡したとき(保釈されている場合及び保釈を取り消された後、逃亡した場合を除く。)は検察官の請求により、決定で、保証金の全部又は一部を没収しなければならない。

第九十七条 上訴の提起期間内の事件でまだ上訴提起がないものについて、勾留の期間を更新

一 賭博、富くじ又は風俗を害する行為に常用されるものと認められる場所
二 旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入りすることができる場所。ただし、公開した時間内に限る。

第一百八十八条 差押状、記録命令付差押状又は搜索状の執行を中止する場合において必要があるときは、執行が終わるまでその場所を閉鎖し、又は看守者を置くことができる。

第一百九十九条 捜索をした場合において証拠物又は没収すべきものがなければならぬ。前項の決定により、その旨の証明書を交付しなければならない。

第二百十条 押収をした場合には、その目録を作り、所有者、持者若しくは保管者（第二百十条の二の規定による処分を受けた者を含む。）又はこれららの者に代わるべき者に、これを交付しなければならない。

第二百十一条 運搬又は保管に不便な押収物については、看守者を置き、又は所有者その他の者に、その承諾を得て、これを保管させることができ。前項の処分は、裁判所が特別の指示をした場合を除いては、差押状の執行をした者も、これで危険を生ずる虞のある押収物は、これを廃棄することができる。

第二百十二条 没収することができる押収物で滅失若しくは破損の虞があるもの又は保管に不便なものについては、これを売却してその代価を保管することができる。

第二百十三条 押収物で留置の必要がないものは、被告事件の終結を待たないで、決定でこれを還付しなければならない。

第二百二十四条 押収物は、所有者、持者、保管者又は差出人の請求により、決定で仮にこれを還付することができる。

第二百十五条 押収物が第二百十条の二の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押さえた記録媒体で留置の必要がないものである場合において、差押えを受けた者と当該記録媒体の所有者、持者又は保管者とが異なるときは、被告事件の終結を待たないで、決定で、当該差押えを受けた者に対し、当該記録媒体を交付し、又は当該電磁的記録の複写を許さなければならぬ。前項の決定をするについては、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聽かなければならぬ。

第二百二十六条 前項の規定は、裁判所がする押収又は捜索については、裁判所がする押収又は捜索を準用する。但し、第二百条第三項の通じては、裁判所がこれをしなければならない。

第二百二十七条 第百二十二条の規定により召喚を受けた者が正当な理由がなく出頭しないときは、決定で、十万円以下の過料に処し、かつ、出頭しないために生じた費用の賠償を命ぜることができる。前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第二百二十八条 第百二十二条の規定により召喚を受け正當な理由がなく出頭しない者は、十万円以下の罰金又は拘留に処する。前項の罪を犯した者には、情状により、罰金及び拘留を併科することができる。

第二百二十九条 第百三十二条の規定による召喚によってこれを準用する。但し、急速を要する場合は、第二百四条第一項の規定によることを要しない。

第十章 檢証

第二百三十一条 第百二十二条、第六十三条及び第六十五条の規定は、第六十二条、第六十三条及び第六十六条、第六十七条、第七十条、第七十一条及び第七十三条第一項の規定は、前条の規定による勾引についてこれを準用する。

第二百三十二条 第百三十二条の規定により召喚を受けた者は、第一号に掲げる者についてはその院、第二号に掲げる者については内閣の承諾がなければ、証人としてこれを尋問することはできない。

第二百三十三条 公務員又は公務員であつた者が得た事実について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官庁の承諾がなければ証人としてこれを尋問することはできない。但し、当該監督官庁は、国の大利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

第二百三十四条 左に掲げる者が前条の申立をしたときは、第一号に掲げる者についてはその院、第二号に掲げる者については内閣の承諾がなければ、証人としてこれを尋問することはできない。

第二百三十五条 第百三十二条の規定による召喚を受けた者は、第一号に掲げる者についてはその院、第二号に掲げる者については内閣の承諾がなければ、証人としてこれを尋問することはできない。

第二百三十六条 第百三十二条の規定により召喚を受けた者は、第一号に掲げる者についてはその院、第二号に掲げる者については内閣の承諾がなければ、証人としてこれを尋問することはできない。

第二百三十七条 被告人又は被告人以外の者が正当な理由がなく身体の検査を拒んだときは、決定で、十万円以下の過料に処し、かつ、その拒絶により生じた費用の賠償を命ずることができる。

第二百三十八条 正当な理由がなく身体の検査を拒んだ者は、十万円以下の罰金又は拘留に処する。前項の罪を犯した者には、情状により、罰金及び拘留を併科することができる。

第二百三十九条 裁判所は、身体の検査を拒む者を過料に処し、又はこれに刑を科しても、その効果がないと認めるときは、そのまま、身体の検査を行うことができる。

第二百四十一条 裁判所は、第二百三十七条の規定により過料を科し、又は前条の規定により身体の検査をするにあたっては、あらかじめ、検察官の意見を聴き、且つ、身体の検査を受ける者の異議の理由を知るために適当な努力をしなければならない。

第二百四十二条 第百二十二条の二から第二百四条まで、第二百三十八条及び第二百三十五条の規定は、検証についてこれを準用する。

第二百四十三条 裁判所は、この法律に特別の定ある場合を除いては、何人でも証人としてこれを尋問することができる。

第二百四十四条 公務員又は公務員であつた者が得た事実について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官庁の承諾がなければ証人としてこれを尋問することはできない。但し、当該監督官庁は、国の大利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

第二百四十五条 左に掲げる者が前条の申立をしたときは、第一号に掲げる者についてはその院、第二号に掲げる者については内閣の承諾がなければ、証人としてこれを尋問することはできない。

第二百四十六条 一 衆議院若しくは参議院の議員又はその職に在つた者
二 内閣総理大臣その他の國務大臣又はその職に在つた者

前項の場合において、衆議院、参議院又は内閣は、國の大利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

第二百四十七条 何人も、自己が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受ける虞のある証言を拒むことができる。

一回の公判期日前に限り、裁判官に押収、捜索、検証、証人の尋問又は鑑定の処分を請求することができる。前項の請求を受けた裁判官は、その処分に関し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

第一百八十一条 檢察官及び弁護人は、裁判所において、前項第一項の処分に関する書類及び証拠物を閲覧し、且つ謄写することができる。但し、官の許可を受けなければならない。

弁護人が証拠物の謄写をするについては、裁判官の許可を受けなければならない。

前項の規定にかかるらず、**第一百五十七条**の六第四項に規定する記録媒体は、謄写することができない。

被告人又は被疑者は、裁判官の許可を受け、裁判所において、第一項の書類及び証拠物を開覧することができる。ただし、被告人又は被疑者に弁護人があるときは、この限りでない。

第十五章 訴訟費用

第一百八十二条 刑の言渡をしたときは、被告人に訴訟費用の全部又は一部を負担させなければならぬ。但し、被告人が貧困のため訴訟費用を納付することのできないことが明らかであるときは、この限りでない。

被告人の責に帰すべき事由によつて生じた費用は、刑の言渡をしない場合にも、被告人にこれをお負担させることができる。

検察官のみが上訴を申し立てた場合において、上訴が棄却されたとき、又は上訴の取下げがあつたときは、上訴に関する訴訟費用は、これを被告人に負担させることができない。ただし、被告人の責めに帰すべき事由によつて生じた費用について、この限りでない。

公訴が提起されなかつた場合において、被疑者が棄却されたとき、又は上訴の取下げがあつたときは、上訴に関する訴訟費用は、これを被告人に負担させることができる。

第一百八十三条 共犯の訴訟費用は、共犯人に連帶して、これを負担させることができる。

第一百八十四条 告訴又は請求により公訴の提起があつた事件について被告人が無罪又は免訴の裁判を受けた場合において、告訴人、告発人又は請求人に故意又は重大な過失があつたときは、その者に訴訟費用を負担させることができる。

告訴、告発又は請求があつた事件について公訴が提起されなかつた場合において、告訴人、告発人又は請求人に故意又は重大な過失があつたときも、前項と同様とする。

第一百八十五条 裁判によって訴訟手続が終了する場合において、被告人に訴訟費用を負担せることができる。

第一百八十六条 裁判によって訴訟手続が終了する場合において、被告人以外の者に訴訟費用を負担せることは、職権でその裁判をしなければならない。この裁判に対しては、本案の裁判について上訴があつたときに限り、不服を申し立てることができる。

第一百八十七条 裁判によらないで訴訟手続が終了する場合において、訴訟費用を負担せることは、最終的に事件の係属した裁判所が、職権でその決定をしなければならない。この決定に対してもは、即時抗告をすることができる。

第一百八十八条 公訴が提起されなかつた場合において、訴訟費用を負担せることは、検察官の額を表示しないときは、執行の指揮をすべき検察官が、これを算定する。

第一百八十九条 訴訟費用の負担を命ずる裁判に係る訴訟費用の額を表示しないときは、執行の指揮をすべき検察官が、これを算定する。

第一百九十条 犯罪の判決が確定したときは、国は、当該事件の被告人であつた者に対し、その裁判に要した費用の補償をする。ただし、被告人であつた者の責めに帰すべき事由によつて生じた費用については、補償をしないことができる。

公訴が提起されなかつた場合において、被疑者の責めに帰すべき事由により生じた費用があつたときは、被疑者にこれを負担させることができる。

被告人であつた者が、捜査又は審判を誤らせると目的で、虚偽の自白をし、又は他の有罪の証拠を作ることにより、公訴の提起を受けるに至つたものと認められるときは、前項の補償の全部又は一部をしないことができる。

第一百九十二条 第百八十八条の二第一項又は第二項の範囲は、被告人若しくは被告人である者の弁護人であつた者が公判準備及び公判期日に出頭するに要した旅費、日当及び宿泊料並びに弁護人であつた者に対する報酬に限るものとし、その額に関しては、刑事訴訟費用に関する法律の規定中、被告人又は被告人であつた者については証人、弁護人であつた者については弁護人に関する規定を準用する。

裁判所は、公判準備又は公判期日に出頭した弁護人が二人以上あつたときは、事件の性質、審理の状況その他の事情を考慮して、前項の弁護人であつた者の旅費、日当及び宿泊料を主任弁護人その他弁護人に係るものに限ることができる。

第一百九十三条 檢察官は、その管轄区域により、司法警察職員に對し、その搜査に關し、必要な一般的指示をすることができる。この場合における指示は、捜査を適正にし、その他公訴の遂行を全うするため必要な事項に関する一般的な準則を定めることによって行うものとする。

検察官は、自ら犯罪を捜査する場合において一般的指示をすることができる。この場合における指示は、捜査を適正にし、その他公訴の遂行を全うするため必要な事項に関する一般的な準則を定めることによって行うものとする。

第一百九十四条 檢事総長、検事長又は検事正は、検察官の指示又は指揮に従わなければならぬ。前項の場合において、司法警察職員は、検察官の指示又は指揮に従わなければならぬ。

司法警察職員が正当な理由がなく検察官の指示又は指揮に従わない場合において必要と認めるときは、検察官たる司法警察職員については、國家公安委員会又は都道府県公安委員会に、警察官たる者以外の司法警察職員については、その者を懲戒し又は罷免する権限を有する者に、それぞれ懲戒又は罷免の訴追をすることができる。

国家公安委員会、都道府県公安委員会又は警察官たる者以外の司法警察職員を懲戒し若しくは罷免する権限を有する者は、前項の訴追が理由のあるものと認めるときは、別に法律の定めによつて、訴追を受けた者を懲戒し又は罷免しなければならない。

第一百八十四条 檢察官以外の者が上訴又は再審若しくは正式裁判の請求を取り下げた場合には、その者に上訴、再審又は正式裁判に関する費用を負担せることができる。

前項の請求は、無罪の判決が確定した後六箇月以内にこれをしなければならない。

第二編 第一章 捜査

第一百八十五条 檢察官は、それぞれ、他の法律又は國家公安委員会若しくは都道府県公安委員会の定めるところにより、司法警察職員として職務を行う。

司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。

森林、鉄道その他の特別の事項についても、当該事件の被告人又は被告であつた者に對し、上訴によりその審級において生じた費用の補償をする。ただし、被告人又は被告であつた者の責めに帰すべき事由によつて生じた費用については、補償をしないことができる。

第一百八十六条 檢察官は、本件の裁判について上訴があつたときに限り、不服を申し立てることができる。

第一百八十七条 檢察官は、裁判によって訴訟手続が終了する場合において、被告人以外の者に訴訟費用を負担せることは、職権でその裁判をしなければならない。この裁判に対しては、本案の裁判について上訴があつたときに限り、不服を申し立てることができる。

第一百八十八条 檢察官のみが上訴をした場合において、上訴が棄却され又は取り下げられて当該上訴に係る原裁判が確定したときは、これによつて無罪の判決が確定した場合を除き、國は、当該事件の被告人又は被告であつた者に對し、上訴によりその審級において生じた費用の補償をする。ただし、被告人又は被告であつた者の責めに帰すべき事由によつて生じた費用については、補償をしないことができる。

第一百八十九条 檢察官は、その管轄区域により、司法警察職員として職務を行つべき者及びその職務の範囲は、別に法律でこれを定める。

第一百九十条 森林、鉄道その他の特別の事項についても、当該事件の被告人又は被告であつた者に對し、上訴によりその審級において生じた費用の補償をする。ただし、被告人又は被告であつた者の責めに帰すべき事由によつて生じた費用については、補償をしないことができる。

第一百九十一条 檢察官は、必要と認めるときは、自ら犯罪を捜査することができる。

検察事務官は、検察官の指揮を受け、捜査をしなければならない。

第一百九十二条 檢察官と都道府県公安委員会及び司法警察職員とは、捜査に關し、互に協力しなければならない。

第一百九十三条 檢察官は、その管轄区域により、司法警察職員に對し、その捜査に關し、必要な指示をすることができる。この場合における指示は、捜査を適正にし、その他公訴の遂行を全うするため必要な事項に関する一般的な準則を定めることによって行うものとする。

検察官は、その管轄区域により、司法警察職員に對し、捜査の協力を求めるため必要な一般的指揮をすることができる。

検察官は、自ら犯罪を捜査する場合において必要な指示をすることができる。この場合における指示は、捜査を適正にし、その他公訴の遂行を全うするため必要な事項に関する一般的な準則を定めることによって行うものとする。

検察官は、自ら犯罪を捜査する場合において必要な指示をすることができる。この場合における指示は、捜査を適正にし、その他公訴の遂行を全うするため必要な事項に関する一般的な準則を定めることによって行うものとする。

第一百九十五条 檢察官及び検察事務官は、捜査の

第一百九十六条 檢察官、檢察事務官及び司法警察が管轄区域外で職務を行うことができる。ため必要があるときは、

職員並びに弁護人その他の職務上捜査に關係のある者は、被疑者その他の者の名譽を害しないよう注意し、且つ、捜査の妨げとならないよう注意しなければならない。

るため必要な取調をすることができる。但し強制の処分は、この法律に特別の定めがある場合でなければ、これをすることができない。捜査については、公務所又は公私団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

が
被疑者の供述は、これを調書に録取すること
ができる。

前項の調書は、これを被疑者に閲覧させ、又
は読み聞かせて、誤がないかどうかを問い合わせ、被
疑者が増減変更の申立をしたときは、その供述
を調書に記載しなければならない。

被疑者が、調書に誤のないことを申し立てた
ときは、これに署名押印することを求めることが
ができる。但し、これを拒絶した場合は、この
限りでない。

第一百九十九条 檢察官、検察事務官又は司法警察
職員は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足り
る相当な理由があるときは、裁判官のあらかじ
め発する逮捕状により、これを逮捕することが
できる。ただし、三十万円（刑法、暴力行為等
罰金の額）又は三十万円相当額（公訴事件の
罰金の額）の各罪に適用される場合に該当する
ときは、三十万円（刑法、暴力行為等
罰金の額）又は三十万円相当額（公訴事件の
罰金の額）の各罪に適用される場合に該当する

第二百一一条の二 檢察官又は司法警察員は、次に掲げる者の個人特定事項（氏名及び住所その他の個人を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）について、必要と認めるときは、第一百九十九条第二項本文の請求と同時に、裁判官に対し、被疑者に示すものとして、当該個人特定事項の記載がない逮捕状の抄本その他の逮捕状に代わるものとの交付を請求することができる。

イ 次に掲げる事件の被害者
刑法第百七十六条、第百七十七条、第百
七十九条、第八百十一条若しくは第八百十
二条の罪、同法第二百二十五条若しくは第
二百二十六条の第三項の罪（わいせつ又
は結婚の目的に係る部分に限る。以下この
イにおいて同じ。）、同法第二百二十七条第
一項（同法第二百二十五条又は第二百二十
六条の二第三項の罪を犯した者を帮助する
目的に係る部分に限る。）若しくは第三項
(わいせつの目的に係る部分に限る。)の罪
若しくは同法第二百四十二条第一項若しく
は第三項の罪又はこれらの罪の未遂罪これ系

口 る事件
児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪、児童買春、児童ボルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の处罚及び押収物に記録された性的な姿態の影

像に係る電磁的記録の消去等に関する法律
第二条から第六条までの罪に係る事件
ハ、及び口に掲げる事件のほか、犯行の態
様、被害の状況その他の事情により、被害
者の個人特定事項が被疑者に知られること

(1) 被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な死傷があると認められる事件）

ある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。(以下同じ。)の名誉又は社会生活の平穏が著しく害されるおそれ

(1) に掲げるもののほか、被害者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ

二 前号に掲げる者のほか、個人特定事項が被

疑者に知られることにより次に掲げるおそれがあると認められる者イ その者の名譽又は社会生活の平穏が著し

く害されるおそれ
ロ　　イに掲げるもののほか、その者若しくは
　　その親族の身体若しくは財産に害を加え又

はこれらの者を恐怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ
裁判官は、前項の規定による請求を受けた場

合において、第一百九十九条第二項の規定により逮捕状を発するときは、これと同時に、被疑者に示すものとして、当該請求に係る個人特定事

項を明らかにしない方法により被疑事実の要旨を記載した逮捕状の抄本その他の逮捕状に代わるものを作付するものとする。ただし、当該請求に係る者が前項第一号又は第二号に掲げる者に該当しないことが明らかなときは、この限りでない。

前項の規定による逮捕状に代わるものとの交付があつたときは、前条第一項の規定にかかわらず、逮捕状により被疑者を逮捕するに当たり、当該逮捕状に代わるものと被疑者に示すことができる。

第二項の規定による逮捕状に代わるもの交付があつた場合において、当該逮捕状に代わるもの所持しないためこれを示すことができない場合であつて、急速を要するときは、前条第一項の規定及び同条第二項において準用する第

七十三条第三項の規定にかかるらず、被疑者に
対し、逮捕状に記載された個人特定事項のうち
当該逮捕状に代わるものに記載がないものを明
らかにするための手続を定めることとする。

らかにしない方法により被疑事実の要旨を告げるとともに、逮捕状が発せられている旨を告げて、逮捕状により被疑者を逮捕することができる。ただし、当該逮捕状に代わるものは、でき

る限り速やかに示さなければならぬ。

第二百三条 司法警察員は、逮捕状により被疑者
務官はこれを検察官に、司法巡查はこれを司法
警察員に引致しなければならない。

を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者を受け取ったときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告

げた上、弁解の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の

必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に書類及び証拠物とともにこれを検察官に送致する手続をしなければならない。

前項の場合において、被疑者に弁護人の有無を尋ね、弁護人があるときは、弁護人を選任することができる旨は、これを告げることを要しない。

検察官は、第一項の規定により弁護人を選任することができる旨を告げるに当つては、被疑者に対し、引き続き勾留を請求された場合において貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは、裁判官に対して弁護人の選任を請求することができる旨並びに裁判官に対して弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会（第三十七条の三第二項の規定により第三十一条の二第一項の申出をすべき弁護士会をいう。）に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示しなければならない。

を選任することができる旨及び貧困その他の事情により自ら弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨を告げなければならない。ただし、被疑者に弁護人があるときは、この限りでない。

前項の規定により弁護人を選任することができない旨を告げるに当たつては、勾留された被疑者は弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出しができる旨及びその申出先を教示しなければならない。

第二項の規定により弁護人の選任を請求することができる旨を告げるに当たつては、弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない。

第二百七十七条の三 裁判官は、前条第二項の規定による措置をとつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、被疑者又は弁護人の請求により、当該措置に係る個人特定事項の全部又は一部を被疑者に通知する旨の裁判をしなければならない。

一 イ又はロに掲げる個人特定事項の区分に応じ、当該イ又はロに定める場合であるとき。
イ 被害者の個人特定事項 当該措置に係る事件に係る罪が第二百一一条の二第一項第一号イ及びロに規定するものに該当せず、かつ、当該措置に係る事件が同号ハに掲げるものに該当しないとき。

第一項の時間の制限内に勾留の請求又は公訴の提起をしないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。
前条第二項の規定は、第一項の場合にこれを準用する。

人を選任することができないときは裁判官に対して弁護人の選任を請求することができる旨並びに裁判官に対しても弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会（第三十七条の三第二項の規定により第三十一条の二第一項の申出をすべき弁護士会をいう。）に弁護人の選任の申出をしていなければならぬ旨を教示しなければならない。

第一項の時間の制限内に送致の手続をしないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に裁判官に被疑者の勾留を請求しなければならない。但し、その時間の制限内に公訴を提起したときは、勾留の請求をすることを要しない。

検察官は、前項の規定により弁護人を選任することができる旨を告げるに当たつては、被疑者に対し、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示しなければならない。

前項の請求を受けた裁判官は、その遲延がやむを得ない事由に基く正当なものであると認められる場合でなければ、勾留状を発することができない。

第二百七条 前三条の規定による勾留の請求を受けた裁判官は、その処分に関し裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。但し、保釈については、この限りでない。

前項の裁判官は、勾留を請求された被疑者に被疑事件を告げる際に、被疑者に対し、弁護人

勾留の請求と同時に、裁判官に對し、勾留を請求された被疑者に被疑事件を告げるに当たつては当該個人特定事項を明らかにしない方法によって定事項の記載がない勾留状の抄本その他の勾留状に代わるものと示すものとして当該個人特性及び被疑者に示すものとして当該個人特性が求めることでできる。

裁判官は、前項の規定による請求を受けたときは、勾留を請求された被疑者に被疑事件を告げるに当たつては、当該請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法によるとともに、前各第五項本文の規定により勾留状を発するとときは、これと同時に、被疑者に示すものとして当該個人特定事項を明らかにしない方法により被疑事実の要旨を記載した勾留状の抄本その他の勾留状に代わるものと示すものとする。ただし、当該請求に係る者が第二百一一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者に該当しないことが明らかなときは、この限りでない。

るものとする。

第七十条第一項本文及び第二項の規定は、第一項の裁判の執行について準用する。

第一項の裁判を執行するには、前条第二項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について当該裁判があつた場合には勾留状を、当該個人特定事項の一部について当該裁判があつた場合には第三項の勾留状に代わるものとし、被疑者に示さなければならぬ。

第二百八条 第二百七条の規定により被疑者を勾留した事件につき、勾留の請求をして日から十日以内に公訴を提起しないときは、検察官は、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

裁判官は、やむを得ない事由があると認めるときは、検察官の請求により、前項の期間を延長することができる。この期間の延長は、通常て十日を超えることができない。

第二百八条の二 裁判官は、刑法第二編第二章乃至第四章又は第八章の罪にあたる事件について

勾留の請求と同時に、裁判官に対し、勾留を請求された被疑者に被疑事件を告げるに当たつては当該個人特定事項を明らかにしない方法によること及び被疑者に示すものとして当該個人特定事項の記載がない勾留状の抄本その他の勾留状に代わるものを受け付けることを請求することができる。

裁判官は、前項の規定による請求を受けたときは、勾留を請求された被疑者に被疑事件を生きるに至つては、「被疑者を勾留する」と手紙を

第七十条第一項本文及び第二項の規定は、第一項の裁判の執行について準用する。
第一項の裁判を執行するには、前条第二項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について当該裁判があつた場合には勾留状を、当該個人特定事項の一部について当該裁判があつた場合にあつては第三項の勾留状に代わるものとし、被疑者に示さなければならぬ。

けるに当たっては、当該請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法によるとともに、前各第五項本文の規定により勾留状を発するとときは、これと同時に、被疑者に示すものとして当該個人特定事項を明らかにしない方法によります。

第二百八条 第二百七条の規定により被疑者を勾留した事件につき、勾留の請求をした日から十日以内に公訴を提起しないときは、検察官は、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

ときは、検察官の請求により、前項の期間を延長することができる。この期間の延長は、通常十日を超えることができない。

は、検察官の請求により、前条第二項の規定により延長された期間を更に延長することができない。この期間の延長は、通じて五日を超えることができない。

第二百八条の三 期間を指定されて勾留の執行停止をされた被疑者が、正当な理由がなく、当該期間の終期として指定された日時に、出頭すべき場所として指定された場所に出頭しないときは、二年以下の拘禁刑に処する。

第二百八条の四 裁判所の許可を受けないで指定された期間を超えて制限された住居を離れてはならない旨の条件を付されて勾留の執行停止をされた被疑者が、該条件に係る住居を離れ、当該許可を受けないで、正当な理由がなく、当該期間を超えて当該住居に帰着しないときは、二年以下の拘禁刑に処する。

前項の被疑者が、裁判所の許可を受けて同項の住居を離れ、正当な理由がなく、当該住居を離れることができる期間として指定された期間を超えて当該住居に帰着しないときも、同項と同様とする。

第二百八条の五 勾留の執行停止を取り消され、検察官から出頭を命ぜられた被疑者が、正当な理由がなく、指定された日時及び場所に、出頭しないときは、二年以下の拘禁刑に処する。

第二百九条 第七十四条、第七十五条及び第八条の規定は、逮捕状による逮捕についてこれを準用する。

第二百十条 検察官、検察事務官又は司法警察員は、死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪を犯したことを探うに足りる充分な理由がある場合で、急速を要し、裁判官の逮捕状を求めることができないときは、その理由を告げて被疑者を逮捕することができる。この場合には、直ちに裁判官の逮捕状を求める手続をしなければならない。逮捕状が發せられないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

第二百十一条 前項の規定についてこれれを準用する。

第二百十二条 前条の規定により被疑者が逮捕された場合には、第百九十九条の規定により被疑者が逮捕された場合には、直ちに裁判官の逮捕状を行ひ、又は現に罪を行ひ終つた者を現行犯人とする。

左の各号の一にあたる者が、罪を行ひ終つてから間がないと明らかに認められるときは、これを現行犯人とみなす。

一 犯人として追呼されているとき。
二 賊物又は明らかに犯罪の用に供したと思われる器その他の物を所持しているとき。

三 身体又は被服に犯罪の顕著な証跡があるとくしてこれを逮捕することができる。

四 誰何されて逃走しようとするとき。

第二百二十四条 検察官、検察事務官及び司法警察員以外の者は、現行犯人を逮捕したときは、直ちにこれを地方検察庁若しくは区検察庁の検察官又は司法警察職員に引き渡さなければならぬ。

第二百十五条 司法巡査は、現行犯人を受け取つたときは、速やかにこれを司法警察員に引致しなければならない。

司法巡査は、犯人を受け取つた場合には、逮捕者の氏名、住居及び逮捕の事由を聴き取らなければならぬ。必要があるときは、逮捕者に対しともに官公署に行くことを求めることができない。

第二百十六条 現行犯人が逮捕された場合には、第一百九十九条の規定により被疑者が逮捕された場合に関する規定を準用する。

第二百十七条 三十万円（刑法、暴力行為等处罚に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、当分の間、二万円）以下の罰金、拘留又は料料に当たる罪の現行犯については、犯人の住居若しくは氏名が明らかでない場合又は犯人が逃亡するおそれがある場合に限り、第二百十三条から前条までの規定を適用する。

第二百十八条 検察官、検察事務官又は司法警察員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、裁判官の発する令状により、差押え、記録命令付差押え、搜索又は検証をすることができる。この場合において、身体の検査は、身體検査令状によらなければならない。

第二百十九条 前条の令状には、被疑者若しくは被告人の氏名、姓名、差し押さえるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者、搜索すべき場所、身体若しくは物、検証すべき場所若しくは物又は検査すべき身体及び身体の検査に関する条件、有効期間及びその期間経過後は差押え、記録命令付差押え、搜索又は検証に着手することができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

前条第二項の場合には、同条の令状に、前項に規定する事項のほか、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲を記載しなければならない。

第六十四条 第二項の規定は、前条の令状についてこれを準用する。

第二百二十条 検察官、検察事務官又は司法警察員は、第百九十九条の規定により被疑者を逮捕する場合又は現行犯人を逮捕する場合において必要があるときは、左の处分をすることができる。第百十条の規定により被疑者を逮捕する場合において必要があるときは、左の处分をすることができる。第百十二条の規定により必要があるときは、同様である。

第二百二十二条 第九十九条第一項、第一百条、第一百一条から第百五条まで、第百十条から第百二条まで、第百二十四条、第百五十五条及び第百十八条から第百八十四条までの規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八条、第二百二十条及び前条の規定によつてする押収又は搜索について、第百十条、第百十一条の二、第百十二条、第百十四条、第百十八条、第百二十九条、第百三十三条及び第百三十七条から第百四十条までの規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八条又は第二百二十二条の規定によつてする検証についてこれを準用する。ただし、司法巡査は、第百二十二条から第百二十四条までに規定する処分をすることができる。

第二百二十三条 第一百六条及び第百十七条の規定は、検察官、検察事務官又は司法警察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八条の規定によつてする差押え、記録命令付差押え又は搜索について、これを準用する。

第二百二十四条 第一百六条及び第百十七条の規定によつてする検証のため、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入り被疑者の捜索をすることができる。第百十七条に規定する場所については、この限りでない。

第二百二十五条 第一百六条及び第百十七条の規定によつてする検証のため、日没後でもその処分を継続することができる。

第二百二十六条 前項後段の場合において逮捕状が得られなかつたときは、差押物は、直ちにこれを還付しなどとされている電磁的記録を保管するために使

用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は

ければならない。第二百二十三条第三項の規定は、この場合についてこれを準用する。

第一項の処分をするには、令状は、これを必要としない。

第一項第二号及び前項の規定は、検察事務官又は司法警察職員が勾引状又は勾留状を執行する場合にこれを準用する。被疑者に対して発せられた勾引状又は勾留状を執行する場合には、

第一項第一号の規定をも準用する。

第二百二十二条 第九十九条第一項、第一百条、第一百一条から第百五条まで、第百十条から第百二条まで、第百二十四条、第百五十五条及び第百十八条から第百八十四条までの規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八条、第二百二十条及び前条の規定によつてする押収所有者、所持者若しくは保管者が任意に提出した物は、これを領置することができる。

第二百二十三条 第一百六条及び第百十七条の規定によつてする検証については、被疑者若しくは保管者が任意に提出した物は、これを領置することができる。

第二百二十四条 第一百六条及び第百十七条の規定によつてする検証については、被疑者若しくは保管者が任意に提出した物は、これを領置することができる。

第二百二十五条 第一百六条及び第百十七条の規定によつてする検証については、被疑者若しくは保管者が任意に提出した物は、これを領置することができる。

第二百二十六条 第一百六条及び第百十七条の規定によつてする検証については、被疑者若しくは保管者が任意に提出した物は、これを領置することができる。

第二百二十七条 第一百六条及び第百十七条の規定によつてする検証については、被疑者若しくは保管者が任意に提出した物は、これを領置することができる。

第二百二十八条 第一百六条及び第百十七条の規定によつてする検証については、被疑者若しくは保管者が任意に提出した物は、これを領置することができる。

第二百二十九条 第一百六条及び第百十七条の規定によつてする検証については、被疑者若しくは保管者が任意に提出した物は、これを領置することができる。

第二百三十条 第一百六条及び第百十七条の規定によつてする検証については、被疑者若しくは保管者が任意に提出した物は、これを領置することができる。

第二百三十一条 第一百六条及び第百十七条の規定によつてする検証については、被疑者若しくは保管者が任意に提出した物は、これを領置することができる。

第二百三十二条 第一百六条及び第百十七条の規定によつてする検証については、被疑者若しくは保管者が任意に提出した物は、これを領置することができる。

第二百三十三条 第一百六条及び第百十七条の規定によつてする検証については、被疑者若しくは保管者が任意に提出した物は、これを領置することができる。

第二百三十四条 第一百六条及び第百十七条の規定によつてする検証については、被疑者若しくは保管者が任意に提出した物は、これを領置することができる。

第二百三十五条 第一百六条及び第百十七条の規定によつてする検証については、被疑者若しくは保管者が任意に提出した物は、これを領置することができる。

第二百三十六条 第一百六条及び第百十七条の規定によつてする検証については、被疑者若しくは保管者が任意に提出した物は、これを領置することができる。

第二百三十七条 第一百六条及び第百十七条の規定によつてする検証については、被疑者若しくは保管者が任意に提出した物は、これを領置することができる。

第二百三十八条 第一百六条及び第百十七条の規定によつてする検証については、被疑者若しくは保管者が任意に提出した物は、これを領置することができる。

第二百三十九条 第一百六条及び第百十七条の規定によつてする検証については、被疑者若しくは保管者が任意に提出した物は、これを領置することができる。

五、長期十年未満の懲役又は禁錮に当たる罪については五年
 六、長期五年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金に当たる罪については三年
 七、拘留又は科料に当たる罪については一年
 前項の規定にかかるらず、次の各号に掲げる罪についての時効は、当該各号に定める期間を経過することによつて完成する。

一、刑法第一百八十九条の罪（人を負傷させたときによる）二十年
 二、刑法第一百七十七条若しくは第一百七十九条第二項の罪又はこれらの罪の未遂罪十五年
 三、刑法第一百七十六条若しくは第一百七十九条第三項の罪若しくはこれららの罪の未遂罪又は児童福祉法第六十条第一項の罪（自己を相手方として淫行をさせる行為に係るものに限る。）十二年

前二項の規定にかかるらず、前項各号に掲げる罪について、その被害者が犯罪行為が終わった時に十八歳未満である場合における時効は、当該各号に定める期間に当該犯罪行為が終わつた時から当該被害者が十八歳に達する日までの期間に相当する期間を加算した期間を経過することによつて完成する。

第二百五十二条 刑法により刑を加重し、又は減輕しない刑に従つて、前条の規定を適用する。

第二百五十三条 時効は、犯罪行為が終つた時から進行する。

共犯の場合は、最終の行為が終つた時から、すべての共犯に対しても時効の期間を起算する。

第二百五十四条 時効は、当該事件についてした公訴の提起によつてその進行を停止し、管轄違

又は公訴棄却の裁判が確定した時からその進行を始める。

共犯の一人に対してもした公訴の提起による時効の停止は、他の共犯に対してもその效力を有する。この場合において、停止した時効は、当該事件についてした裁判が確定した時からその進行を始める。

第二百五十五条 犯人が国外にいる場合又は犯人が逃げ隠れているため有効に起訴状の謄本の送達若しくは略式命令の告知ができないかた場合には、時効は、その国外にいる期間又は逃げ隠されている期間その進行を停止する。
 式命令の告知ができないことの證明に必要な事項は、裁判所の規則でこれを定める。
 犯人が国外にいること又は犯人が逃げ隠れていたため有効に起訴状の謄本の送達若しくは略式命令の告知ができないことの證明に必要な事項は、裁判所の規則でこれを定める。
 起訴状には、左の事項を記載しなければならない。
 一、被告人の氏名その他被告人を特定するに足りる事項
 二、公訴事実

三、罪名
 公訴事実は、訴因を明示してこれを記載しなければならない。訴因を明示するには、できる限り日時、場所及び方法を以て罪となるべき事實を特定してこれをしなければならない。
 罪名は、適用すべき罰条を示してこれを記載しなければならない。但し、罰条の記載の誤りを特定してこれをしなければならない。

は、被告人の防禦に実質的な不利益を生ずる虞がない限り、公訴提起の効力を影響を及ぼさない。

数個の訴因及び罰条は、予備的に又は択一的にこれに記載することができる。

起訴状には、裁判官に事件につき予断を生ぜしめる虞のある書類その他の物を添附し、又はその内容を引用してはならない。

第二百五十六条の二 檢察官は、公訴の提起と起後速やかにこれを提出すれば足りる。

第二百五十七条 公訴は、第一審の判決があるまでこれを取り消すことができる。

第二百五十八条 檢察官は、事件がその所属検察庁の対応する裁判所の管轄に属しないものと思料するときは、書類及び証拠物とともにその事件を管轄裁判所に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、公訴の提起しなければならない。

第二百五十九条 檢察官は、事件につき公訴を提起しない処分をした場合において、被疑者の請求があるときは、速やかにその旨をこれに告げなければならぬ。

第二百六十二条 刑法第百九十三条から第二百九十六条まで又は破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）第四十五条若しくは無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律（平成十一年法律第百四十七号）第四十二条若しくは第四十三条の罪について告訴又は告発をした者は、検察官の公訴を提起しない处分に不服があるときは、その検察官所属の検察庁の所在地を管轄する地方裁判所に事件を裁判所の審判に付することを請求することができる。

前項の請求は、第二百六十条の通知を受けた日から七日以内に、請求書を公訴を提起しない处分をした検察官に差し出してこれをしなければならない。
 前項の請求は、第二百六十条の通知を受けた日から七日以内に、請求書を公訴を提起しない处分をした検察官に差し出してこれをしなければならない。
 第二百六十三条 前条第一項の請求は、第二百六十六条の決定があるまでこれを取り下げることができる。
 前項の取下をした者は、その事件について更に前条第一項の請求をすることができない。
 第二百六十四条 檢察官は、第二百六十二条第一項の請求を理由があるものと認めるときは、公訴を提起しなければならない。

第二百六十五条 第二百六十二条第一項の請求についての審理及び裁判は、合議体でこれをしなければならない。
 裁判所は、必要があるときは、合議体の構成員に事実の取調をさせ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを嘱託することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有す

一、請求が法令上の方式に違反し、若しくは請

求権の消滅後にされたものであるとき、又は請求が理由のないときは、請求を棄却する。

二、請求が理由のあるときは、事件を管轄地方裁判所の審判に付する。

第二百六十七条 前条第二号の決定があつたときは、その事件について公訴の提起があつたものは、その事件に付する。

第二百六十八条 裁判所は、第二百六十六条第二号の規定により事件がその裁判所の審判に付されたときは、その事件について公訴の維持にあたる者を弁護士の中から指定しなければならない。

前項の指定を受けた弁護士は、事件について公訴を維持するため、裁判の確定に至るまで検察官の職務を行う。但し、検察事務官及び司法警察職員に対する捜査の指揮は、検察官に嘱託してこれをしなければならない。

前項の規定により検察官の職務を行う弁護士は、これを法令により公務に従事する職員とみなす。

裁判所は、第一項の指定を受けた弁護士がその職務を行うに適さないと認めるときその他特別の事情があるときは、何時でもその指定を取り消すことができる。

第一項の指定を受けた弁護士には、政令で定める額の手当を給する。

第二百六十九条 裁判所は、第二百六十二条第一項の請求を棄却する場合又はその請求の取下があつた場合には、決定で、請求者に、その請求に関する手続によつて生じた費用の全部又は一部の賠償を命ずることができる。この決定に対しては、即時抗告をることができる。

第二百七十条 檢察官は、公訴の提起後は、訴訟に付する書類及び証拠物を閲覧し、且つ臘写す

前項の規定にかかわらず、第二百五十七條の六第四項に規定する記録媒体は、謄写することができない。

第三章 公判

第一節 公判準備及び公判手続

第二百七十二条 裁判所は、公訴の提起があつたときは、遅滞なく起訴状の謄本を被告人に送達しなければならない。

公訴の提起があつた日から二箇月以内に起訴状の謄本が送達されないとときは、公訴の提起は、さかのぼつてその効力を失う。

第二百七十三条の二 檢察官は、起訴状に記載された次に掲げる者の個人特定事項について、必要と認めるときは、裁判所に對し、前条第一項の規定による起訴状の謄本の送達により当該個人特定事項が被告人に知られないようとするための措置をとることを求めることができる。

イ 刑法第七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条、第一百八十二条若しくは第一百八十二条の罪、同法第二百二十五条若しくは第二百二十六条の二第三項の罪(わいせつ又は、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの)を犯した者を帮助する目的に係る部分に限る。以下このイにおいて同じ)、同法第二百二十七条第一項(わいせつの目的に係る部分に限る。)の罪若しくは同法第二百四十五条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を帮助する目的に係る部分に限る。以下このイにおいて同じ)、同法第二百二十七条第一項若しくは同法第二百四十五条第一項若しくは第三項の罪又はこれららの罪の未遂罪に係る事件

ロ 児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪、児童買春、児童ポルノ画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪に係る事件

ハ、イ及びロに掲げる事件のほか、犯行の態様、被害の状況その他の事情により、被害者の個人特定事項が被告人に知られることにより次に掲げるおそれがあると認められる事件

(1) 被害者等の名譽又は社会生活の平穏が著しく害されるおそれ

(2) (1)に掲げるもののほか、被害者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ

ししくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ

二 前号に掲げる者のほか、個人特定事項が被告人に知られることにより次に掲げるおそれがあると認められる者

イ その者の名譽又は社会生活の平穏が著しく害されるおそれ

ロ イに掲げるもののほか、その者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれららの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ

三 前号の規定による起訴状の抄本その他の起訴状の謄本に代わるもの(以下「起訴状抄本等」という)を提出して行わなければならない。

前項の場合には、起訴状抄本等について、その公訴事実を第二百五十六条第三項に規定する公訴事実とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「できる限り日時、場所及び方法を以て罪となるべき事実」とあるのは、「罪となるべき事実」とある。

裁判所は、第二項の規定による起訴状の謄本を送達するものとして、起訴状の謄本を提出しなければならない。

前項の規定による起訴状の謄本の提出があつたときは、速やかに、裁判所に對し、弁護人に對し、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものを被告人に知らせなければならぬ旨の条件を付して起訴状の謄本を送達しなければならない。

検察官は、第二項に規定する場合において、前項の規定による措置によつては、第二百七十二条の二第一項第一号ハ(1)若しくは第二号イに規定する名譽又は社会生活の平穏が著しく害されること並びに同項第一号ハ(2)及び第二号ロに規定する措置によつて、第二百七十二条第一項第一号ハ(1)及び第二号イに規定する名譽又は社会生活の平穏が著しく害されること並びに同項第一号ハ(2)及び第二号ロに規定する措置によつて決定をするとき。

二 当該措置により被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき。

裁判所は、前項の請求について決定をするときは、検察官の意見を聴かなければならぬ。

第一項又は第二項の請求について決定をしたときは、即時抗告をすることができる。

第一項又は第二項の決定に係る通知は、裁判所が、当該決定により通知することとした個人特定事項を記載した書面によりするものとする。

第一項又は第二百七十二条の三第二項又は前条第三項の規定による措置によつて、第二百七十二条第一項第一号ハ(1)及び第二号イに規定する名譽又は社会生活の平穏が著しく害されること並びに同項第一号ハ(2)及び第二号ロに規定する措置によつて決定をするとき。

二 当該措置により被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき。

裁判所は、前項の請求について決定をするときは、検察官の意見を聴かなければならぬ。

第一項又は第二百七十二条の三第二項又は前条第三項の規定による措置によつては、第二百七十二条第一項第一号ハ(1)及び第二号イに規定する名譽又は社会生活の平穏が著しく害されること並びに同項第一号ハ(2)及び第二号ロに規定する措置によつて決定をするとき。

二 当該措置により被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき。

裁判所は、前項の請求について決定をするときは、検察官の意見を聴かなければならぬ。

第一項又は第二百七十二条の三第二項又は前条第三項の規定による措置によつては、第二百七十二条第一項第一号ハ(1)及び第二号イに規定する名譽又は社会生活の平穏が著しく害されること並びに同項第一号ハ(2)及び第二号ロに規定する措置によつて決定をするとき。

二 当該措置により被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき。

裁判所は、前項の請求について決定をするときは、検察官の意見を聴かなければならぬ。

と又は同項第一号ハ(2)若しくは第二号ロに規定する行為を防止できないおそれがあると認めるときは、裁判所に對し、起訴状の謄本に交付し、起訴状抄本等を送達しなければならない。裁判所は、第二百七十二条の三第四項又は前条第五項の規定による措置をとつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合において、檢察官にその旨を通知しなければならない。

第一項又は第二百七十二条の三第二項又は前条第三項の規定による措置によつて、第二百七十二条第一項第一号ハ(1)及び第二号イに規定する名譽又は社会生活の平穏が著しく害されること並びに同項第一号ハ(2)及び第二号ロに規定する措置によつて決定をするとき。

二 当該措置により被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき。

裁判所は、前項の請求について決定をするときは、検察官の意見を聴かなければならぬ。

第一項又は第二百七十二条の三第二項又は前条第三項の規定による措置によつては、第二百七十二条第一項第一号ハ(1)及び第二号イに規定する名譽又は社会生活の平穏が著しく害されること並びに同項第一号ハ(2)及び第二号ロに規定する措置によつて決定をするとき。

二 当該措置により被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき。

裁判所は、前項の請求について決定をするときは、検察官の意見を聴かなければならぬ。

第二百七十二条の六 裁判所は、第二百七十二条の四第二項の規定による起訴状抄本等の提出があつたときは、遅滞なく、弁護人に対し、起訴状抄本等を送達しなければならない旨の条件を付して起訴状の謄本を送達しなければならない。

裁判所は、前項の規定による起訴状の謄本の提出があつたときは、遅滞なく、弁護人に対し、起訴状抄本等を送達しなければならない旨の条件を付して起訴状の謄本を送達しなければならない。

に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

裁判所は、第二百七十二条の三第三項又は第二百七十二条の四第四項の規定による起訴状抄本等の提出があつた事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが第二百七十二条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人が第四十一条の規定により訴訟に関する書類又は証拠物を閲覧し又は謄写するについて、これらのうち当該個人特定事項が記載され若しくは記録されている部分の閲覧若しくは謄写を禁じ、又は当該個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、若しくは被告人に知らせるべき時期若しくは方法を指定することができる。ただし、当該個人特定事項に係る者の供述の證明力の判断に資するような被告人その他の関係者のものに該当すると認める場合において、弁護人から第四十六条の規定による請求があつた場合であつて、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人に裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を交付するに当たり、これらに記載されている当該個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせるべき時期若しくは方法を指定することができる。ただし、当該個人特定事項に係る者の供述の證明力の判断に資するような被告人その他の関係者のものに該当することができないものが第二百七十二条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものであるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、弁護人から第四十六条の規定による請求があつた場合であつて、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書若しくは裁判を記載した調書の抄本であつて当該個人特定事項の記載がないものを交付し、又は弁護人に裁判書若しくは裁判を記載した調書の謄本若しくは抄本を交付するに当たり、当該個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、若しくは被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、当該個人特定事項に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができることでできなくなるときその他の被告人に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

裁判所は、第二百七十七条の二第二項の規定による起訴状抄本等の提出があつた事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが同条第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、被告人その他の訴訟関係人（検察官及び弁護人を除く。）から第四十六条の規定による請求があつた場合であつて、検察官及び当該請求をした被告人その他の訴訟関係人の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書又は裁判を記載した調書の抄本であつて当該個人特定事項の記載がないものを交付することができる。ただし、当該個人特定事項に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

裁判所は、前項本文に規定する事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが第二百七十七条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、検察官及び被告人の意見を聞き、相当と認めるときは、被告人が第四十九条の規定により公判調書を開覧し又はその朗読を求めるについて、このうち当該個人特定事項が記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、又は当該部分の朗読の求めを拒むことができる。ただし、当該個人特定事項に係る者の供述の証明力の判断に資する

第二百七十七条の七 裁判所は、第二百七十七条の三第二項、第二百七十七条の四第三項、第二百七十七条の五第二項若しくは前条第一項から第四項までの規定により付した条件に弁護人が違反したとき、又は同条第一項から第四項までの規定による時期若しくは方法の指定に弁護人が従わなかつたときは、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができる。

前項の規定による請求を受けた者は、そのとつた処置をその請求をした裁判所に通知しなければならない。

第二百七十七条の八 裁判所（第一号及び第四号にあつては裁判長及び合議体の構成員を、第二号及び第三号にあつては第六十六条第四項の裁判官並びに裁判長及び合議体の構成員を含み第五号にあつては裁判官とする。）は、第二百七十七条の二第二項の規定による起訴状抄本等の提出があつた事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが同条第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、相当と認めるときは、次に掲げる措置をとることができる。

一 当該個人特定事項を明らかにしない方法により第六十一条の規定による被告事件の告知をすること。

二 勾引状又は勾留状を発する場合において、これと同時に、被告人に示すものとして、当該個人特定事項を明らかにしない方法により公訴事実の要旨を記載した勾引状の抄本その他の勾留状に代わるもの又は勾留状の抄本その他の勾留状に代わるものと交付すること。

三 当該個人特定事項を明らかにしない方法により第七十六条第一項の規定による公訴事実の要旨の告知をし、又はこれをさせること。

四 当該個人特定事項を明らかにしない方法により第七十七条第三項の規定による公訴事実の要旨の告知をし、又はこれをさせること。

五 当該個人特定事項を明らかにしない方法により第二百八十条第二項の規定による被告事件の告知をすること。

前項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾引状に代わるものとの交付があつた場合における第七十三条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項前段中「これ」とあり、同条第三項中「勾引状又は勾留状」とあり、及び同項ただし書中「令状」とあるのは「第二百七十二条の八第一項第二号の勾引状に代わるもの」と、同項中「公訴事実の要旨及び」とあるのは「勾引状に記載された個人特定事項のうち第二百七十二条の八第一項第二号の勾引状に代わるものに記載がないものを明らかにしない方法により公訴事実の要旨を告げるとともに」とする。

第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾留状に代わるものとの交付があつた場合における第七十三条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「これ」とあり、同条第三項中「勾引状又は勾留状」とあり、及び同項ただし書中「令状」とあるのは「第二百七十二条の八第一項第二号の勾留状に代わるもの」と、同項中「公訴事実の要旨及び」とあるのは「勾留状に記載がないものを明らかにしない方法により公訴事実の要旨を告げるとともに」とする。

裁判長又は合議体の構成員は、第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾留状に代わるものとの交付があつた場合又は第二百七十二条の二第二項の規定による勾留状に代わるものとの交付があつた場合において、勾留状に記載された個人特定事項のうち第二百七十二条の八第一項第二号の勾留状に代わるものに記載がないものを明らかにしない方法により公訴事実の要旨を告げるとともに」とする。

の第一項第二号の勾留状に代わるもの又は第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるものとする。

前項の規定は、第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾留状に代わるもの交付があつた場合又は第二百七条の二第二項の規定による内留狀に代つる場合は、その場所に

第二百七十二条 裁判所は、公訴の提起があつた場合であつて、第一百六十七条の二第二項に規定するときにおける同項において準用する第九十八条の規定の適用について準用する。

り、医師の診断書その他の資料を提出しなければならない。

第二百七十八条の三 刑裁判所は、必要と認めるレ
された被告人が石毬を受け正當な理由がなく
公判期日に出頭しないときは、二年以下の拘禁
刑に処する。

第一官は三官所の北里官(詰)と申す。此官は、検察官又は弁護人に対し、手続準備又は公判期日に出頭し、かつ、これらの手續が行われている間で席し又は在廷することを命ずること。

とができる。

させることができる。
前二項の規定による命令を受けた検察官又は弁護人が正当な理由がなくこれに従わないときは、決定で、十万円以下の過料に処し、かつて

その命令に従わないために生じた費用の賠償を命ずることができる。

ができる。
裁判所は、第三項の決定をしたときは、検察官については当該検察官を指揮監督する権限を

有する者に弁護士である弁護人については当然該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求しなければならない。

前項の規定による請求を受けた者は、そのと
つた処置を裁判所に通知しなければならない。

くは弁護人の請求により又は職権で
を変更することができる。
公判期日を変更するには、裁判所の規則の定
めるところにより、あらかじめ 檢察官及び被
告人又は弁護人の意見を聴かなければならな
い。但し、急速を要する場合は、この限りでな
い。

第二百八十九条 公訴の提起があつた後第一回の公判期日までは、勾留に関する処分は、裁判官がこれをう。

第九百四十九条若しくは第二百十条の規定により逮捕され、又は現行犯人として逮捕された被疑者でまだ勾留されていないものについて第二百四条又は第二百五条の時間の制限内に公訴の提起があつた場合には、裁判官は、速やかに被告事件を告げ、これに関する陳述を聞き、勾留状を発しないときは、直ちにその釈放を命じなければならない。
前二項の裁判官は、その処分に關し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

第二百八十二条 証人については、裁判所は、第二百五十八条に掲げる事項を考慮した上、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聽き必要と認めるとときに限り、公判期日外においてこれを尋問することができる。

第二百八十三条 裁判所は、公判期日外における証人尋問に被告人が立ち会つた場合において、証人が被告人の面前（第一百五十七條の五）第一項に規定する措置を採る場合並びに第一百五十七条の六第一項及び第二項に規定する方法による場合を含む。においては圧迫を受け充分な供述をすることができないと認めるときは、弁護人が立ちはだかっている場合に限り、検察官及び弁護人の意見を聴き、その証人の供述中被告人を退席させることができる。この場合には、供述終了後被告人に証言の要旨を告知し、その証人を尋問する機会を与えないければならない。

第二百八十四条 弁護人は、検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠に係る複製等（複製その他証拠の全部又は一部をそのまま記録した物及び書面をいう。以下同じ。）を適正に管理し、その保管をみだりに他人にめだねてはならない。

第二百八十五条 被告人若しくは弁護人（第四百四十条に規定する弁護人を含む。）又はこれらであつた者は、検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠に係る複製等を、次に掲げる手続又はその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供してはならない。

一　当該被告事件の審理その他の当該被告事件に係る裁判のための審理

イ　第一編第十六章の規定による費用の補償の手続

ロ　第三百四十九条第一項の請求があつた場合の手続

活又は業務の平穏を害されているかどうか、当該複製等に係る証拠が公判期日において取り調べられたものであるかどうか、その取調べの方

第二百八十五条 被告人又は被告人であつた者が、検察官において被告事件の審理の準備のため閲覧又は書きの機会を与えた正處に係る法その他の事情を考慮するものとする。

複製等を、前条第一項各号に掲げる手続又はその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて

て提供したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

む。以下この項において同じ。)又は弁護人であつた者が、検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は贋写の機会を与えた証拠に係る複製等を、対価として財産上の利益その他の

他の利益を得る目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときも、前項と同様とする。

第二百八十二条の六 裁判所は、審理に二日以上を要する事件については、できる限り、連日開廷し、継続して審理を行わなければならない。

訴訟関係人は期日を厳守し、審理に支障を
来さないようにしなければならない。

裁判廷は、裁判官及び裁判所書記が列席し、且つ検察官が出席してこれを聞く。

第二百八十三条 被告人が法人である場合には代理人を出頭させることができる。

書に記して在洋銀行から総理大臣の慰効金に記する法律の罪以外の罪については、当分の間、五万円以下の罰金又は料料に当たる事件については、被告人は、公判期日に出頭することを要する。

第二百八十五条 拘留にあたる事件の被告人は、代理人を出頭させることができる。

第三百九十条 第三十七条各号の場合に弁護人がときは、裁判所は、職権で弁護人を付することができる。

により被害者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると

特定事項を明らかにしない方法でこれをを行うものとする。この場合においては、検察官は、被告人に起訴状を示さなければならぬ。

判決の宣告をする場合には、公判期日に出頭しなければならない。その他の場合には、裁判所は、被告人の出頭がその権利の保護のため重要なではないと認めるときは、被告人に対し公判期日

第二百九十九条の二 裁判所は、次に掲げる事件を取り扱う場合において、当該事件の被害者等若出頭しないときは、裁判所は、職権で弁護人を附することができる。

しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被害者特定事項（氏名及び住所その他）の他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項をいう。（以下同じ。）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

一 刑法第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条、第一百六十一一条第一項（は第一百六十一一条

第二百八十六条 前三条に規定する場合の外、被告人が公判期日に出頭しないときは、開廷することはできない。

第二百八十六条の二 被告人が出頭しなければ開廷することができない場合において、勾留されている被告人が、公判期日に召喚を受け、正当な理由がなく出頭を拒否し、刑事施設職員による引致を著しく困難にしたときは、裁判所は、被告人が出頭しないでも、その期日の公判手続を行うことができる。

被告人の身体を拘束しない場合にも、これに看守者を付することはできる。

看守者を除くことができる。

れば、退廷することができない。

廷の秩序を維持するため相当な処分をすること
がござる。

死刑又は無期若しくは長期三年
がでくる

を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件を審理する場合には、弁護人がなけば開廷すること

はできない。

弁護人かなければ開廷することができない場合において、弁護人が出頭しないとき若しくは

在廷しなくなつたとき、又は弁護人がないときは、裁判長は、職権で弁護人を付さなければなら

表半封に取扱ふ元詔ハ不付シアリに於ケル事
らない。

支那の歴史

裁判所は、第一項に定めるもののほか、犯行の態様、被害の状況その他の事情により、被害者特定事項が公開の法廷で明らかにされること

第一百九十一條 檢察官はます起訴状を朗読

しなければならない。
第二百九十条の二第一項又は第三項の決定があつたときは、前項の起訴状の朗読は、被害者

さなけわはなむな

第二百九十二条 証據

調べは、第二百九十一條の
れを行う。ただし、次節第
整理手続において争点及び

証拠の整理のために行う手続については、この限りでない。

第二百九十四条 公判期日における訴訟の指揮は、裁判長がこれを用いる。

前項の規定による請求を受けた者は、そのとつた処置を裁判所に通知しなければならない。

第一項の規定により証人の氏名及び住居を知ることができる。

記載がないもの（いずれも第二百七十二条の五第一項又は第二項（これらは規定を第三百十二条の二第四項において準用する場合を含む。）の決定により通知することとされたものを除く。第九項において同じ。）に該当し、かつ、第二百七十二条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認めるときも、前項と同様とする。この場合において、同項中「証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の供述」とあるのは「証人の供述」と「証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の氏名」とあるのは「証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の氏名」とあるのは「当該氏名」とする。

第二項前段に規定する場合において、被告人に弁護人がないときも、第三項と同様とする。この場合において、同項中「証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の供述」とあるのは「証人の供述」と、「その証人、鑑定人、通訳人の氏名」とあるのは「当該氏名」とあるのは「当該氏名」とする。

検察官は、第二百四十九条第一項の規定により証拠書類又は証拠物を閲覧する機会を与えるべき場合において、証拠書類若しくは証拠物に氏名若しくは住居が記載され若しくは記録されている者であつて検察官が証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人として尋問を請求するもの若しくは供述録取書等の供述者（以下この項及び第八項において「検察官請求証人等」という。）若しくは検察官請求証人等の親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるときは、弁護人に対し、証拠書類又は証拠物を閲覧する機会を与えた上で、その検察官請求証人等の氏名又は住居を被告人に知らせることはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができない。ただし、その検察官請求証人等の供述の証明力の判断に資するような被告人との他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

第二百四十九条第一項の規定により証拠書類又は証拠物を閲覧する機会を与えるべき場合において、第二百七十二条の二第二項の規定により起訴状抄本等を提出した場合又は第三百十二条の二第二項の規定により訴因変更等請求書面抄本等を提出した場合であつて、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載

がないもの又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面に記載がないものが第二百七十二条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当するとの認めるときも前項と同様とする。この場合において、同項中「その検察官請求証人等の氏名又は住居」とあるのは「これらに記載され又は記録されているこれらの個人特定事項」と、同項ただし書中「その検察官請求証人等」とあるのは「これらの個人特定事項に係る証人」とする。

検察官は、第六項本文の場合において、同項本文の規定による措置によつては同項本文に規定する行為を防止できないおそれがあると認めるとき（被告人に弁護人がないときを含む。）は、その検察官請求証人等の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなる場合その他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き、被告人及び弁護人に對し、証拠書類又は証拠物のうちその検察官請求証人等の氏名又は住居が記載され又は記録されている部分について閲覧する機会を与える呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知る機会を与えなければならぬ。

第二百九十九条第一項の規定により証拠書類又は証拠物を閲覧する機会を与えるべき場合において、第二百七十七条の三第三項又は第二百七十二条の四第四項の規定により起訴状抄本等又は訴因変更等請求書面抄本等を提出した場合であつて、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものが第二百七十二条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認めるときも、前項と同様とする。この場合において、同項中「その検察官請求証人等の供述」とあるのは「これらの個人特定事項」とあるのは「これらの個人特定事項」とする。

第七項前段に規定する場合において、被告人に弁護人がないときも 第八項と同様とする。この場合において、同項中「その検察官請求証人等の氏名又は住居」とあるのは「これらの個人特定事項に係る証人の供述」と、「その検察官請求証人等の氏名又は住居」とあるのは「これらの個人特定事項」とする。

第二百九十九条の五

一項 第三項、第六項又は第八項の規定による措置をとつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、被告人又は弁護人の請求により、決定で、当該措置の全部又は一部を取り消さなければならぬ。

一 当該措置に係る者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるそれがないとき。

二 当該措置により、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき。

三 檢察官のとつた措置が前条第三項又は第八項の規定によるものである場合において、同条第一項本文又は第六項本文の規定による措置によつて第一号に規定する行為を防止できるとき。

検察官が前条第二項、第四項、第五項、第七項、第九項又は第十項の規定による措置をとつた場合において、次の各号のいずれかに該当するとの認めるときも、前項と同様とする。

一 当該措置に係る氏名若しくは住居又は個人特定事項が起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないもの（第三百十二条第一項の請求を却下する決定があつた場合における当該請求に係るものを除く。）に該当しないとき。

二 イ又は口に掲げる個人特定事項の区分に応じ、当該イ又は口に定める場合であるとき。

イ 被害者の個人特定事項 当該措置に係る事件に係る罪が第二百七十二条の二第一項第一号イ及び口に規定するものに該当せず、かつ、当該措置に係る事件が同号ハに掲げるものに該当しないとき。

三 口 被害者以外の者の個人特定事項 当該措置に係る者が第二百七十七条の二第一項第一号に掲げる者に該当しないとき。
二号に掲げる者に該当しないとき。
五 檢察官のとつた措置が前条第四項、第五項、第九項又は第十項の規定によるものである場合において、当該措置に係る個人特定事項が第二百七十二条の五第二項(第三百二十二条の二第二項)において準用する場合を含む。その決定により通知することとされたものに該当するとき。

四 当該措置により、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき。

五 檢察官のとつた措置が前条第四項、第五項、第九項又は第十項の規定によるものである場合において、同条第二項又は第七項の規定による措置によって第二百七十二条の二第二項第一号ハ(1)及び第二号イに規定する名譽又は社会生活の平穏が著しく害されることが並びに同項第一号ハ(2)及び第二号ロに規定する行為を防止できるとき。

裁判所は、第一項第二号又は第三号に該当すると認めて検察官がとつた措置の全部又は一部を取り消す場合において、同項第一号に規定する行為がなされるおそれがあると認めるときは、弁護人に對し、当該措置に係る者の氏名又は住居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができます。ただし、当該条件を付し、又は当該時期若しくは方法の指定をすることにより、当該措置に係る者の供述の証明力を判断に資するような被告人その他の関係者の利害関係の有無を確かめることができなくなるときの他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

六 第二項第三号から第五号までに該当すると認めて検察官がとつた措置の全部又は一部を取り消す場合において、第二百七十二条の二第一項第一号ハ(1)若しくは第二号イに規定する名譽若しくは社会生活の平穏が著しく害されるおそれ又は同項第一号ハ(2)若しくは第二号ロに規定する行為がなされるおそれがあると認めるとあるときも、前項と同様とする。この場合において、同項中「者の氏名又は住居」とあるのは、「個人特定事項」とする。

第二百九十九条の六 裁判所は、検察官がとつた
第二百九十九条の四第一項告白は第ニ項の規定

裁判所は、第一項又は第二項の請求についての決定をするときは、検察官の意見を聴かなければならない。

第一項又は第二項の請求についての決定（第三項又は第四項の規定により条件を付し、又は時期若しくは方法を指定する裁判を含む。）に対する抗告をすることができる。

裁判所は、検察官がとつた第二百四十九条の四第三項若しくは第八項の規定による措置に係る者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困らせる行為がなされるおそれがあると認める場合において、検察官及び弁護人の意見を聴き相当と認めるときは、弁護人が第四十条第一項の規定により訴訟に関する書類又は証拠物を閲覧し又は贋写するについて、これららのうち当該措置に係る者の氏名若しくは住居が記載され若しくは記録されている部分の閲覧若しくは贋写を禁じ、又は当該氏名若しくは住居を被告人に知らせではなくない旨の条件を付し、若しくは被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害關係の有無を確かめることができるなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

裁判所は、第一項又は第二項の請求についていた決定（第三項又は第四項の規定により条件を付し、又は時期若しくは方法を指定する裁判を含む。）に対しても、即時抗告をすることができる。

第二百九十九条の六 裁判所は、検察官がとつた前条第三項の規定による措置に係る者若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加えマはこれららの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認める場合において、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるとときは、弁護人が第四十条第一項の規定により訴訟に関する書類又は証拠物を閲覧し又は記録写するに当たり、これらに記載され又は記録されたいる当該措置に係る者の氏名又は住居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し定め又被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、

裁判所は、検察官がとつた第二百九十九条の四第一項若しくは第六項の規定による措置に係る者若しくは裁判所がとつた前条第三項の規定による措置に係る者若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認める場合において、弁護人から第四十六条の規定による請求があつた場合であつて、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるとときは、弁護人に裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を交付するに当たり、これらに記載されている当該措置に係る者の氏名又は住居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者の有無を確かめることのできることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

裁判所は、検察官がとつた第二百九十九条の四第三項若しくは第八項の規定による措置に係る者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認める場合において、弁護人から第四十六条の規定による請求があつた場合であつて、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書若しくは抄本を交付するに当たり、当該措置に係る者の氏名若しくは住居の記載がなされたる請求があつた場合であつて、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書若しくは裁判を記載した調書の謄本若しくは抄本を交付するに当たり、当該氏名若しくは住居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、若しくは被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するよう他の関係者の有無を確かめることのできることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

第二百九十九条の七 檢察官は、第二百九十九条

裁判所は、検察官がとつた第二百九十九条の四第一項若しくは第六項の規定による措置に係る者若しくは裁判所がとつた前条第三項の規定による措置に係る者若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認める場合において、弁護人から第四十六条の規定による請求があつた場合であつて、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるとときは、弁護人に裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を交付するに当たり、これらに記載されている当該措置に係る者の氏名又は住居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

裁判所は、検察官がとつた第二百九十九条の四第三項若しくは第八項の規定による措置に係る者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認める場合において、弁護人から第四十六条の規定による請求があつた場合であつて、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書若しくは抄本を交付するに当たり、当該措置に係る者の氏名若しくは住居が記載され若しくは記録されている部分の朗読の求めを拒むことができる。ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

第三百七条の二 第一百九十二条の二の決定が

つた事件については、第二百九十六条、第二百九十七条、第三百条乃至第三百二条及び第三百四条乃至前条の規定は、これを適用せず、証拠調は、公判期日において、適当と認める方法でこれを行うことができる。

第三百八条 裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人に対し、証拠の証明力を争うために必要とする適當な機会を与えるなければならない。

第三百九条 裁判所は、検察官、被告人又は弁護人又は弁護人は、証拠調に關し異議を申し立てることができる。

検察官、被告人又は弁護人は、前項に規定する場合の外、裁判長の处分に対する異議を申し立てることができる。

裁判所は、前二項の申立について決定をしなければならない。

第三十条 証拠調を終つた証拠書類又は証拠物の質問に対し、供述を拒むことができる。

被告人は、終始沈黙し、又は個々に代え、その贍本を提出することができる。

第三十一条 被告人は、終始沈黙し、又は個々は、遲滞なくこれを裁判所に提出しなければならない。但し、裁判所の許可を得たときは、原本に代え、その贍本を提出することができる。

第三百十二条 被告人は、終始沈黙し、又は個々は、遅滞なくこれを裁判所に提出しなければならない。但し、裁判所の許可を得たときは、原本に代え、その贍本を提出することができる。

被告人が任意に供述をする場合には、裁判長は、何時でも必要とする事項につき被告人の供述を求めることができる。

陪席の裁判官、検察官、弁護人、共同被告人又はその弁護人は、裁判長に告げて、前項の供述を求めることができる。

裁判所は、検察官の請求があるときは、公訴事実の同一性を害しない限度において、起訴状に記載された訴因又は罰條の追加、撤回又は変更を許さなければならない。

裁判所は、審理の経過に鑑み適當と認めるときは、訴因又は罰條を追加又は変更すべきことを命ずることができる。

第一項の請求は、書面を提出してしなければならない。

裁判所は、第一項の請求と同時に、被告人に送達するものとして、前項の書面（以下「訴因変更等請求書面」という。）の贍本を裁判所に提出しなければならない。

裁判所は、前項の規定による訴因変更等請求書面の贍本の提出があつたときは、遅滞なくこれを被告人に送達することができる。

この場合においては、第四項の規定は、適用しない。

裁判所は、訴因又は罰條の追加又は変更により被告人の防衛に實質的な不利益を生ずるおそれがあると認めるときは、被告人又は弁護人の請求により、決定で、被告人に十分な防衛の準備をさせるため必要な期間公判手続を停止しなければならない。

第三百十二条の二 檢察官は、訴因変更等請求書面に記載された第二百七十二条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者の個人特定事項について、必要と認めるときは、裁判所に対し、前条第五項の規定による訴因変更等請求書面の贍本の送達により当該個人特定事項が被告人に知られないようにするための措置をとることを求めることができる。

前項の規定による求めは、裁判所に対し、訴因変更等請求書面とともに、被告人に送達するものとして、当該求めに係る個人特定事項の記載がない訴因変更等請求書面の抄本その他の訴因変更等請求書面の贍本に代わるもの（以下この条において「訴因変更等請求書面抄本等」という。）を提出して行わなければならない。

裁判所は、前項の規定による訴因変更等請求書面抄本等の提出があつたときは、前条第五項の規定にかかわらず、遅滞なく訴因変更等請求書面抄本等を被告人に送達しなければならない。

前項の規定による求めは、裁判所に対し、訴因変更等請求書面とともに、被告人に送達するものとして、当該求めに係る個人特定事項の記載がない訴因変更等請求書面の抄本その他の訴因変更等請求書面の贍本に代わるもの（以下この条において「訴因変更等請求書面抄本等」という。）を提出して行わなければならない。

裁判所は、前項の規定による訴因変更等請求書面抄本等の提出があつたときは、前条第五項の規定にかかわらず、遅滞なく訴因変更等請求書面抄本等を被告人に送達しなければならない。

前項の規定による求めは、裁判所に対し、訴因変更等請求書面とともに、被告人に送達するものとして、当該求めに係る個人特定事項の記載がない訴因変更等請求書面の抄本その他の訴因変更等請求書面の贍本に代わるもの（以下この条において「訴因変更等請求書面抄本等」という。）を提出して行わなければならない。

裁判所は、前項の規定による訴因変更等請求書面抄本等の提出があつたときは、前条第五項の規定にかかわらず、遅滞なく訴因変更等請求書面抄本等を被告人に送達しなければならない。

前項の規定による求めは、裁判所に対し、訴因変更等請求書面とともに、被告人に送達するものとして、当該求めに係る個人特定事項の記載がない訴因変更等請求書面の抄本その他の訴因変更等請求書面の贍本に代わるもの（以下この条において「訴因変更等請求書面抄本等」という。）を提出して行わなければならない。

前項の規定による求めは、裁判所に対し、訴因変更等請求書面とともに、被告人に送達するものとして、当該求めに係る個人特定事項の記載がない訴因変更等請求書面の抄本その他の訴因変更等請求書面の贍本に代わるもの（以下この条において「訴因変更等請求書面抄本等」という。）を提出して行わなければならない。

前項の規定による求めは、裁判所に対し、訴因変更等請求書面とともに、被告人に送達するものとして、当該求めに係る個人特定事項の記載がない訴因変更等請求書面の抄本その他の訴因変更等請求書面の贍本に代わるもの（以下この条において「訴因変更等請求書面抄本等」という。）を提出して行わなければならない。

前項の規定による求めは、裁判所に対し、訴因変更等請求書面とともに、被告人に送達するものとして、当該求めに係る個人特定事項の記載がない訴因変更等請求書面の抄本その他の訴因変更等請求書面の贍本に代わるもの（以下この条において「訴因変更等請求書面抄本等」という。）を提出して行わなければならない。

前項の規定による求めは、裁判所に対し、訴因変更等請求書面とともに、被告人に送達するものとして、当該求めに係る個人特定事項の記載がない訴因変更等請求書面の抄本その他の訴因変更等請求書面の贍本に代わるもの（以下この条において「訴因変更等請求書面抄本等」という。）を提出して行わなければならない。

前項の規定による求めは、裁判所に対し、訴因変更等請求書面とともに、被告人に送達するものとして、当該求めに係る個人特定事項の記載がない訴因変更等請求書面の抄本その他の訴因変更等請求書面の贍本に代わるもの（以下この条において「訴因変更等請求書面抄本等」という。）を提出して行わなければならない。

前項の規定による求めは、裁判所に対し、訴因変更等請求書面とともに、被告人に送達するものとして、当該求めに係る個人特定事項の記載がない訴因変更等請求書面の抄本その他の訴因変更等請求書面の贍本に代わるもの（以下この条において「訴因変更等請求書面抄本等」という。）を提出して行わなければならない。

前項の規定による求めは、裁判所に対し、訴因変更等請求書面とともに、被告人に送達するものとして、当該求めに係る個人特定事項の記載がない訴因変更等請求書面の抄本その他の訴因変更等請求書面の贍本に代わるもの（以下この条において「訴因変更等請求書面抄本等」という。）を提出して行わなければならない。

第三百十三条の二 この法律の規定に基づいて裁判所若しくは裁判長又は裁判官が付した弁護人の選任は、弁論が併合された事件についてもその効力を有する。ただし、裁判所がこれと異なる決定をしたときは、この限りでない。

前項の決定をした場合には、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならぬ。前項の決定をした場合には、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならぬ。

第三百十四条 被告人が心神喪失の状態に在るとときは、検察官及び弁護人の意見を聴き、決定の裁判をすることができる。

前項の規定によるとともに、できる限り除外又は公訴棄却の裁判をすべきことが明らかなる場合には、被告人の出頭を待たないで、直ちにその裁判をすることができる。

被告人が病気のため出頭することができないときは、検察官及び弁護人の意見を聴き、決定で、出頭することができるまで公判手続を停止しなければならない。但し、第二百八十四条及び第二百八十五条の規定により代理人を出頭させた場合は、この限りでない。

犯罪事実の存否の證明に欠くことのできない証人が病気のため公判期日に出頭することができないときは、公判期日外においてその取調をせた場合は、この限りでない。

前項の規定により公判手続を停止するには、医師の意見を聽かなければならない。

第三百十五条 開廷後裁判官がわかつたときは、公判手続を更新しなければならない。但し、判決の宣告をする場合は、この限りでない。

前項の規定により公判手続を停止するには、医師の意見を聽かなければならない。

第三百十六条 第二百九十二条の二の決定が取り消されたときは、公判手続を更新しなければならない。但し、検察官及び被告人又は弁護人に異議がないときは、この限りでない。

第三百十七条の二 第二百九十二条の二の決定が取り消されたときは、公判手続を更新しなければならない。但し、検察官及び被告人又は弁護人に異議がないときは、この限りでない。

第三百十八条 地方裁判所において一人の裁判官のした訴訟手続は、被告事件が合議体で審判すべきものであつた場合にも、その効力を失わない。

第三百十九条 裁判所は、被告事件が合議体で審判すべきものであつた場合にも、その効力を失わない。

第三百二十条 裁判所は、被告事件が合議体で審判すべきものであつた場合にも、その効力を失わない。

第三百二十一条 裁判所は、被告事件が合議体で審判すべきものであつた場合にも、その効力を失わない。

第三百二十二条 裁判所は、被告事件が合議体で審判すべきものであつた場合にも、その効力を失わない。

日前に、決定で、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を公判前整理手続に付することができます。

前項の決定又は同項の請求を却下する決定をするには、裁判所の規則の定めるところにより、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならぬ。

第三百二十三条の三 裁判所は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うことができるよう、公判前整理手続において、十分な準備が行われるようにするとともに、できる限り早期にこれを終結させるよう努めなければならない。

訴訟関係人は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うことができるよう、公判前整理手続において、相互に協力するとともに、その実施に関し、裁判所に進んで協力しなければならない。

第三百二十四条 公判前整理手続は、この款に定めるところにより、訴訟関係人を出頭させて陳述させ、又は訴訟関係人に書面を提出させる方法により、行うものとする。

第三百二十六条の三 裁判所は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うことができるよう、公判前整理手続において、十分な準備が行われるようにするとともに、できる限り早期にこれを終結させるよう努めなければならない。

訴訟関係人は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うことができるよう、公判前整理手続において、相互に協力するとともに、その実施に関し、裁判所に進んで協力しなければならない。

第三百二十六条の四 公判前整理手続においては、被告人に弁護人がなければその手続を行なうことはできない。

公判前整理手続において被告人に弁護人がなければならぬ。

第三百二十七条の五 公判前整理手続においては、裁判長は、職権で弁護人を付さなければならない。

前項の規定によるとともに、できる限り早期にこれを終結させるよう努めなければならない。

第三百二十八条の五 公判前整理手続においては、裁判長は、職権で弁護人を付さなければならない。

前項の規定によるとともに、できる限り早期にこれを終結させるよう努めなければならない。

第三百二十九条の五 公判前整理手続においては、裁判長は、職権で弁護人を付さなければならない。

前項の規定によるとともに、できる限り早期にこれを終結させるよう努めなければならない。

第三百三十条の五 公判前整理手続においては、裁判長は、職権で弁護人を付さなければならない。

前項の規定によるとともに、できる限り早期にこれを終結させるよう努めなければならない。

る開示をしたもの(除く)について、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、当該証拠物により特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときも、同項と同様とする。

被告人又は弁護人は、前二項の開示の請求をするときは、次の各号に掲げる開示の請求の区分に応じ、当該各号に定める事項を明らかにしなければならない。

ことを予定している事実上及び法律上の主張があるときは、裁判所及び検察官に対し、これを明らかにしなければならない。この場合においては、三百六十六条の十三第一項後段の規定を準用する。

又は弁護人から開示の請求があつた場合において、その関連性の程度その他、被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、第三百六十六条の十四第一項第一号に定める方法による開示をしなければならない。この場合において、検察官は、必要と認めるとときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付すことができる。

めるとときは、速やかに、裁判所及び検察官に対し、その追加し又は変更すべき主張を明らかにしなければならない。この場合においては、第三百十六条の十三第一項後段の規定を準用する。

被告人又は弁護人は、その証明予定事実を証明するために用いる証拠の取調べの請求を追加する必要があると認めるときは、速やかに、その追加すべき証拠の取調べを請求しなければならない。この場合においては、第三百十六条の十三第三項の規定を準用する。

裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いた上で、第一項の主張を明らかにすべき期限及び前項の請求の期限を定めることがで

第三百六十六条の十八及び第三百六十六条の十九の規定は、第二項の規定により被告人又は弁護人が取調べを請求した証拠についてこれを準用する。

し又は変更すべき主張に関連すると認められる
証拠についてこれを準用する。

第三百六十六条の二十三 第二百九十九条の二及び
第二百九十九条の三の規定は、検察官又は弁護士

二 前項の開示の請求 次に掲げる事項
イ 開示の請求に係る押収手続記録書面を識別するに足りる事項
ロ 第一項の規定による開示をすべき証拠物と特定の検察官請求証拠との関係その他の事情に照らし、当該証拠物により当該検察官請求証拠の証明力を判断するために当該表示が必要である理由

二　証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人　その氏名及び住居を知る機会を与え、かつ、その者の供述録取書等のうち、その者が公判期日に於いて供述すると思料する内容が明らかにないもの（当該供述録取書等が存在しないとき、又はこれを閲覧させることが相当でないと認めるとき）にあつては、その者が公判期日において供述すると思料する内容の要旨を記載した書面（以下「記載した書面」といふ）を閲覧し、かつ、贋写する機会を与えること。

三百六十六条の十九　検察官は、前条の規定によつて開示をすべき証拠の開示を受けたときは、第三百六十六条の十九

詮擬書類又は詮擬物　当該詮擬書類又は詮擬物を閲覧し、かつ、贋写する機会を与えること。

第三百六十六条の二十一 檢察官は、第三百六十六条の十三から前条まで（第三百六十六条の十四第五項を除く。）に規定する手続が終わった後、その証明予定事実を追加し又は変更する必要があると認めるときは、速やかに、その追加し又は変更すべき証明予定事実を記載した書面を、裁判所に提出し、及び被告人又は弁護人に送付しなければならない。この場合においては、第三百六十六条の十三第一項後段の規定を準用する。

検察官は、その証明予定事実を証明するため、用いる証拠の取調べの請求を追加する必要があると認めるときは、速やかに、その追加すべき証拠の取調べを請求しなければならない。この場合においては、第三百六十六条の十三第三項の規定を準用する。

裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いた上で、第一項の書面の提出及び送付並びに前項の請求の期限を定めることができ

第三百九十九条の五から第二百九十九条の七までの規定は、検察官が前項において準用する第二百九十九条の四第一項から第十項までの規定による措置をとつた場合についてこれを準用する。

第三百六条の二十四　裁判所は、公判前整理手続を終了するに当たり、検察官及び被告人又は弁護人との間で、事件の争点及び証拠の整理の結果を確認しなければならない。

第三目　証拠開示に関する裁定

第三百六条の二十五　裁判所は、証拠の開示の

裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聽いた上で、前項の意見を明らかにすべき期限を定めることができる。

第三百六十六条の二十 檢察官は、第三百六十六条の十四第一項並びに第三百六十六条の十五第一項及び第二項の規定による開示をした証拠以外の証拠であつて、第三百六十六条の十七第一項の主張に関連すると認められるものについて、被告人

第三百六十六条の二十二 被告人又は弁護人は、三百六十六条の十三から第三百六十六条の二十まで（第三百六十六条の十四第五項を除く。）に規定する手続が終わつた後、第三百六十六条の十七第一項の主張を追加し又は変更する必要があると認

必要性の程度並びに証拠の開示によつて生じる
おそれのある弊害の内容及び程度その他の事情
を考慮して、必要と認めるときは、第三百六十六
条の十四第一項（第三百六十六条の二十一第四項
において準用する場合を含む。）の規定による

開示をすべき証拠については検察官の請求により、第三百六十六条の十八（第三百六十六条の二十第二項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠については被告人又は弁護人の請求により、決定で、当該証拠の開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

裁判所は、前項の請求について決定をするときは、相手方の意見を聽かなければならぬ。

第一項の請求についてした決定に対しても、即時抗告をすることができる。

第三百六十六条の二十六 裁判所は、検察官が第三百六十六条の十四第一項若しくは第三百六十六条の十五第一項若しくは第二項（第三百六十六条の二十一第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）若しくは第三百六十六条の二十第一項（第三百六十六条の二十二第五項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認めるとき、又は被告人若しくは弁護人が第三百六十六条の十八（第三百六十六条の二十二第四項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認めるときは、裁判所は、開示により、決定で、当該証拠の開示を命じなければならない。この場合において、裁判所は、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付すことができる。

裁判所は、前項の請求について決定をするとときは、相手方の意見を聽かなければならぬ。

第一項の請求についてした決定に対しても、即時抗告をすることができる。

第三百六十六条の二十七 裁判所は、第三百六十六条の二十五第一項又は前条第一項の請求について決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官、被告人又は弁護人に係る証拠の提示を命ずることができる。

この場合においては、裁判所は、何人にも、当該証拠の閲覧又は謄写をさせることができない。

裁判所は、被告人又は弁護人がする前条第一項の請求について決定をするに当たり、必要があると認めるときは、裁判所の指定する範囲に属する証拠であつて、裁判所の指定する標目を記載した一覧表の提示を命ずることができる。

この場合においては、裁判所は、何人にも、当該一覧表の閲覧又は謄写をさせることができない。

第一項の規定は第三百六十六条の二十五第三項又は前条第三項の即時抗告が係属する抗告裁判

所について、前項の規定は同条第三項の即時抗告が係属する抗告裁判所について、それぞれ準用する。

第二款 期日間整理手続

第三百六十六条の二十八 裁判所は、審理の経過に鑑み必要と認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、第一回公判期日後に、決定で、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を期日間整理手続に付することができる。

期日間整理手続について

第六条の二第一項及び第三百六十六条の九第三項を除く。の規定を準用する。この場合において、検察官、被告人又は弁護人が前項の決定前に取調べを請求している証拠については、期日間整理手続において取調べを請求した証拠とみなして、第三百六十六条の六から第三百六十六条の十まで及び第三百六十六条の十二中「公判前整理手續期日」とあるのは「期日間整理手續期日」と、同条第二項中「公判前整理手續調査」とあるのは「期日間整理手續調査」と読み替えるものとする。

第三款 公判手続の特例

第三百六十六条の二十九 公判前整理手続又は期日間整理手続に付された事件を審理する場合に

は、第二百八十九条第一項に規定する事件に該当しないときであつても、弁護人がなければ開廷することはできない。

第三百六十六条の三十 公判前整理手続に付された事件については、被告人又は弁護人は、証拠により証明すべき事実その他の事実上及び法律上の主張があるときは、第二百九十六条の手続に引き続き、これを明らかにしなければならない。この場合においては、同条ただし書の規定を準用する。

第三百六十六条の三十一 公判前整理手続に付された事件については、裁判所は、裁判所の規則の定めるところにより、前条の手続が終わった後、公判期日において、当該公判前整理手続の結果を明らかにしなければならない。

第三百六十六条の三十二 公判前整理手続又は期日間整理手続に付された事件については、

及び被告人又は弁護人は、第二百九十八条第一項の規定にかかるわらず、やむを得ない事由によって請求することができない事由においては、公判前整理手続又は期日間整理手続においては、該公判前整理手続又は期日間整理手続が終わつた後には、証拠調べを請求することができない。

前項の規定は、裁判所が、必要と認めるときに、職権で証拠調べをすることを妨げるものではない。

第三節 被害者参加

第三百六十六条の三十三 裁判所は、次に掲げる罪に係る被告事件の被害者等若しくは当該被害者の法定代表人又はこれららの者から委託を受けた弁護士から、被告事件の手続への参加の申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聞き、

犯罪の性質、被告人との関係その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、決定で、当該被害者等又は当該被害者の法定代表人の被告事件の手続への参加を許すものとする。

故意の犯罪行為により人を死傷させた罪

二 刑法第百七十六条规定、第百七十七条、第百七十九条、第二百十一条、第二百二十条又は第二百二十四条から第二百二十七条规定の罪

三 前号に掲げる罪のほか、その犯罪行為にこれらの罪の犯罪行為を含む罪（第一号に掲げる罪を除く。）

四 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第四条、第五条又は第六条第三項若しくは第四項の罪

五 第一号から第三号までに掲げる罪の未遂罪

前項の申出は、あらかじめ、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。

第三百六十六条の三十六 裁判所は、証人尋問する場合において、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士から、その者がその証人を尋問するとの申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聞き、審理の状況、申出に係る尋問事項の内容、申出をした者の数その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、情状に関する事項（犯罪事実に関するものを除く。）についての証人の供述の説明力を争うために必要な事項について、申出をした者がその証人を尋問することを許すものとする。

前項の申出は、検察官の尋問が終わつた後（検察官の尋問がないときは、被告人又は弁護人の尋問が終わつた後）直ちに、尋問事項を明らかにして、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、当該事項について自ら尋問する場合を除き、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。

裁判長は、第二百九十五条第一項から第四項までに規定する場合のほか、被害者参加人又は

めることが相当ないと認めるに至ったときも、同様とする。

公判期日は、これを被害者参加人に通知しなければならない。

裁判所は、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士が多数である場合において、必要があると認めるときは、これらの者の全員又はその一部に対し、その中から、公判期日に出席する代表者を選定するよう求めることができる。

裁判所は、審理の状況、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士の数その他の事情を考慮して、相当でないと認めるときは、公判期日の全部又は一部への出席を許さないことができる。

裁判所は、審理の状況、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士は、検察官に対し、当該被告事件についてのこの法律の規定による検察官の権限の行使に関し、意見を述べることができる。この場合において、検察官は、当該権限を託を受けた弁護士は、検察官に對し、当該被告事件についてのこの法律の規定による検察官の権限の行使に関し、意見を述べることができる。

裁判所は、公判準備において証人の尋問又は検証が行われる場合について準用する。

第三百六十六条の三十五 被害者参加人又はその委託を受けた弁護士は、公判期日に出席する。裁判所は、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士の数その他の事情を考慮して、相当でないと認めるときは、公判期日の全部又は一部への出席を許さないことができる。

裁判所は、公判準備において証人の尋問又は検証が行われる場合について準用する。

第三百六十六条の三十六 裁判所は、証人尋問する場合において、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士から、その者がその証人を尋問するとの申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聞き、審理の状況、申出に係る尋問事項の内容、申出をした者の数その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、情状に関する事項（犯罪事実に関するものを除く。）についての証人の供述の説明力を争うために必要な事項について、申出をした者がその証人を尋問することを許すものとする。

前項の申出は、検察官の尋問が終わつた後（検察官の尋問がないときは、被告人又は弁護人の尋問が終わつた後）直ちに、尋問事項を明らかにして、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、当該事項について自ら尋問する場合を除き、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。

裁判長は、第二百九十五条第一項から第四項までに規定する場合のほか、被害者参加人又は

その委託を受けた弁護士のする尋問が第一項に規定する事項以外の事項にわたるときは、これを制限することができる。

又はその委託を受けた弁護士から、その者が被告人に対して第三百十一条第二項の供述を求めるための質問を発することの申出があるときには、被告人又は弁護人の意見を聴き、被害者を収容した又はその委託を受けた弁護士がこの法律の規定による意見の陳述をするために必要があると認める場合であつて、審理の状況、申出に係る質問をする事項の内容、申出をした者の数その他的事情を考慮し、相当と認めるときは、申出をした者が被告人に対してその質問を発することを許すものとする。

第三百六十六条の三十九 裁判所は、被害者参加人が第三百六十六条の三十四第一項（同条第五項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定により公判期日又は公判準備に出席する場合において、被害者参加人の年齢、心身の状態その他の事情を考慮し、被害者参加人が著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、その不安又は緊張を緩和するのに適當であり、かつ、裁判官若しくは訴訟関係人の尋問若しくは被告人に対する供述を求める行為若しくは訴訟関係人がする陳述を妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがないと認める者を、被害者参加人に付き添わせることができる。

探ることができる。

第四節 証拠

第三百七十九条 事実の認定は、証拠による。

第三百八十条 証拠の證明力は、裁判官の自由な判断に委ねる。

第三百九十九条 強制、拷問又は脅迫による自白、不當に長く抑留又は拘禁された後の自白その他の任意にされたものでない疑のある自白は、これを証拠とすることができない。

被告人は、公判廷における自白であると否かを問はず、その自白が自己に不利益な唯一の証

三 前二号に掲げる書面以外の書面についての取扱いは、供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明又は国外にいるため公判準備委員会は公判期日において供述することができずかつ、その供述が犯罪事実の存否の証明に全くことができないものであるとき。ただし、その供述が特に信用すべき情況の下にされたものであるときに限る。

被告人以外の者の公判準備若しくは公判期日における供述を録取した書面又は裁判所若しくは裁判官の検証の結果を記載した書面は、前項

卷之三

前項の申出は、あらかじめ、質問をする事項を明らかにして、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、当該事項について自ら供述を求める場合を除き、意見をして、これを裁判所に通知するものとする。

裁判長は、第二百九十五条第一項、第三項及び第四項に規定する場合のほか、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士のする質問が第二項に規定する限り東洋と申すところに必要と

項に規定する意見の陳述をするために必要な場合に、これに関する事項に關係のない事項にわたるときは、これを制限することができる。

ある場合において、審理の状況、申出をした者の数その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、公判期日において、第二百九十三条第一項の規定による検察官の意見の陳述の後に、訴因として特定された事実の範囲内で、申出をして該者がその意見と東並するることを許すものとする。

者がその意見を附隨してなことを語るものとす
る。

裁判長は、第二百九十五条第一項、第三項及び第四項に規定する場合のほか、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士の意見の陳述が第一項に規定する範囲を超えるときは、これを制限することができる。

第一項の規定による陳述は、証拠とはならぬものとする。

第三百六十六条の三十九 裁判所は、被害者参加人が第三百六十六条の三十四第一項（同条第五項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定により公判期日又は公判準備に出席する場合において、被害者参加人の年齢、心身の状態その他の事情を考慮し、被害者参加人が著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、その不安又は緊張を緩和するのに適当であり、かつ、裁判官若しくは訴訟関係人の尋問若しくは被告人に対する供述を求める行為が若しくは訴訟関係人がする陳述を妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがないと認める者を、被害者参加人に付き添わせることができる。

前項の規定により被害者参加人に付き添うこととされた者は、裁判官若しくは訴訟関係人の尋問若しくは被告人に対する供述を求める行為を求める行為若しくは訴訟関係人がする陳述を妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがあると認められるに至ったときはその他その者の者を被害者参加人に付き添わせることが相当でないと認めるに至ったときは、決定で、同項の決定を取り消すことができる。

裁判所は、被害者参加人が第三百六十六条の三十四第一項の規定により公判期日又は公判準備に出席する場合において、犯罪の性質、被害者参加人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、被害者参加人が被告人の面前において在席、尋問、質問又は陳述をするときは圧迫を受け精神の平穀を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるとときは検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、弁護人が出頭している場合に限り、被告人とその被害者参加人との間で、被告人から被害者参加人の状態を認識することができないようにするための措置を採ることができる。

裁判所は、被害者参加人が第三百六十六条の三十四第一項の規定により公判期日に出席する場合において、犯罪の性質、被害者参加人の年齢、心身の状態、名譽に対する影響その他の事

第三百一十七条	第四節
事実の認定は、証拠による。	第三百一十八条
証拠の証明力は、裁判官の自由な判断に委ねる。	第三百十九条
強制、拷問又は脅迫による自白、不當に長く抑留又は拘禁された後の自白その他の任意にされたものでない疑のある自白は、これを証拠とすることができない。	第三百二十条
被告人は、公判廷における自白があると否かを問わず、その自白が自己に不利益な唯一の証拠である場合には、有罪とされない。	第三百二十二条
前二項の自白には、起訴された犯罪について有罪であることを自認する場合を含む。	第三百二十三条
第三百二十二条 第三百二十二条乃至第三百二十八条规定する場合を除いては、公判期日における供述に代えて書面を証拠とし、又は公判期日外における他の者の供述を内容とする供述を証拠とすることはできない。	第二百九十二条
第二百九十二条の二の決定があつた事件の証拠については、前項の規定は、これを適用しない。但し、検察官、被告人又は弁護人が証拠とすることに異議を述べたものについては、この限りでない。	第三百二十九条
書又はその者の供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるものは、次に掲げる場合に限り、これを証拠とすることができる。	第三百三十一条
一 裁判官の面前（第五百五十七条の六第一項及び第二項に規定する方法による場合を含む。）における供述を録取した書面については、その供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明若しくは国外にいるため公判準備若しくは公判期日において供述することができないとき、又は供述者が公判準備若しくは公判期日において前の供述と異なる供述をしたとき。	第三百三十二条
二 檢察官の面前における供述を録取した書面については、その供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明若しくは国外にいるため公判準備若しくは公判期日において供述することができないとき、又は公判準備若しくは公判期日において前の供述と相反するか	第三百三十三条

三 前二号に掲げる書面以外の書面についての規定は、供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明又は国外にいるため公判準備調査が不可能な場合における供述を信用すべき特別の情況の存在するときに限る。

被告人以外の者の公判準備若しくは公判期日における供述を録取した書面又は裁判所若しくは裁判官の検証の結果を記載した書面は、前項の規定にかかわらず、これを証拠とすることはできる。

検察官、検察事務官又は司法警察職員の検証の結果を記載した書面は、その供述者が公判期日において証人として尋問を受け、その真正性が作成されたものであることを供述したときは第一項の規定にかかわらず、これを証拠とすることができる。

鑑定の経過及び結果を記載した書面で鑑定人の作成したものについても、前項と同様である。

第三百二十二条の二 被告事件の公判準備若しくは公判期日における手続以外の刑事手続又は他の事件の刑事手続において第一項の規定は、第一項又は第二項に規定する方法によりされた証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体がその一部とされた調書は、前条第一項の規定にかかるわらぎ、証拠とすることができること。この場合において、裁判所は、その調書を取り調べた後、訴訟関係人に対し、その供述者を証人として尋問する機会を与えなければならぬ。

前項の規定により調書を取り調べる場合には、第三百五条第五項ただし書の規定は適用しない。

第一項の規定により取り調べられた調書に記録された証人の供述は、第二百九十五条第一項前段並びに前条第一項第一号及び第二号の適用については、被告事件の公判期日においてされたものとみなす。

第三百二十二条の三 第一号に掲げる者の供述及びその状況を録音及び録画を同時にを行う方法についての規定は、第三百五条第五項ただし書の規定は適用しない。

より記録した記録媒体（その供述がされた聽取の開始から終了に至るまでの間ににおける供述及びその状況を記録したものに限る。）は、その供述が第二号に掲げる措置が特に採られた情況の下にされたものであると認める場合であつて、聽取に至るまでの情況その他の事情を考慮し相当と認めるときは、第三百二十一條第一項の規定にかかるわらず、証拠とすることができるのである。この場合において、裁判所は、その記録媒体を取り調べた後、訴訟関係人に対し、その供述者を証人として尋問する機会を与えないければならない。

一次に掲げる者

イ 刑法第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条、第一百八十二条若しくは第二百二十六条の罪、同法第二百二十五条若しくは第二百二十六条の第二第三項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下このイにおいて同じ。）、同法第二百二十七条第一項（同法第二百二十五条又は第二百二十条の二第三項の罪を犯した者を帮助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪、児童貢春、児童ボルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の处罚及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪の被害者ハ、イ及びロに掲げる者のほか、犯罪の性質、供述者の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、更に公判準備又は公判期日において供述するときは精神の平穀を著しく害されるおそれがあると認められる者

二次に掲げる措置

イ 供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、供述者の不安又は緊張を緩和することその他の供述者が十分な供述をするために必要な措置ロ 供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、誘導をできる限り避けることその他の特性

他の供述の内容に不当な影響を与えないようにするために必要な措置

前項の規定により取り調べられた記録媒体に記録された供述者の供述は、第二百九十五条第一項前段の規定の適用については、被告事件の公判期日においてされたものとみなす。

被告人が作成した供述書又は被告人の供述を錄取した書面で被告人の署名若しくは押印のあるものは、その供述が被告人に不利な事実の承認を内容とするものであるとき、又は特に信用すべき情況の下にされたものであるときに限り、これを証拠とすることができる。

被告人の公判準備又は公判期日における供述を錄取した書面は、その承認が自白でない場合においても、第三百十九条の規定に準じ、任意にされたものではない疑があると認めるときは、これを証拠とすることができない。

被告人の公判準備又は公判期日における供述を錄取した書面は、その供述が任意にされたものであると認めるときに限り、これを証拠とすることができる。

第三百二十二条 被告人が出頭しないでも証拠調を行うことができる場合において、被告人が出頭しないときは、前項の同意があつたものとみなす。但し、代理人又は弁護人が出頭したときは、この限りでない。

第三百二十三条 裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人が合意の上、文書の内容又は公判期日に出頭すれば供述することが予想されるその供述の内容を書面に記載して提出したときは、その文書又は供述すべき者を取り調べないでも、その書面を証拠とすることができる。この場合においても、その書面の証明力を争うこと妨げない。

第三百二十四条 第三百二十二条乃至第三百二十九条の規定により証拠とすることができない書面又は供述であつても、公判準備又は公判期日における被告人、証人その他の者の供述の証明力を争うためには、これを証拠とすることができます。

第三百二十八条 第三百二十二条乃至第三百二十九条の規定により証拠とすることができない書面又は供述であつても、公判準備又は公判期日における被告人に対する判断を示さなければならぬ。

第三百二十九条 被告事件が裁判所の管轄に属しないときは、判決で管轄違の言渡をしなければならない。但し、第二百六十六条第二号の規定により地方裁判所の審判に付された事件については、管轄違の言渡をすることはできない。

第三百三十一条 高等裁判所は、その特別権限に属する事件として公訴の提起があつた場合においては、管轄違の言渡をすることはできない。

第三百三十二条 裁判所は、被告人の申立がなければ、土地管轄について、管轄違の言渡をすることができない。

第三百三十三条 裁判所は、第三百二十二条第一項第一号の規定を準用する。

第三百三十四条 被告人以外の者の公判準備又は公判期日における供述をその内容と容とするものについては、第三百二十二条第一項第一号の規定を準用する。

第三百三十五条 裁判所は、第三百二十二条第一項第一号の規定により証拠とすることができる供述であつても、あらかじめ、その書面又は供述の内容と容とするものについては、第三百二十二条第一項第一号の規定を準用する。

第三百三十六条 被告事件が罪とならないときは、判決で無罪の言渡をしなければならない。

第三百三十七条 左の場合には、判決で免訴の言渡をしなければならない。

第三百三十八条 左の場合には、判決で公訴を棄却しなければならない。

第三百三十九条 左の場合には、決定で公訴を棄却しなければならない。

第三百四十条 左の場合は、決定で公訴を棄却されるとおり地方法院の規定に違反して公訴が提起されたり、裁判所に公訴が提起されたとき。

第三百四十二条 左の場合は、決定で公訴を棄却されるとおり地方法院の規定に違反して公訴が提起されたり、裁判所に公訴が提起されたとき。

第三百四十三条 左の場合は、決定で公訴を棄却されるとおり地方法院の規定に違反して公訴が提起されたり、裁判所に公訴が提起されたとき。

第三百四十四条 左の場合は、決定で公訴を棄却されるとおり地方法院の規定に違反して公訴が提起されたり、裁判所に公訴が提起されたとき。

第三百四十五条 左の場合は、決定で公訴を棄却されるとおり地方法院の規定に違反して公訴が提起されたり、裁判所に公訴が提起されたとき。

第三百四十六条 左の場合は、決定で公訴を棄却されるとおり地方法院の規定に違反して公訴が提起されたり、裁判所に公訴が提起されたとき。

第三百四十七条 左の場合は、決定で公訴を棄却されるとおり地方法院の規定に違反して公訴が提起されたり、裁判所に公訴が提起されたとき。

第三百四十八条 左の場合は、決定で公訴を棄却されるとおり地方法院の規定に違反して公訴が提起されたり、裁判所に公訴が提起されたとき。

第三百三十五条 有罪の言渡をするには、罪となるべき事実、証拠の標目及び法令の適用を示さなければならぬ。

法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の加重減免の理由となる事実が主張されたときは、これに對する判断を示さなければならぬ。

第三百三十六条 被告事件が罪とならないときは、判決で無罪の言渡をしなければならない。

第三百三十七条 左の場合には、判決で免訴の言渡をしなければならない。

第三百三十八条 左の場合には、判決で公訴を棄却しなければならない。

第三百三十九条 左の場合には、決定で公訴を棄却されるとおり地方法院の規定に違反して公訴が提起されたり、裁判所に公訴が提起されたとき。

第三百四十条 左の場合は、決定で公訴を棄却されるとおり地方法院の規定に違反して公訴が提起されたり、裁判所に公訴が提起されたとき。

第三百四十二条 左の場合は、決定で公訴を棄却されるとおり地方法院の規定に違反して公訴が提起されたり、裁判所に公訴が提起されたとき。

第三百四十三条 左の場合は、決定で公訴を棄却されるとおり地方法院の規定に違反して公訴が提起されたり、裁判所に公訴が提起されたとき。

第三百四十四条 左の場合は、決定で公訴を棄却されるとおり地方法院の規定に違反して公訴が提起されたり、裁判所に公訴が提起されたとき。

第三百四十五条 左の場合は、決定で公訴を棄却されるとおり地方法院の規定に違反して公訴が提起されたり、裁判所に公訴が提起されたとき。

第三百四十六条 左の場合は、決定で公訴を棄却されるとおり地方法院の規定に違反して公訴が提起されたり、裁判所に公訴が提起されたとき。

第三百四十七条 左の場合は、決定で公訴を棄却されるとおり地方法院の規定に違反して公訴が提起されたり、裁判所に公訴が提起されたとき。

第三百四十八条 左の場合は、決定で公訴を棄却されるとおり地方法院の規定に違反して公訴が提起されたり、裁判所に公訴が提起されたとき。

第三百四十九条 左の場合は、決定で公訴を棄却されるとおり地方法院の規定に違反して公訴が提起されたり、裁判所に公訴が提起されたとき。

第三百五十条 刑の執行猶予は、刑の言渡しと同時に、判決でその言渡しをしなければならない。猶予の期間中保護観察に付する場合も、同様とする。

第三百五十四条 被告事件について刑を免除するときは、判決でその旨の言渡をしなければならない。

第三百三十五条 有罪の言渡をするには、罪となるべき事実、証拠の標目及び法令の適用を示さなければならぬ。

法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の加重減免の理由となる事実が主張されたときは、これに對する判断を示さなければならぬ。

第三百三十六条 被告事件が罪とならないときは、判決で無罪の言渡をしなければならない。

第三百三十七条 左の場合には、判決で免訴の言渡をしなければならない。

第三百三十八条 左の場合には、判決で公訴を棄却されるとおり地方法院の規定に違反して公訴が提起されたり、裁判所に公訴が提起されたとき。

第三百三十九条 左の場合には、決定で公訴を棄却されるとおり地方法院の規定に違反して公訴が提起されたり、裁判所に公訴が提起されたとき。

第三百四十条 左の場合は、決定で公訴を棄却されるとおり地方法院の規定に違反して公訴が提起されたり、裁判所に公訴が提起されたとき。

第三百四十二条 左の場合は、決定で公訴を棄却されるとおり地方法院の規定に違反して公訴が提起されたり、裁判所に公訴が提起されたとき。

第三百四十三条 左の場合は、決定で公訴を棄却されるとおり地方法院の規定に違反して公訴が提起されたり、裁判所に公訴が提起されたとき。

第三百四十四条 左の場合は、決定で公訴を棄却されるとおり地方法院の規定に違反して公訴が提起されたり、裁判所に公訴が提起されたとき。

第三百四十五条 左の場合は、決定で公訴を棄却されるとおり地方法院の規定に違反して公訴が提起されたり、裁判所に公訴が提起されたとき。

第三百四十六条 左の場合は、決定で公訴を棄却されるとおり地方法院の規定に違反して公訴が提起されたり、裁判所に公訴が提起されたとき。

第三百四十七条 左の場合は、決定で公訴を棄却されるとおり地方法院の規定に違反して公訴が提起されたり、裁判所に公訴が提起されたとき。

第三百四十八条 左の場合は、決定で公訴を棄却されるとおり地方法院の規定に違反して公訴が提起されたり、裁判所に公訴が提起されたとき。

第三百四十九条 左の場合は、決定で公訴を棄却されるとおり地方法院の規定に違反して公訴が提起されたり、裁判所に公訴が提起されたとき。

第三百五十条 刑の執行猶予は、刑の言渡しと同時に、判決でその言渡しをしなければならない。猶予の期間中保護観察に付する場合も、同様とする。

第三百五十四条 被告事件について刑を免除するときは、判決でその旨の言渡をしなければならない。

第三百五十条の三 前条第一項の合意をするには、弁護人の同意がなければならない。

前条第一項の合意は、検察官、被疑者又は被告人及び弁護人が連署した書面により、その内容を明らかにしてするものとする。

第三百五十条の四 第三百五十条の二第一項の合意をするため必要な協議は、検察官と被疑者又は被告人及び弁護人との間で行うものとする。

ただし、被疑者又は被告人及び弁護人に異議がないときは、協議の一部を弁護人のみとの間で行うことができる。

第三百五十条の五 前条の協議において、検察官は、被疑者又は被告人に対し、他人の刑事案件について供述を求めることができる。この場合においては、第百九十八条第二項の規定を準用する。

被疑者又は被告人が前条の協議においてした供述は、第三百五十条の二第一項の合意が成立しなかつたときは、これを証拠とすることができない。

第三百五十条の六 検察官は、司法警察員が送致に係る同条の罪に当たる場合において、これらに係る事件において用いるときは、これを適用しない。

前項の規定は、あらかじめ、司法警察員と協議しなければならない。

検察官は、第三百五十条の四の協議に係る他の刑事案件について司法警察員が現に捜査していると認める事件について、その被疑者との間で第三百五十条の四の協議を行おうとするときは、あらかじめ、司法警察員と協議しなければならない。

検察官は、第三百五十条の四の協議に係る他の刑事案件について司法警察員が現に捜査していることその他の事情を考慮して、当該他人の刑事案件の捜査のため必要と認めるときは、前条第一項の規定により供述を求めることが他の当該協議における必要な行為を司法警察員にさせることができる。この場合において、司法警察員は、検察官の個別の授権の範囲内で、検察官が第三百五十条の二第一項の合意の内容とすることを提案する同項第二号に掲げる行為の内容の提示をすることができる。

第二節 公判手続の特例

第三百五十条の七 検察官は、被疑者との間でしめた第三百五十条の二第一項の合意がある場合に

おいて、当該合意に係る被疑者の事件について公訴を提起したときは、第二百九十九条の手続が終わった後（事件が公判前整理手続に付された場合にあつては、その後遅滞なく、証拠として第三百五十条の三第二項の書面（以下「合意内容書面」という。）の取調べを請求しなければならない。被告事件について、公訴の提起後に被告人との間で第三百五十条の二第一項の合意をしたときも、同様とする。

前項の規定により合意内容書面の取調べを請求する場合において、当該合意の当事者が第三百五十条の十第二項の規定により当該合意から離脱する旨の告知をしているときは、検察官は、あわせて、同項の書面の取調べを請求しなければならない。

第一項の規定により合意内容書面の取調べを請求した後に、当該合意の当事者が第三百五十条の十第二項の規定により当該合意から離脱する旨の告知をしたときは、検察官は、遅滞なく、同項の書面の取調べを請求しなければならない。

第三百五十条の八 被告人以外の者の供述録取書等であつて、その者が第三百五十条の二第一項の合意に基づいて作成したもの又は同項の合意に基づいてされた供述を録取し若しくは記録したものについて、検察官、被告人若しくは弁護人が取調べを請求し、又は裁判所が職權でこれを取り調べることとしたときは、検察官は、遅滞なく、合意内容書面の取調べを請求しなければならない。この場合においては、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

第三百五十条の九 検察官、被告人若しくは弁護人が証人尋問を請求し、又は裁判所が職權で証人尋問を行うこととした場合において、その証人となるべき者との間で当該証人尋問についてした第三百五十条の二第一項の合意があるときは、検察官は、遅滞なく、合意内容書面の取調べを請求した事件について、裁判所が第四百六十三条第一項若しくは第二項の規定により通常の規定に従い審判をすることとし、又は検察官が第四百六十五条第一項の規定により正式裁判の請求をしたときは、

第三節 合意の終了

第三百五十条の十 次の各号に掲げる事由がある

ときは、当該各号に定める者は、第三百五十条の二第一項の合意から離脱することができる。

一 第三百五十条の二第一項の合意の当事者が、当該合意に違反したとき
二 次に掲げる事由

被告人

イ 検察官が第三百五十条の二第一項第二号に係る同項の合意に基づいて訴因又は罰則の追加、撤回又は変更を請求した場合において、検察官が第三百五十条の五第一項第一号若しくは第三百五十条の二第一項第二号若しくは第三百五十条の四の協議において、裁判所がこれを許さなかつたとき。

ロ 検察官が第三百五十条の二第一項第二号ホに係る同項の合意に基づいて第二百九十九条の追加、撤回又は変更を請求した場合において、裁判所がこれを許さなかつたとき。

ハ 検察官が第三百五十条の二第一項第二号ハに係る同項の合意に基づいて即決裁判手続の申立てをした事件について、裁判所がこれを却下する決定（第三百五十条の二第一号又は第四号に掲げる場合に該当することを理由とするものに限る。）をし、又は第三百五十条の二十五第一項第三号若しくは第四号に該当すること（同号については、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述と相対するか又は実質的に異なる旨の陳述をしたことにより同号に該当する場合を除く。）となつたことを理由として第三百五十条の二十二の決定を取り消したとき。

二 検察官が第三百五十条の二第一項第二号トに係る同項の合意に基づいて略式命令の請求をした事件について、裁判所が第四百六十三条第一項若しくは第二項の規定により通常の規定に従い審判をすることとし、又は検察官が第四百六十五条第一項の規定により正式裁判の請求をしたとき。

イ 被告者又は被疑者が第三百五十条の二第一項第二号イからニまで、ヘ又はトに係る同項の合意（同号ハに係るものについては、特定の訴因及び罰則により公訴を提起する旨のものに限る。）に違反して、公訴を提起し、公訴を取り消さず、異なる訴因及び罰則により公訴を提起し、訴因若しくは罰則の追加、撤回若しくは変更を請求することなく若しくは異なる訴因若しくは罰則の追加若しくは撤回若しくは異なる訴因若しくは罰則への変更を請求して公訴を維持し、又は即決裁判手続の申立て若しくは略式命令の請求を同時にすることなく公訴を提起したときは、判決で当該公訴を棄却しなければならない。

三 証拠とすることについて被告人に異議がないときは、第一号に掲げる事由

第四節 合意の履行の確保

第三百五十条の十三 検察官が第三百五十条の二第一項第二号イからニまで、ヘ又はトに係る同項の合意（同号ハに係るものについては、特定の訴因及び罰則により公訴を提起する旨のものに限る。）に違反して、公訴を提起し、公訴を取り消さず、異なる訴因及び罰則により公訴を提起し、訴因若しくは罰則の追加、撤回若しくは変更を請求することなく若しくは異なる訴因若しくは罰則の追加若しくは撤回若しくは異なる訴因若しくは罰則への変更を請求して公訴を維持し、又は即決裁判手続の申立て若しくは略式命令の請求を同時にすることなく公訴を提起したときは、判決で当該公訴を棄却しなければならない。

前項の規定による離脱は、その理由を記載した書面により、当該離脱に係る合意の相手方に對し、当該合意から離脱する旨の告知をして行うものとする。

第三百五十条の十一 検察官が第三百五十条の二第一項第二号イに係る同項の合意に基づいて公訴を提起しない処分をした事件について、検察官が第三百五十条の五第一項第一号若しくは第三百五十条の二第一項第二号若しくは第三百五十条の四の協議において、裁判所がこれを許さなかつたとき。

第一項第二号イに係る同項の合意に基づいて公訴を提起されたときにおいて、検察官が第三百五十条の四の協議における意見の陳述において、裁判所がこれを許さなかつたとき。

第二号の議決又は同法第四十一条の六第一項の公訴を提起したときは、当該合意は、その効力を持たない。

第三百五十条の十二 前条の場合には、当該議決に係る事件について公訴が提起されたときにおいて、被告人が第三百五十条の四の協議において、裁判所がこれを許さなかつたとき。

第三百五十条の十一の規定によつて公訴が提起されたときにおいて、被告人が第三百五十条の四の協議において、裁判所がこれを許さなかつたとき。

二 被告人が当該合意に基づくものとしてした行為又は当該協議においてした行為が第三百三十号第三号イ若しくはロに掲げる事由に該当することとなつたとき。

一 前条に規定する議決の前に被告人がした行為が、当該合意に違反するものであつたこと�이ました供述及び当該合意に基づいてした被告人の行為により得られた証拠並びにこれらに基づいて得られた証拠は、当該被告人の刑事案件において、これらを証拠とすることができない。

前項第一号に掲げる判決の宣告があつた場合（第四百条ただし書の規定により更に第三百四十五条に規定する裁判をした場合を除く。）には、第三百四十五条の三（次条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する第三百四十二条の八第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による決定に係る勾留状は、その効力を失う。

第四百四条 第二編中公判に関する規定は、この法律に特別の定のある場合を除いては、控訴の審判についてこれを準用する。

第三章 上告

第四百五条 高等裁判所がした第一審又は第二審の判決に対しては、左の事由があることを理由として上告の申立をすることができる。

一 憲法の違反があること又は憲法の解釈に誤があること。

二 最高裁判所の判例と相反する判断をしたこと。

三 最高裁判所の判例がない場合に、大審院若しくは上告裁判所たる高等裁判所の判例又はこの法律施行後の控訴裁判所たる高等裁判所の判例と相反する判断をしたこと。

四 最高裁判所は、前条の規定により上告をすることができる場合であつて、事件を自ら上告審としてその事件を受理することができる。

五 判決があつた後に刑の廃止若しくは変更又は大赦があつたこと。

六 不法に管轄を認めたことを理由として原判決を破棄するときは、判決で事件を管轄訴訟裁判所又は管轄第一審裁判所に移送しなければならない。

第七百三十三条 前条に規定する理由以外の理由によつて原判決を破棄するときは、判決で、事件を原裁判所若しくは第一審裁判所に差し戻し、又はこれらと同等の他の裁判所に移送しなければならない。但し、上告裁判所は、訴訟記録並びに原裁判所及び第一審裁判所において取り調べた証拠によつて、直ちに判決をすることができるものと認めるときは、被告事件について更に判決をすることができる。

第七百三十四条 第一審裁判所が即決裁判手続によつて判決をした事件については、第四百十一条の規定にかかわらず、上告裁判所は、当該判決の言渡しにおいて示された罪となるべき事実について同条第三号に規定する事由があることを理由としては、原判決を破棄することができない。

第七百三十五条 上告裁判所は、上告趣意書には、裁判所の規則の定めるところにより、上告の申立の理由を明示しなければならない。

第七百三十六条 上告裁判所は、上告趣意書その他の書類によつて、上告の申立の理由がないことが明らかであると認めるときは、弁論を経ないで、判決で上告を棄却することができます。

第七百三十七条 上告裁判所は、公判期日に被告人を召喚することを要しない。

第七百三十八条 上告裁判所は、第四百五条各号に規定する事由があるときは、判決で原判決を破棄しなければならない。但し、判決に影響を及ぼさないことが明らかな場合は、この限りでない。

第七百三十九条 第二百五条第二号又は第三号に規定する事由において、上告裁判所がその判例を変更して原判決を維持するのを相当とするときは、前項の規定は、これを適用しない。

第四百十一条 上告裁判所は、第四百五条各号に規定する事由がない場合であつても、左の事由があつて原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認めるときは、判決で原判決を破棄することができる。

一 判決に影響を及ぼすべき法令の違反があること。

二 刑の量定が甚しく不當であること。

三 判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認があること。

四 再審の請求をすることができる場合にあたる事由があること。

五 判決があつた後に刑の廃止若しくは変更又は大赦があつたこと。

第六百十二条 不法に管轄を認めたことを理由として原判決を破棄するときは、判決で事件を管轄訴訟裁判所又は管轄第一審裁判所に移送しなければならない。

第七百三十三条 前条に規定する理由以外の理由によつて原判決を破棄するときは、判決で、事件を原裁判所若しくは第一審裁判所に差し戻し、又はこれらと同等の他の裁判所に移送しなければならない。但し、上告裁判所は、訴訟記録並びに原裁判所及び第一審裁判所において取り調べた証拠によつて、直ちに判決をすることができるものと認めるときは、被告事件について更に判決をすることができる。

第七百三十四条 第一審裁判所が即決裁判手続によつて判決をした事件については、第四百十一条の規定にかかわらず、上告裁判所は、当該判決の言渡しにおいて示された罪となるべき事実について同条第三号に規定する事由があることを理由としては、原判決を破棄することができない。

第七百三十五条 上告裁判所は、上告趣意書には、申立書を受け取つた日から三日以内に意見書を添えて、これを抗告裁判所に送付しなければならない。

第七百三十六条 上告裁判所は、即時抗告を除いては、裁判の執行を停止する効力を有しない。但し、原裁判所は、決定で、抗告の裁判があるまで執行を停止することができる。

第七百三十七条 抗告裁判所は、決定で裁判の執行を停止する者との申立により、前項の期間を延長することができる。

第七百三十八条 上告裁判所は、適当と認めるときは、第一項

第七百三十九条 抗告は、特に即時抗告をすることができる旨の規定がある場合の外、裁判所のした決定に對してこれをすることができる。但し、この法律に特別の定のある場合は、この限りでない。

第七百四十一条 裁判所の管轄又は訴訟手続に関し申立をすることはできない。

第七百四十二条 上告裁判所の判決は、宣告があつた日から第四百五条の期間を経過したとき、又はその期間内に同条第一項の申立があつた場合は訂正の判決若しくは申立を棄却する決定があつたときに、確定する。

第七百四十三条 上告裁判所の判決に対する抗告をすることはできない。

第七百四十四条 上告裁判所は、その判決の内容に定めるところを除いては、上告の審判についてこれを準用する。

第七百四十五条 上告裁判所は、その判決の内容に誤があることを發見したときは、検察官、被告人又は弁護人の申立により、判決でこれを訂正する。

第七百四十六条 上告裁判所は、適当と認めるときは、第一項

第七百四十七条 上告裁判所は、訂正の判決をしないたときは、速やかに決定で申立を棄却しなければならない。

第七百四十八条 上告裁判所の判決は、宣告があつて原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認めるときは、判決で原判決を破棄することができる。

第七百四十九条 上告裁判所は、即時抗告をすることができる旨の規定がある場合の外、裁判所のした決定に對してこれをすることができる。但し、この法律に特別の定がある場合に對しては、その高等裁判所がしたものに對しては、その高等裁判所に異議の申立をすることができる。

第七百五十条 上告裁判所は、訂正の判決をしないたときは、抗告をすることはできない。

第七百五十二条 上告裁判所の決定に對しては、抗告をすることはできない。

第七百五十三条 上告裁判所は、即時抗告を除いては、この法律に特別の定のある場合は、この限りでない。

第七百五十四条 上告裁判所は、即時抗告を除いては、この法律に特別の定による場合を除いては、上告の審判についてこれを準用する。

第七百五十五条 上告裁判所は、即時抗告を除いては、この法律に特別の定による場合を除いては、上告の審判についてこれを準用する。

第七百五十六条 上告裁判所は、即時抗告を除いては、この法律に特別の定による場合を除いては、上告の審判についてこれを準用する。

第七百五十七条 上告裁判所は、即時抗告を除いては、この法律に特別の定による場合を除いては、上告の審判についてこれを準用する。

第七百五十八条 上告裁判所は、即時抗告を除いては、この法律に特別の定による場合を除いては、上告の審判についてこれを準用する。

第七百五十九条 上告裁判所は、即時抗告を除いては、この法律に特別の定による場合を除いては、上告の審判についてこれを準用する。

第七百六十条 上告裁判所は、即時抗告を除いては、この法律に特別の定による場合を除いては、上告の審判についてこれを準用する。

第七百六十二条 上告裁判所は、即時抗告を除いては、この法律に特別の定による場合を除いては、上告の審判についてこれを準用する。

第七百六十三条 上告裁判所は、即時抗告を除いては、この法律に特別の定による場合を除いては、上告の審判についてこれを準用する。

第七百六十四条 上告裁判所は、即時抗告を除いては、この法律に特別の定による場合を除いては、上告の審判についてこれを準用する。

第七百六十五条 上告裁判所は、即時抗告を除いては、この法律に特別の定による場合を除いては、上告の審判についてこれを準用する。

第七百六十六条 上告裁判所は、即時抗告を除いては、この法律に特別の定による場合を除いては、上告の審判についてこれを準用する。

第七百六十七条 上告裁判所は、即時抗告を除いては、この法律に特別の定による場合を除いては、上告の審判についてこれを準用する。

第七百六十八条 上告裁判所は、即時抗告を除いては、この法律に特別の定による場合を除いては、上告の審判についてこれを準用する。

第七百六十九条 上告裁判所は、即時抗告を除いては、この法律に特別の定による場合を除いては、上告の審判についてこれを準用する。

第四百五十五条 非常上告をするには、その理由を記載した申立書を最高裁判所に差し出さなければならない。

第四百五十六条 公判期日には、検察官は、申立書に基いて陳述をしなければならない。

第四百五十七条 非常上告が理由のないときは、判決でこれを棄却しなければならない。

第四百五十八条 非常上告が理由のあるときは、左の区別に従い、判決をしなければならない。

一、原判決が法令に違反したときは、その違反した部分を破棄する。但し、原判決が被告人のため不利益であるときは、これを破棄して、被告事件について更に判決をする。

二、訴訟手続が法令に違反したときは、その違反した手続を破棄する。

第四百五十九条 非常上告の判決は、前条第一号但書の規定によりされたものを除いては、その効力を被告人に及ぼさない。

第四百六十条 裁判所は、申立書に包含された事項に限り、調査をしなければならない。

第四百六十二条 非常上告の判決は、前条第一号但書の規定によりされたものと同様である。

第六編 略式手続
裁判所は、裁判所の管轄、公訴の受理及び訴訟手続に関しては、事実の取調べをすることができる。この場合には、第三百九十三条第三項の規定を準用する。

第四百六十三条 簡易裁判所は、検察官の請求により、その管轄に属する事件について、公判前、略式命令で、百万円以下の罰金又は科料を科することができる。この場合には、刑の執行猶予をし、没収を科し、その他付隨の処分をすることができる。

第四百六十四条 検察官は、略式命令の請求に際し、被疑者に対し、あらかじめ、略式手続を理解させるために必要な事項を説明し、通常の規定に従い審判を受けることができる旨を告げた上、略式手続によることについて異議がないかどうかを確めなければならない。

被疑者は、略式手続によることについて異議がないときは、書面でその旨を明らかにしなければならない。

第四百六十二条の二 檢察官の請求は、公訴の提起とともに、書面でこれをしなければならない。前項の書面には、前条第二項の書面を添附しなければならない。

第四百六十二条の二 檢察官は、略式命令の請求をする場合において、その事件について被告人との間でした第三百五十条の二第一項の合意があるときは、書面でこれをしなければならない。

あるときは、当該請求と同時に、合意内容書面を裁判所に差し出さなければならない。

前項の規定により合意内容書面を裁判所に差し出した後、裁判所が略式命令をする前に、当該合意の当事者が第三百五十条の十二第二項の規定により当該合意から離脱する旨の告知をしたときは、検察官は、遅滞なく、同項の書面をそのままの裁判所に差し出さなければならない。

第四百六十三条 第四百六十二条の請求があつた場合において、その事件が略式命令をすることができないものであり、又はこれをすることが相当でないものであると思料するときは、通常の規定に従い、審判をしなければならない。

検察官が、第四百六十二条の二に定める手続をせず、又は第四百六十二条第二項に違反して略式命令を請求したときも、前項と同様である。

裁判所は、前二項の規定により通常の規定に従い審判をするときは、直ちに検察官にその旨を通知しなければならない。

検察官は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、裁判所に対し、被告人に送達するものとして、起訴状の謄本を提出しなければならない。

第一項及び第二項の場合には、第二百七十一條及び第二百七十二条の二の規定の適用があるものとする。この場合において、第二百七十二条第一項中「公訴の提起」とあるのは、「第四百六十三条第四項の規定による起訴状の謄本の提出」と、同条第二項中「公訴の提起が」とあるのは、「第四百六十三条第三項の規定による通知が」と、第二百七十二条の二第二項中「公訴の提出」による通知を受けた後速やかに、裁判所に對し」とする。

前項において読み替えて適用する第二百七十二条第一項の規定による起訴状抄本等の提出は、第三百三十九条（第四号に係る部分に限る）の規定の適用については、公訴の提起においてされたものとみなす。

第四百六十三条の二 前条の場合を除いて、略式命令の請求があつた日から四箇月以内に略式命令が被告人に告知されないときは、公訴の提起は、さかのばつてその効力を失う。

前項の場合には、決定で、公訴を棄却しなければならない。略式命令が既に検察官に対しとある。前項の命令は、判決確定の日から六箇月以内にこれをしなければならない。但し、上訴権回復する場合は、略式命令の請求をする場合において、その事件について被告人との間でした第三百五十条の二第一項の合意があるときは、書面でこれをしなければならない。

官に告知されているときは、略式命令を取り消した上、その決定をしなければならない。前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第四百六十四条 略式命令には、罪となるべき事実、適用した法令、科すべき刑及び附隨の処分並びに略式命令の告知があつた日から十四日以内に正式裁判の請求をすることができる旨を示さなければならない。

正式裁判の請求は、略式命令をした裁判所に、書面でこれをしなければならない。正式裁判の請求があつたときは、裁判所は、速やかにその旨を検察官又は略式命令を受けた者に通知しなければならない。

正式裁判の請求は、略式命令をした裁判所に、書面でこれをしなければならない。正式裁判の請求があつたときは、裁判所は、速やかにその旨を検察官又は略式命令を受けた者に通知しなければならない。

第四百六十六条 正式裁判の請求は、第一審の判断があるまでこれを取り下しができる。

第四百六十七条 第三百五十三条、第三百五十五条乃至第三百五十七条、第三百五十九条、第三百六十条及び第三百六十二条乃至第三百六十五条の規定は、正式裁判の請求又はその取下についてこれを準用する。

第四百六十八条 正式裁判の請求が法令上の方式に違反し、又は請求権の消滅後にされたものであるときは、決定でこれを棄却しなければならない。この決定に対しては、即時抗告をすることができる。

正式裁判の請求を適法とするときは、通常の規定に従い、審判をしなければならない。

前項の場合においては、略式命令に拘束されない。

検察官は、第二項の規定により通常の規定に従い審判をすることとされた場合において、起訴状に記載された第二百七十二条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者の個人特定事項について、必要と認めるときは、裁判所に対し、当該個人特定事項が被告人に知られないようにするための措置をとることを求めるべきである。

第四百七十二条 裁判の執行は、その裁判をした裁判所に対応する検察官が、これを指揮する。但し、上訴の裁判又は上訴の取下により下級の裁判所の裁判を執行する場合には、上訴裁判所に対する裁判を執行する場合には、上訴裁判所に對応する検察官が、これを指揮する。

上訴の裁判又は上訴の取下により下級の裁判所の裁判を執行する場合には、上訴裁判所に對応する検察官が、これを指揮する。

訴訟記録が下級の裁判所又はその裁判所に記載された第二百七十二条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者の個人特定事項について、必要と認めるときは、裁判所に對し、当該個人特定事項が被告人に知られないようにするための措置をとることを求めるべきである。

前項の規定による求めは、第二百七十二条の二第一項の規定による求めとみなして、同条第二項の規定を適用する。この場合において、同一裁判所に對し」とする。

第四百七十三条 裁判の執行の指揮は、書面でこれをし、これに裁判書又は裁判を記載した調書の原本、謄本若しくは抄本又は裁判を記載した調書の謄本若しくは抄本を添えなければならぬ。但し、刑の執行を指揮する場合を除いては、裁判の執行を停止して、他の刑の執行をさせることができる。

前項の命令は、判決確定の日から六箇月以内にこれをしなければならない。但し、上訴権回復する場合は、略式命令の請求をする場合において、その事件について被告人との間でした第三百五十条の二第一項の合意があるときは、書面でこれをしなければならない。

前項の命令は、決定で、公訴を棄却しなければならない。

第四百七十四条 二以上の主刑の執行は、罰金及び科料を除いては、その重いものを先にする。

但し、検察官は、重い刑の執行を停止して、他の刑の執行をさせることができる。

第四百七十五条 死刑の執行は、法務大臣の命令による。

前項の命令は、判決確定の日から六箇月以内にこれをしなければならない。但し、上訴権回復する場合は、略式命令の請求をする場合において、その事件について被告人との間でした第三百五十条の二第一項の合意があるときは、書面でこれをしなければならない。

第四百六十三条第六項の規定は、前項において読み替えて適用する第二百七十二条の二第二項の規定による起訴状抄本等の提出について準用する。

第四百六十九条 正式裁判の請求により判決をしたときは、略式命令は、その効力を失う。

略式命令が効力を失つたときは、第三百四十五条の二の規定による決定及び第三百四十五条の三において読み替えて準用する第三百四十二条の八第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による決定に係る勾留状は、その効力を失う。

略式命令は、正式裁判の請求により判決をしたときは、略式命令をした裁判所が、その請求の取下により、確定判決と同一の効力を生ずる。正式裁判の請求を棄却する裁判が確定したときも、同様である。

第七編 裁判の執行
略式命令は、正式裁判の請求により判決をしたときは、略式命令をした裁判所が、その請求の取下により、確定判決と同一の効力を生ずる。正式裁判の請求を棄却する裁判が確定したときも、同様である。

第四百七十一条 裁判の執行の手続

第四百七十二条 裁判の執行は、この法律に特別の定のある場合を除いては、確定した後これを執行する。

第四百七十三条 裁判は、この法律に特別の定のある場合を除いては、確定した後これを執行する。

第四百七十四条 裁判の執行は、その裁判をした裁判所に對応する検察官が、これを指揮する。

但し、第七十条第一項但書の場合、第八条第一項但書の場合その他その性質上裁判所の裁判を執行する場合に、裁判官が指揮すべき場合は、この限りでない。

上訴の裁判又は上訴の取下により下級の裁判所の裁判を執行する場合には、上訴裁判所に對応する検察官が、これを指揮する。

上訴裁判所に對応する検察官が、これを指揮する場合には、上訴裁判所に對応する検察官が、これを指揮する。

訴訟記録が下級の裁判所又はその裁判所に記載された第二百七十二条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者の個人特定事項について、必要と認めるときは、裁判所に對し、当該個人特定事項が被告人に知られないようにするための措置をとることを求めるべきである。

前項の規定による求めは、第二百七十二条の二第一項の規定による求めとみなして、同条第二項の規定を適用する。この場合において、同一裁判所に對し」とする。

第四百七十五条 裁判の執行の指揮は、書面でこれをし、これに裁判書又は裁判を記載した調書の原本、謄本若しくは抄本又は裁判を記載した調書の謄本若しくは抄本を添えなければならぬ。但し、刑の執行を停止して、他の刑の執行をさせることができる。

前項の命令は、判決確定の日から六箇月以内にこれをしなければならない。但し、上訴権回復する場合は、略式命令の請求をする場合において、その事件について被告人との間でした第三百五十条の二第一項の合意があるときは、書面でこれをしなければならない。

前項の命令は、決定で、公訴を棄却しなければならない。

第四百七十六条 二以上の主刑の執行は、罰金及び科料を除いては、その重いものを先にする。

但し、検察官は、重い刑の執行を停止して、他の刑の執行をさせることができる。

第四百七十七条 死刑の執行は、法務大臣の命令による。

前項の命令は、判決確定の日から六箇月以内にこれをしなければならない。但し、上訴権回復する場合は、略式命令の請求をする場合において、その事件について被告人との間でした第三百五十条の二第一項の合意があるときは、書面でこれをしなければならない。

復若しくは再審の請求、非常上告又は恩赦の出願若しくは申出がされその手続が終了するまでの期間及び共同被告人であつた者に対する判決が確定するまでの期間は、これをその期間に算入しない。

第四百七十六条 法務大臣が死刑の執行を命じたときは、五日以内にその執行をしなければならない。

第四百七十七条 死刑は、検察官、検察事務官及び刑事施設の長又はその代理者の立会いの上、これを執行しなければならない。

検察官又は刑事施設の長の許可を受けた者でなければ、刑場に入ることはできない。

第四百七十八条 死刑の執行に立ち会つた検察事務官は、執行始末書を作り、検察官及び刑事施設の長又はその代理者とともに、これに署名捺印しなければならない。

第四百七十九条 死刑の言渡を受けた者が心神喪失の状態に在るときは、法務大臣の命令によつて執行を停止する。

死刑の言渡を受けた女子が懷胎しているときは、法務大臣の命令によつて執行を停止する。

前二項の規定により死刑の執行を停止した場合には、心神喪失の状態が回復した後又は出産の後に法務大臣の命令がなければ、執行することはできない。

第四百七十五条第二項の規定は、前項の命令についてこれを準用する。この場合において、判決確定の日とあるのは、心神喪失の状態が回復した日又は出産の日と読み替えるものとする。

第四百七十九条の二 拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告を受けた者について、刑法第十一條第一項の規定による拘置若しくは拘禁刑の執行が開始されたとき、又は当該判決に係る刑の執行を受けることがなくなったときは、当該者に対する執行としては、第三百四十二条の二（第四百四条）第四百四十四条において準用する場合を含む。（以下この章において同じ。）において準用する場合を含む。第四百八十五条の二において同じ。）の規定は、適用しない。

第四百八十条 懲役、禁錮又は拘留の言渡を受けた者が心神喪失の状態に在るときは、刑の言渡をした裁判所に対応する検察庁の検察官又は刑務の言渡を受けた者の現在地を管轄する地方検察官の指揮によつて、その状態が回復するまで執行を停止する。

<p>第四百八十二条 前条の規定により刑の執行を停止した場合には、検察官は、刑の言渡を受けた者を監護義務者又は地方公共団体の長に引き渡しし、病院その他の適当な場所に入れさせなければならない。</p> <p>刑の執行を停止された者は、前項の処分があるまでこれを刑事施設に留置し、その期間を刑期に算入する。</p> <p>第四百八十二条 懲役、禁錮又は拘留の言渡を受けた者について左の事由があるときは、刑の言渡をした裁判所に対応する検察庁の検察官又は刑の言渡を受けた者の現在地を管轄する地方検察庁の検察官の指揮によつて執行を停止することができる。</p> <p>一 刑の執行によつて、著しく健康を害するとき、又は生命を保つことのできない虞があるとき。</p> <p>二 年齢七十年以上であるとき。</p> <p>三 受胎後百五十日以上であるとき。</p> <p>四 出産後六十日を経過しないとき。</p> <p>五 刑の執行によつて回復することのできない不利益を生ずる虞があるとき。</p> <p>六 祖父母又は父母が年齢七十年以上又は重病若しくは不具で、他にこれを保護する親族がないとき。</p> <p>七 子又は孫が幼年で、他にこれを保護する親族がないとき。</p> <p>八 その他重大な事由があるとき。</p> <p>第四百八十三条 第五百条に規定する申立の期間内及びその申立があつたときは、訴訟費用の負担を命ずる裁判の執行は、その申立についての裁判が確定するまで停止される。</p> <p>第四百八十三条の二 拘禁刑以上の刑に処する判決が確定した後における第三百四十二条の二から第三百四十二条の七まで（これらの規定を第404条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第三百四十二条の五第一項ただし書の規定は、適用しない。</p>
<p>二、第三百四十二条の裁判所拘禁刑以上の刑に処する判決の言渡しをした</p>
<p>裁判所</p>
<p>二、第三百四十二条の四、第三百四十二条の五第一項及び第三項、第三百四十二条の六第</p>

第四百八十四条の二 前条前段の規定による呼出しを受けた者が、正当な理由がなく、指定された日時及び場所に出頭しないときは、二年以下の拘禁刑に処する。

第四百八十五条 死刑、懲役、禁錮又は拘留の言渡しを受けた者が逃亡したとき、又は逃亡するおそれがあるときは、検察官は、直ちに収容状を発し、又は司法警察員にこれを発せしめることができる。

第四百八十五条の二 拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、検察官は、当該判決が確定した後、直ちに収容状を発付し、又は司法警察員にこれを発付させることができる。

一 第三百四十二条の二の許可を受けないで本邦から出国し又は出国しようとしたとき。

二 第三百四十二条の二の許可が取り消されたとき。

三 第三百四十二条の二の許可を受け、正当な理由がなく、指定期間内に本邦に帰國せず又は上陸しなかつたとき。

第四百八十六条 死刑、懲役、禁錮又は拘留の言渡しを受けた者の現在地が分からぬときは、検察官は、検事長にその者の刑事施設への収容を請求することができる。

請求を受けた検事長は、その管内の検察官に収容状を発せしめなければならない。

第四百八十七条 収容状には、刑の言渡しを受けた者の氏名、住居、年齢、刑名、刑期その他収容に必要な事項を記載し、検察官又は司法警察員が、これに記名押印しなければならない。

第四百八十八条 収容状は、勾引状と同一の効力を有する。

第四百八十九条 収容状の執行については、勾引状の執行に関する規定を準用する。

第四百九十条 罰金、料料、没収、追徴、過料、没取、訴訟費用、費用賠償又は仮納付の裁判は、検察官の命令によつてこれを執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

第四百九一条 没収又は租税その他の公課若しくは専売に関する法令の規定により言渡し済みの法令の規定に従つてする。ただし、執行前に裁判の送達をすることを要しない。

前項の裁判の執行は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）その他強制執行の手続に関する法令の規定に従つてする。ただし、執行前に罰金若しくは追徴は、刑の言渡を受けた者が付

決の確定した後死亡した場合には、相続財産についてこれを執行することができる。

第四百九十二条 法人に對して罰金、科料、没収又は追徵を言い渡した場合に、その法人が判決の確定した後併によつて消滅したときは、合併の後存続する法人又は合併によつて設立された法人に對して執行することができる。

第四百九十二条の二 罰金に相當する金額にて仮納付の裁判の執行があつたときは、第三百四十五条の二（第四百四条において準用する場合を含む。第四百九十四条の三、第四百九十四条の五（第三号を除く。）、第四百九十四条の六、第四百九十四条の八第一項、第四百九十四条の十二第二項及び第四百九十四条の十四において同じ。）の規定による決定及び第三百四十五条の三（第四百四条において準用する場合を含む。第四百九十四条の三（第三号を除く。）、第四百九十四条の五（第三号を除く。）、第四百九十四条の六、第四百九十四条の八第一項、第四百九十四条の十二第二項及び第四百九十四条の十四において同じ。）の規定による決定に係る勾留状は、その効力を失う。

第三百四十二条の七	第三百四十二条の七	第三百四十二条の七	第三百四十二条の七
第三百四十二条の七	第三百四十二条の七	第三百四十二条の七	第三百四十二条の七
第三百四十二条の七	第三百四十二条の七	第三百四十二条の七	第三百四十二条の七
第三百四十二条の七	第三百四十二条の七	第三百四十二条の七	第三百四十二条の七
第三百四十二条の七	第三百四十二条の七	第三百四十二条の七	第三百四十二条の七

次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

びに第九十六条第一項（第二号及び第六号に係る部分に限る。）、第九十八条及び第九十八条の二の規定（これらの規定のうち勾留の執行停止

項 第九 九十二 一条第 二	項 第八 八十四 一条第 二	項 第八 八十三 一条第 三	項 第八 八十二 一条第 一項	項 第八 八十七 一条第 一項	項 第八 八十一 一条第 一項	項 第八 八十七 一条第 一項	項 第八 八十二 一条第 一項	項 第八 八十七 一条第 一項	項 第八 八十二 一条第 一項	項 第八 八十七 一条第 一項	項 第八 八十二 一条第 一項	項 第八 八十七 一条第 一項	第六 六十九 一条	
様 で ある も 前 項 と 同 じ る れ ら の	被告人 及び弁 護人並 びにこ そ及 びその 者を聴 かなければ ない	弁護人 の出頭 については、 被告人に異 議がないとき	被告人が 弁護人に異 議がないとき	被告人が 弁護人及びそ の弁護人	被告人が 弁護人及びそ の弁護人	代理人 法定代理 人	弁護人、法定 代理人	法定代理 人	裁判所	被 告 人	被 告 人	被 告 人	被 告 人	第五 五十七 一条乃 至第 第六 六十二 条、第六 六十五 条及 び前 条
ら な い	は、檢 察官の意 見を聴 かなければ ない	拘置され ている者	その者が その者に異 議がないとき	その者 の拘置さ れている者	その者 の拘置さ れている者	法定代理 人	法定代理 人	法定代理 人	第四百九 四十四条の 五の規定に よる拘置を した裁判所	者	第四百九 四十四条の 五の規定に よる拘置を した裁判所	第四百九 四十四条の 五の規定に よる拘置を した裁判所	第四百九 四十四条の 五の規定に よる拘置を した裁判所	第六 六十九 一条

第九十五条第一項	第九十五条第六項	第九十六条第一項	第九十七条第一項	第九十八条第一項及び第二項	第九十九条第一項及び第二項	第四百九十四条の九
被告人を拘置されている者	拘置の執行停止をされる者	拘置の執行停止をされる者	拘置の執行停止をされる者	拘置の執行停止をされる者	拘置の執行停止をされる者	期間を指定されて拘置の執行停止をされた者が、正当な理由がなく、当該期間の終期として指定された日時に、出頭すべき場所として指定された場所に出頭しないときは、二年以下の拘禁刑に処する。
被告人	被告人	被告人	被告人	被告人	被告人	その者に
被告人に	被告人が	被告人が	被告人が	被告人が	被告人が	取り消された者が
第九十八条の二	第九十九条第一項及び第二項	第九十五条第六項	第九十七条第一項	第九十八条第一項	第九十九条第一項	第四百九十四条の九

前項の者が、第四百九十四条の五の規定による拘置をした裁判所の許可を受けないで指定された期間を超えて制限された住居を離れてはならない旨の条件を付されて拘置の執行停止をされた者が、当該条件に係る住居を離れ、当該許可を受けないで、正当な理由がなく、当該期間を超えて当該住居に帰着しないときは、二年以下の拘禁刑に処する。

前項の者が、第四百九十四条の五の規定による拘置をした裁判所の許可を受けた者が、正当事由がなく、指定された日時及び場所に出頭しないときは、二年以下の拘禁刑に処する。

第四百九十四条の十一 拘置の執行停止を取り消され、検察官から出頭を命ぜられた者が、正当事由があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、決定で、当該第三百四十五条の二又は第四百九十四条の三の規定による決定をした裁判所は、第四百九十四条の六に規定する手続のため必要があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、決定で、当該第三百四十五条の二又は第四百九十四条の三の規定による決定をした裁

前項の規定による提出をしたときは、押収を解く処分があつたものとする。この場合において、当該押収物は、還付することを要しない。

第七十一条の規定は、第五百十一一条第一項の令状の執行について準用する。

この法律は、昭和二十四年一月一日から、これを施行する。

常の規定に従い審判をすることとした事件及び新法施行前すでに被告人に対し略式命令の曉本

て、当該押収物は還付することを要しない。前二項の規定は、民事訴訟の手続に従い、利害関係人がその権利を主張することを妨げない。

第四百九十九条第一項、第三項及び第四項の規定は、第一項及び第六項において読み替えて準用する第二百二十三条第一項の規定による押収物の置付について準用する。この場合における

附 則（昭和三年二月一日法律第
二六〇号）抄

第七項前段の事件で、新法施行の際略式命令の請求がかつて日からまだ三箇月を経過してい
が送達された事件については、この限りでない。

五百六十六条 檢察官は、検察事務官に第五百八
条第一項本文の調査又は同条第二項、第五百九
条、第五百十二条若しくは第五百十四条の处分
をさせることができる。

五百五十五条 前条の規定による鑑定の嘱託を受けた者は、裁判官の許可を受けて、第一百六十八条第一項に規定する処分をすることができる。検察官が前条の規定による鑑定の嘱託をした場合においては、前項の許可を受けることは、許可状を発しなければならない。

五百五十六条 檢察官は、検察事務官に第五百八
条、第一百三十三条、第一百三十七条、第一百三十八
条、第一百四十一条及び第一百六十八条第二項から第
四項までの規定は、第一項の許可及び前項の許
可状について準用する。この場合において、第一百三十七条第一項中「被告人」とあるのは「裁
判の執行を受ける者」と、第一百六十八条第二項
中「被告人の氏名、罪名」とあるのは「裁判の
執行を受ける者の氏名」と読み替えるものとす
用する。

前項において準用する第四百九十九条第一項
の規定による公告をした日から六箇月以内に前
項の交付又は複写の請求がないときは、その交
付をし、又は複写をさせることを要しない。

五百四十四条 檢察官又は裁判所若しくは裁判官
は、裁判の執行に関して必要があると認めるとき
は、裁判の執行を受ける者その他の者の出頭
を求め、質問をし、又は裁判の執行を受ける者
以外の者に鑑定、通訳若しくは翻訳を嘱託する
ことができる。

五百五十七条 前条の規定による鑑定の嘱託を受
けた者は、裁判官の許可を受けて、第一百六十八
条第一項に規定する処分をすることができる。
検察官が前条の規定による鑑定の嘱託をした
場合においては、前項の許可の請求は、検察官
からこれをしなければならない。

裁判官は、前項の請求を相当と認めるとき、
又は裁判所若しくは裁判官が鑑定を嘱託した場
合において第一項の許可をするときは、許可状

附 則（昭和二十四年五月二八日法律第一一六号）
この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二七年七月二一日法律第二四〇号）抄
この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二七年七月三一日法律第二六八号）抄
この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則（昭和二八年八月七日法律第一七二号）
この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

1 この附則で、「新法」とは、この法律による改正後の刑事訴訟法をいい、「旧法」とは、従前の刑事訴訟法をいう。

2 新法は、特別の定がある場合を除いては、新法施行前に生じた事項にも適用する。但し、旧法によつて生じた効力を妨げない。

3 前項但書の場合において、旧法によつてした訴訟手続が新法にこれに相当する規定があるものは、新法によつてしたものとみなす。

4 新法施行前に正式裁判の請求をした事件で新法施行後にその取下のあつたものの訴訟費用の負担については、新法施行後も、なお従前の例による。

新法施行の際すでに控訴趣意書の差出期間を経過した事件の控訴裁判所における事実の取調について、新法施行後も、なお旧法第三百九十三条第一項但書の規定を適用する。

新法施行前すでに略式命令の請求があつた事件の略式手続については、なお従前の例によつても、同様である。

前項前段の事件で、被告人に対し略式命令の請求があつた日から一箇月を経過したものについては、公訴の提起は、さかのぼつてその効力を失つたものとする。但し、新法施行前で裁判所が旧法第四百六十三条の規定により通

の請求があつた日からまた二箇月を経過してないものについては、新法第四百六十三条の二の規定の適用があるものとする。この場合には、前項但書の規定を準用する。

新法施行の際まだ略式命令の請求をしていない事件であつても、新法施行の際すでに検察官から被疑者に対し略式命令の請求をすることを告げているものについては、これを告げた日から七日を経過した後であつて、且つ、略式手続によることについて被疑者に異議がない場合は、新法第四百六十二条及び第四百六十二条第二項の規定にかかわらず、略式命令をすることができる。

附 則（昭和二八年八月一〇日法律第一九五号）抄

この法律の施行期日は、昭和二十八年十二月三十一日までの間において政令で定める。

附 則（昭和二九年四月一日法律第五七三号）抄

この法律は、昭和二十九年八月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。但し、刑法第一条第二項の改正規定及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二九年六月八日法律第一六〇八号）

（施行期日）

この法律中、第五十三条の規定は交通事件即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号、同法附則第一項但書に係る部分を除く。）の施行の日から施行する。

附 則（昭和三三年四月三〇日法律第一〇八号）

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（昭和四六年四月六日法律第四二二号）

この法律（第一条を除く。）は、昭和四十六年七月一日から施行する。

附 則（昭和五一年五月二一日法律第二三号）

1 この法律は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	附 則（平成三年四月一七日法律第三二）
2 この法律の施行前に生じた訴訟費用については、この法律による改正後の刑事訴訟法第百八十一条第三項ただし書の規定は、適用しない。	
3 この法律による改正後の刑事訴訟法第百八十一条の二の規定は、この法律の施行後に無罪の判決が確定した事件につきこの法律の施行前に生じた費用についても適用する。	
4 檢察官のみが上訴をした場合において、その上訴がこの法律の施行前に棄却され又は取り下げられたときは、上訴によりその審級において生じた費用の補償についてはなお従前の例による。	
5 この法律による改正前の刑事訴訟法第三百七十一条第一項の規定による補償の請求及び前項の規定により従前の例によることとされる補償の請求がされている場合には、改正前の同法第三百六十八条の規定及び同条の規定の例により補償される費用については、改正後の同法第三百八十二条の二第一項の補償をしない。	

附 則（昭和五四年三月三〇日法律第五号）抄	（施行期日）抄	附 則（平成四年四月二一日法律第三〇）	（施行期日）抄
1 この法律は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の施行の日（昭和五十五年十月一日）から施行する。（経過措置）	（施行期日）抄	1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。（逮捕及び勾留に関する経過措置）	（施行期日）抄
2 この法律の施行前に申し立てられた民事執行、企業担保権の実行及び破産の事件については、なお従前の例による。	（施行期日）抄	2 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（逮捕及び勾留に関する経過措置）	（施行期日）抄
3 前項の事件に関し執行官が受け手数料及び支払又は償還を受ける費用の額については、同項の規定にかかわらず、最高裁判所規則の定めるとところによる。	（施行期日）抄	3 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則）	（施行期日）抄
附 則（昭和六一年五月二三日法律第六号）抄	（施行期日）抄	附 則（平成七年五月一二日法律第九一）	（施行期日）抄

附 則（昭和六一年五月二三日法律第六号）抄	（施行期日）抄	附 則（平成七年五月一九日法律第七号）	（施行期日）抄
1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則）	（施行期日）抄	1 この法律は、公布の日から起算して六十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則）	（施行期日）抄
附 則（昭和六三年一二月一三日法律第九三号）抄	（施行期日）抄	附 則（平成二年五月一九日法律第七号）	（施行期日）抄
（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	（施行期日）抄	第一条 この法律は、公布の日から起算して六十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則）	（施行期日）抄

附 則（昭和六三年一二月一三日法律第九三号）抄	（施行期日）抄	附 則（平成二年五月一九日法律第七号）	（施行期日）抄
（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則）	（施行期日）抄	第一条 この法律は、公布の日から起算して六十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則）	（施行期日）抄
附 則（昭和六三年一二月一三日法律第九三号）抄	（施行期日）抄	附 則（平成二年五月一九日法律第七号）	（施行期日）抄
（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	（施行期日）抄	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則）	（施行期日）抄

（政令への委任）
百二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五条号）第五条の規定（公布の日）
附 則（令和五年五月一七日法律第二八号抄）
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 略
二 第一条中刑事訴訟法第三百四十四条に一項を加える改正規定、第二条中刑法第九十七条及び第九十八条の改正規定並びに第三条中出入国管理及び難民認定法第七十二条の改正規定（第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げる部分に限る。第六号において「第七十二条第一号を削る改正規定」という。並びに附則第五条第一項及び第二項、第八条第四項並びに第二十条の規定、附則第二十四条中国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第四十二条の改正規定、附則第二十七条中刑事収容施設及び被收容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二百九十三条の改正規定、附則第二十八条第二項、第三十三条及び第三十一条の規定、附則第三十二条中少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）第一百三十二条の改正規定、附則第三十五条のうち、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）第二条中刑事訴訟法第三百四十四条の改正規定の改正規定及び刑法等一部改正法第十二条中少年鑑別所法第一百三十二条の改正規定を削る改正規定並びに附則第三十六条及び第四十条の規定（公布の日から起算して二十日を経過した日）

附則（令和五年五月一七日法律第二八八

三
斯難期一ノノ

第一百一十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

規定、同法第一編第八章に二十三条を加える改正規定（第九十八条の二及び第九十九条の三に係る部分に限る）、同法第二百八条の二に三条を加える改正規定、同法中第二百七十八条の二を第二百七十八条の三とし、第二百七十八条の次に一条を加える改正規定、同法第四百二条の次に一条を加える改正規定、同法第七編中第四百七十七条の前に章名を付する改正規定、同法第四百八十一条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第五百二条及び第五百七条の改正規定、同法中同条を第五百八条とし、第五百六条の次に章名及び一条を加える改正規定並びに同法本則に八条を加える改正規定並びに第四条及び第五条の規定並びに次条第一項及び第二項、附則第三条、第七条第一項、第八条第一項及び第二項並びに第十二条の規定、附則第十三条中「刑事補償法」（昭和二十五年法律第一号）第一条第三項の改正規定、附則第十四条及び第十五条の規定、附則第十六条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第二百三十八号）以下「日米地位協定刑事特別法」という。）第十三条の改正規定、附則第十七条中日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する協定書の実施に伴う刑事特別法（昭和二十八年法律第二百六十五号）以下「日国連裁判権協定書刑事特別法」という。）第五条の改正規定、附則第十九条中日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十九年法律第二百五十一号）以下「日国連地位協定刑事特別法」という。）第五条の改正規定、附則第二十四条中國國際受刑者移送法第二十一条の改正規定（第四百八十四条）を「第四百八十四条から第四百八十五条まで、第四百八十六条」に改める部分を除く。）、附則第二十五条の規定、附則第十六条中裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）第六十四条第一項の表第四十三条第四项、第六十九条、第七十六条第三项、第八十五条、第一百八十三条、第一百二十五条第一项、第一百六十三

四

第一条、第二百六十九条、第二百七十八条の二第二項、第二百九十七条第二項、第三百十一条の十一の項の改正規定（第二百七十八条の二第二項）を「第二百七十八条の三第二項」に改める部分に限る。）、附則第二十七条中刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百八十六条の改正規定、附則第二十八条第一項の規定並びに附則第三十七条中刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う關係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）第四百九十五条第七項の改正規定、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

六

る。）、附則第三十三条及び第三十四条の規定並びに附則第三十五条のうち刑法等一部改正法第三条中刑事訴訟法三百四十三条の改正規定の改正規定（公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日）第一条规定訴訟法第一編第八章に二十三条を加える改正規定（第九十八条の四から第九十八条の十一までに係る部分に限る。）及び次条第三項の規定（公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定め

十一

刑者移送法第二十一条の改正規定（第四百八十四条）を「第四百八十四条から第四百八十五条まで、第四百八十六条」に改める部分に限る）、附則第二十六条中裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第八十三条第三項の改正規定、附則第二十七条中刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第七百七十二条号の改正規定、附則第二十九条の規定、附則第三十二条中少年鑑別所法第一百二十条第三号の改正規定並びに附則第三十七条中刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律第四百七十九条の改正規定（公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日）

七 附則第五条第三項、第六条第三項、第八条第五項から第七項まで、第十条第二項並びに第十五条第三項及び第四項の規定（刑法等一部改正法の施行の日（以下「刑法等一部改正法施行日」という。）

の刑法（以下「旧刑法」という。）第一百七十六条から第一百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪の被害者は、第三条の規定による改正後の刑事訴訟法（以下「新刑事訴訟法」という。）第一百五十七条の六第一項の規定の適用について、同項第一号に掲げる者とみなす。

3 第一項の規定によりなお從前の例によることとされる場合における旧刑法第一百七十六条から第一百七十八までの罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件は、新刑事訴訟法第二百九十条の二第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる事件とみなす。

4 第一項の規定によりなお從前の例によることとされる場合における旧刑法第一百七十六条から第一百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件は、新刑事訴訟法第二百九十条の二第一項の規定の適用について、同項第一号に掲げる事件とみなす。

（刑事訴訟法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日からこの法律の施行の日（次条第二項及び附則第十一条第二項において「施行日」という。）の前日までの間における第二条の規定による改正後の刑事訴訟法（以下この項及び次条において「第二条改正後刑事訴訟法」という。）第二百五十条第三項及び第四項の規定の適用については、刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号）附則第二条第一項の規定によりなお從前の例によることとされる場合における同法による改正前の刑法（以下この条において「従前の例による平成二十九年改正前刑法」という。）第一百七十八条の二の罪又はその未遂罪は、第二条改正後刑事訴訟法第二百五十五条第三項第二号に掲げる罪とみなし、従前の例による平成二十九年改正前刑法第一百八十二条第三項（人を負傷させたときに限る。）の罪又は従前の例による平成二十九年改正前刑法第二百四十二条第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪は、第二条改正後刑事訴訟法第二百五十条第三項第一号に掲げる罪とみなす。

2 新刑事訴訟法第二百五十条第三項及び第四項の規定の適用については、附則第二条第一項の規定によりなお從前の例によることとされる場合における旧刑法第一百七十六条若しくは第一百八十二条第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪は、新刑事訴訟法第二百五十条第三項第三号に掲げる罪とみなし、附則第二条第一項の規定によりなお從前の例によることとされる場合における旧刑法第一百七十六条若しくは第一百八十二条第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪は、

旧刑法第百七十七条若しくは第百七十八条第二項の罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は從前の例による平成二十九年改正前刑法第百七十八条第二項の二の罪若しくはその未遂罪は、新刑事訴訟法第二百五十条第三項第二号に掲げる罪とみなす。

附則第二条第一項の規定によりなお從前の例によることとされる場合における旧刑法第百七十六条から第百七八条までの罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は從前の例による平成二十九年改正前刑法第百七十八条の二の罪若しくはその未遂罪、從前の例による平成二十九年改正前刑法第二百四十二条第三項の罪若しくは從前の例による平成二十九年改正前刑法第二百四十二条第三項の罪若しくはその未遂罪の被害者は、新刑事訴訟法第三百二十二条の三第一項の規定の適用については、同項第一号イに掲げる者とみなす。

(公訴時効に関する経過措置)

第五条 第二条改正後刑事訴訟法第二百五十条第三項及び第四項の規定は、第二条の規定の施行の際既にその公訴の時効が完成している罪については、適用しない。

2 第二条改正後刑事訴訟法(施行日以後においては新刑事訴訟法)第二百五十条第三項及び第四項の規定は、刑法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百五十六号)附則第三条第二項の規定にかかわらず、第二条の規定の施行の際その公訴の時効が完成していない罪についても、適用する。

(刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 附則第二条第一項の規定によりなお從前の例によることとされる場合における旧刑法第七十六条から第百七八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正後の刑事訴訟法(以下この項及び次項において「改正後の刑事訴訟法」という)第二百一条の二第一項及び第二項、第二百七条の二、第二百七条の三第一項(第一号イに係る部分に限る)並びに第四百二十九条第三項の規定の適用については改正後の刑事訴訟法第二百一条の二第一

項第一号イに掲げる事件とみなし、改正後の刑事訴訟法第二百七十七条の二第一項、第二百七十九条十一条の五第一項（第一号イに係る部分に限る。）、第二百七十二条の六、第二百七十七条の八第一項及び第四項、第二百九十九条の四第二項、第四項、第七項及び第九項、第二百九十九条の五第二項（第二号イに係る部分に限る。）並びに第三百十二条の二第一項、同条第四項において読み替えて準用する改正後の刑事訴訟法第二百七十二条の六第五項及び第二百七十二条の八第一項並びに改正後の刑事訴訟法第四百六十八条第四項の規定の適用については改正後の刑事訴訟法第二百七十二条の二第一項第一号イに掲げる事件とみなす。

附則第二条第一項の規定によりなお從前の例によることとされる場合における旧刑法第一百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの未遂罪に係る事件は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第二十二条の規定による改正後の犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために付隨する措置に関する法律第二十二条第一項及び第四十六条第一項の規定の適用については、改正後の刑事訴訟法第二百七十七条の二第一項第一号イに掲げる事件とみなす。

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行日の前日までの間ににおける前項の規定の適用については、同項中「第四十六条第一項」とあるのは、「第四十二条第一項」とする。

（検討等）

即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(周知)

第二十一条 政府は、新刑法等の規定が、性的な被害の実態及びこれに対する社会の意識の変化に対応して、刑罰を伴う新たな行為規範を定めることのあることに鑑み、その趣旨及び内容について国民に周知を図るものとする。

附 則 (令和五年六月二三日法律第六七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

附 則 (令和五年一二月一三日法律第八四号) 抄

(施行期日)

第十二条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(刑事訴訟法等の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一項改正前の大麻法の罪は、前条(第一号に係る部分に限る。)の規定による改正後の刑事訴訟法第三百五十九条の二(第二項第四号に係る部分に限る。)の規定の適用については、大麻草の栽培の規制に関する法律の罪とみなす。